

# 平成 29 年度滋賀県包括外部監査報告書

## 監査テーマ

「委託契約に関する財務事務の執行について」

平成 30 年 3 月

滋賀県包括外部監査人

公認会計士 西野 裕久

# 目次

第1章	包括外部監査の概要.....	1
第1節	監査の種類.....	1
第2節	選定した特定の事件.....	1
第3節	主な監査要点および手続.....	2
第4節	包括外部監査人を補助した者.....	3
第5節	利害関係.....	3
第6節	報告書の構成.....	3
第2章	監査対象（委託契約）の概要.....	4
第1節	委託契約の概要.....	4
第2節	指定管理者制度の概要.....	9
第3章	滋賀県における委託事務に関連する情報.....	10
第1節	民間委託に関する国の施策.....	10
第2節	滋賀県の取組状況.....	12
第4章	監査結果について.....	23
第1節	監査対象の抽出.....	23
第2節	総論.....	25
第5章	個別監査結果について.....	32
第1節	個別監査結果一覧.....	32
第2節	監査結果各論.....	44
A.	総合政策部.....	44
B.	総務部.....	60
C.	県民生活部.....	89
D.	琵琶湖環境部.....	125
E.	健康医療福祉部.....	146
F.	商工観光労働部.....	164
G.	農政水産部.....	187
H.	土木交通部.....	203
I.	会計管理局.....	214
J.	議会事務局.....	217
K.	教育委員会事務局.....	223
L.	警察本部.....	253
M.	人事委員会事務局.....	265
N.	監査委員事務局.....	266
第6章	所感.....	267

本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。

## 第1章 包括外部監査の概要

### 第1節 監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

### 第2節 選定した特定の事件

#### 1. 選定した特定の事件

委託契約に関する財務事務の執行について

#### 2. 特定の事件の選定理由

最近では、職員の働き方改革の取組の推進や地方交付税におけるトップランナー方式の導入等、更なる外部委託の拡大が求められており、滋賀県においても、平成28年度において、総額で200億円を超える委託契約が締結されているところである。

滋賀県では、「滋賀県基本構想」の実現のため、平成27年度から平成30年度までの滋賀県における行政経営の基本的な考え方と具体的な取組内容を定めた「滋賀県行政経営方針」を策定しており、その中には、民間が持つノウハウや技術を活用し、コスト縮減、一時期に集中する行政需要への対応、地元企業の活性化等の効果をあげるため、アウトソーシングの導入拡大を検討している旨が記載されている。加えて、民間からの協働や民間開放につながる提案・相談を幅広く受け付けるために「滋賀県と民間との協働に関する相談窓口」も設けて民間提案制度を導入している。

一方で、外部委託を拡大することにより、これまで滋賀県が有していたノウハウの継承や、事業に対する滋賀県の関与の低下等の課題が指摘されている。

これらの点を踏まえて、委託契約手続が滋賀県のルールに沿っているかという合規性の観点に加え、委託契約の公正性、透明性、経済性、効率性の観点から検証する。また滋賀県の委託契約の管理体制や全庁的な委託契約のモニタリングの状況、委託する業務範囲の考え方等、委託契約のあり方自体について他府県の事例との比較等により検証することは、滋賀県民にとっても有用であると考え、本事件（テーマ）を選定した。

#### 3. 監査対象期間

平成28年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度および平成29年度の一部についても監査対象とする。

#### 4. 監査対象範囲

平成 29 年度の監査テーマである「委託契約に関する財務事務の執行について」における監査の対象は、委託契約を全庁横断的に検証するため、委託契約に関する様々な取組を実施している総務部および委託契約を所管する部局（総合政策部、総務部、県民生活部、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、商工観光労働部、農政水産部、土木交通部、会計管理局、議会事務局、教育委員会事務局、警察本部、人事委員会事務局、監査委員事務局）の委託契約から一定の基準に基づき、抽出した。なお、必要に応じて監査対象所管課、指定管理者制度の委託事務を追加した。

### 第3節 主な監査要点および手続

#### 1. 委託事務全般についての主な監査要点

- ・委託事務の適正化に向けた各種取組を実施し、検証しているか
- ・外部委託の管理が適切になされているか
- ・全庁的なモニタリングが適切に実施されているか
- ・委託業務の範囲についての考え方が明確かつ適切なものか
- ・コスト削減の取組がされているか
- ・県と委託業者の間で業務分担が明確になっているか
- ・委託の効果は適切かつ適時に検証されているか
- ・委託契約を管理する仕組みが整備、運用されているか

#### 2. 個別委託契約についての主な監査要点

- ・委託事務が法令、条例、規則等に準拠しているか
- ・委託先の選定方法は適切か
- ・契約金額は適切な積算に基づいているか
- ・実績検証が適切に行われているか
- ・再委託契約の契約事務、理由等は適切か
- ・不適正契約を防止するような内部統制が整備、運用されているか
- ・随意契約についてガイドライン等に基づく検証を実施しているか

#### 3. 実施した主な監査手続

委託事業の契約書、実施報告書、県の決裁・協議資料ほかの関係書類の閲覧、担当者への質問、分析、その他監査人が必要と認める監査手続を実施した。

#### 第4節 包括外部監査人を補助した者

公認会計士	吉田 享司
公認会計士	上森 太一郎
公認会計士	菊池 健太郎
公認会計士	飴本 拓真
公認会計士	金山 宗和
公認会計士	西栗 聡史
公認会計士準会員	小河 正侑
公認会計士準会員	坂本 亮介
公認会計士準会員	旭 裕一

#### 第5節 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人および監査人補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

#### 第6節 報告書の構成

##### 1. 構成

本報告書では、まず、監査の前提として第2章において監査対象である委託契約の概要を記載し、第3章において滋賀県における委託事務に関連する情報を記載した。次に、第4章において監査人の全般的な考えや各事業に共通する課題について整理した監査結果を記載し、第5章において個別の委託契約に関する監査結果について記載した。最後に第6章において本監査を通じた監査人の所感について述べている。

##### 2. 監査結果の書き分け

本報告書では、監査の結果として指摘事項と意見を記載している。指摘事項は、合規性の観点から是正・改善を求める事項である。また、県の厳しい財政状況に鑑み、地方自治法第2条第14項の趣旨を厳格に解し、経済性、効率性および有効性の観点から強く対応を求めるものについても指摘事項としている。

一方、意見は、指摘事項には該当しないが、組織および運営の合理化に資するために、是正・改善に向けた検討を求める事項である。

## 第2章 監査対象（委託契約）の概要

### 第1節 委託契約の概要

#### 1. 委託契約の定義

一般に、委託とは法律行為または法律行為でない事務その他の事実行為を他の機関もしくは他の者に依頼することをいう。

委託は法令の根拠に基づいてなされる公法上の委託と、法令に基づかず私的契約によってなされる私法上の委託に分類される。

公法上の委託は法の明文根拠に基づく委託であり、具体的には歳入の徴収または収納の委託（地方自治法施行令第158条）等がある。

私法上の委託は民法第632条に基づく請負、民法第643条に基づく委任および民法第656条に基づく準委任のことをいい、一般に業務委託契約と呼ばれるものである。

県では「滋賀県会計管理局 会計事務の手引き」において以下のように定義されている。

委託・・・法律行為または事実行為（事務）をなすべきことを他人に依頼すること  
契約・・・法律上の効果を発生させる互いに対立する二つの意思表示の合致によって成立する法律行為

#### 2. 委託契約の種類

地方自治法第234条において、契約の締結は一般競争入札、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法により締結する旨が定められている。また、上記の方法のうち、一般競争入札が原則となり、指名競争入札、随意契約またはせり売りについては一定の要件のもと容認される。なお地方自治法施行令に定める一定の要件は次のとおりである。

##### （1）指名競争入札の要件

指名競争入札が認められる要件は以下のとおりである。

- ① 工事または製造の請負、物件の売買その他契約でその性質または目的が一般競争入札に適しないものをするとき
- ② その性質または目的により競争に加わるものの数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき
- ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき

## (2) 随意契約の要件

随意契約が認められる要件は以下のとおりである。

- ① 予定価格が財務規則第 219 条各号で定める額（※ 1）を超えない契約
- ② 性質または目的が競争入札に適しない契約（※ 2）
- ③ 障害者支援施設等で製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約、障害者支援施設、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
- ④ 知事の認定した者から新商品として生産された物品を当該認定を受けた者から買い入れもしくは借り入れる契約、または知事の認定した者から新役務の提供を受ける契約
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき
- ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込みのあるとき
- ⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき

（※ 1）

該当号	契約種別	限度額
1 号	工事または製造の請負	250 万円
2 号	財産の買入れ	160 万円
3 号	物件の借入れ	80 万円
4 号	財産の売払い	50 万円
5 号	物件の貸付け	30 万円
6 号	前号各号に掲げる以外のもの	100 万円

（※ 2）

類型	随意契約できる場合の定義
①	法令等の規定により相手方が特定されるもの
②	国、地方公共団体を相手方とするもの
③	<p>県が相手方を選定できる余地のないもの</p> <p>○特定の土地・施設等を所有または管理している者と契約する場合（所有または管理者の指定する業者との委託業務が義務付けられている場合を含む）</p> <p>○特殊な技術や技能、資格、権利、実績、経験、設備機器等を要し、他に代替しうる者がいない場合</p>
④	プロポーザル等による企画・提案方式により選定された相手方と契約するもの
⑤	県の行為や契約先など契約の内容を秘密にする必要のあるもの



⑥	県統一価格により契約する場合
---	----------------

### (3) 滋賀県における契約形態

滋賀県では以下の契約形態に分類し、管理している。

契約方法	内容
一般競争入札	
特定調達	国際協定「政府調達に関する協定」その他の国際約束の適用を受ける競争入札。
その他	特定調達以外の競争入札。
指名競争入札	県が指名する業者のみが入札に参加する競争入札。
随意契約	
プロポーザル方式	複数の業者から企画提案を受け、その内容を審査して業者を決定する随意契約。
公募型見積合わせ (オープンカウンタ)	指名による見積もり徴取によらず、事業者が広く参加可能となる公募方式で見積書入手し、契約の相手方を決定する随意契約。
2 者以上からの見積徴取	2 者以上からの見積徴取による随意契約。
1 者見積	1 者からの見積徴取による随意契約。
指定管理者制度	県が指定する指定管理者に公の施設の管理・運営を代行させる制度。契約に該当しないため、入札という概念がない。

### (4) 契約形態別の長所と短所

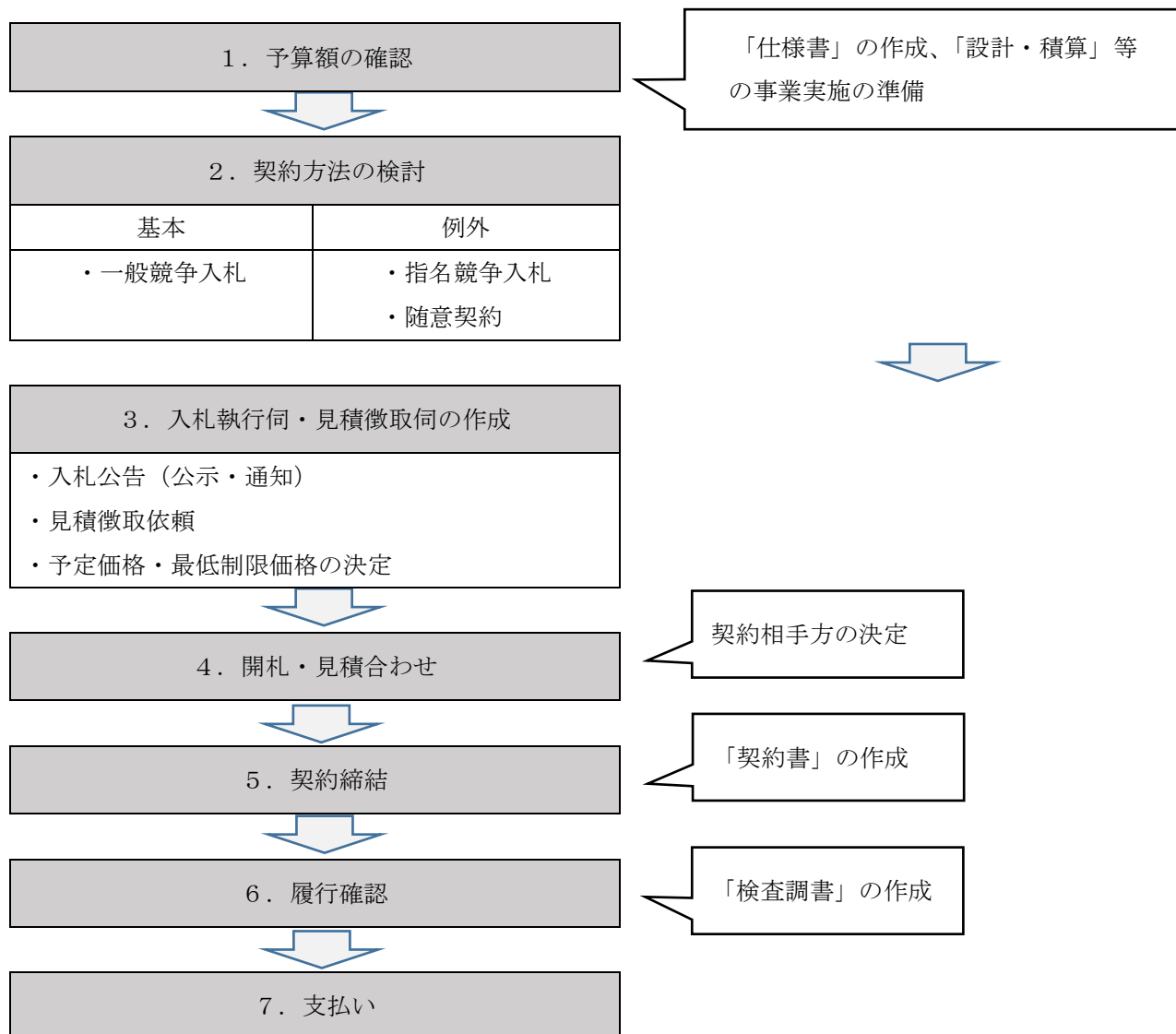
種類	説明	長所	短所
一般競争入札	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公告により一定の資格を有する不特定多数の参加を求め、入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方法</li> <li>・ 地方公共団体の契約方法の原則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公正性と機会均等性の確保</li> <li>・ 競争による利益の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不信用、不誠実な者が入札に参加するおそれがある</li> <li>・ 確実に契約が履行されるかの確に把握できない</li> </ul>
指名競争入札	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資力、信用その他について適切と認める特定多数の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不信用、不誠実なものを排除でき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指名される者の範囲が固定化されれば、偏</li> </ul>

	<p>者を指名し、入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政令で定める所定の場合に限る</li> </ul>	る	<p>重する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・談合が容易といわれる</li> </ul>
随意契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争入札の方法によらないで、見積合わせ等により、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続が簡略であり、経費の負担が少ない</li> <li>・信用、能力のある者を任意に選択できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用を誤ると、公正さを欠くことになり、不正を招くこともある</li> </ul>
せり売り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買受者に口頭（挙動）で競争させ、最も有利な価格を申し出た者との間に契約を締結する契約方法</li> <li>・政令で定める所定の場合に限る</li> </ul>		

（「滋賀県会計管理局 会計事務の手引き」より）

## (5) 入札契約事務の概要

滋賀県における契約支出事務のフロー図は以下のとおりである。



## 第2節 指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは、公の施設の管理運営について民間のノウハウを活用することにより、サービスの向上と経費の節減を図る目的で創設された制度であり、これまで地方公共団体やその外郭団体に限定されていた公の施設の管理・運営を、地方公共団体が指定管理者として指定する民間事業者等に包括的に代行させる制度である。

県が規定した「県立施設の指定管理者制度運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）には基本的な考え方において以下のように記載されている。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設（以下、「施設」という。）の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図るものである。

本県においては、厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に活用し行政サービスの向上を図るため、制度を積極的に活用することとし、直営施設についても、制度導入により効率的・効果的な運営が可能となる場合は、指定管理者制度を導入する。

なお、更新時期を迎える施設については、管理運営の状況について点検し、社会経済情勢の変化、県民ニーズの変化や施設の利用状況を踏まえ、施設の必要性等そのあり方についての見直しを行うこととし、見直しの結果、引き続き県が設置する必要があるものと判断して施設について指定管理者の更新を行う。

制度運用の手続においては、透明性・公平性を確保するとともに、県民との協働の視点に立ち、NPOや民間事業者の参画が図られるよう配慮する。

また、ガイドラインには上記の基本的な考え方のほか、個別事項として以下の項目で構成されている。

### 県立施設の指定管理者制度運用ガイドライン

#### I 基本的な考え方

#### II 個別事項

- 1 条例の改正
- 2 指定の手続き
- 3 指定の議決
- 4 協定の締結
- 5 県民への周知
- 6 適正な管理運営の確保
- 7 管理運営にあたり指定管理者に対して行う県の承認手続

### 第3章 滋賀県における委託事務に関連する情報

#### 第1節 民間委託に関する国の施策

近年、行政サービスの質の向上や円滑な運営を図るため、民間による行政サービスの提供割合は年々増加傾向にある。民間へのアウトソーシングは行政サービスの必要性・効率性・経済性を見直す機会となり、また、地域行政の多様化するニーズに対応するには民間のノウハウは必要不可欠である。

国においても、少子高齢化による構造的な税収の落ち込みや多様化する地域住民のニーズに対応するため、積極的に民間の資源やノウハウを活用するよう推進し、平成27年6月閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015について」において、以下のように記載している。

(国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用)

地方においても効率的で質の高いサービスを提供するため、民間の大胆な活用の観点から市町村で取組が遅れている分野や窓口業務などの専門性は高いが定型的な業務の適正な民間委託の取組の加速をはじめ、公共サービスの広域化、共助社会づくりなど幅広い取組を自ら進める。その際、窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数を2020年度(平成32年度)までに倍増させる。

これを踏まえ、総務省において「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」が策定され、民間へのアウトソーシングについて以下のように言及している。

#### 第1 地方行政サービス改革の推進に関する主要事項について

##### 1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

###### (1) 民間委託等の推進

- ① 定型的業務や給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施すること。特に、職務内容が民間と同種または類似したものである業務であって、民間委託の進んでいない分野については、重点的に点検を実施すること。
- ② その際、先行的に取組を行っている団体の状況や民間の受託提案などを参考にしつつ、業務の集約・大きくくり化、他団体との事務の共同実施などスケールメリットが生じるよう事務の総量を確保するなどの工夫を行い、委託の可能性について検証すること。特に、臨機応変な指示が必要な業務であっても、仕様書の詳細化や、指示が必要な業務と定型的な業務を切り分けるなどの工夫を行う

こと等により、委託の可能性を検証すること。

## 第1 地方行政サービス改革の推進に関する主要事項について

### 1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

(4) BPRの手法やICTを活用した業務の見直し（特に窓口業務の見直しおよび庶務業務の集約化）

安定的かつ持続的に行政サービスを提供していくためには、限られた行政資源を効率的・効果的に活用する行政運営が必要であり、このため、事務事業全般にわたって、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じた業務の効率化を図ること。特に、住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しについては、以下の事項に留意しつつ、重点的に行うことが必要であること。

①窓口業務は・・・(以下、省略)

②給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の庶務業務について、システムを活用し職員が発生源入力を行うことにより、各部局の中間経由業務の廃止や審査確認等の担当部局を1ヶ所に集約するなどの業務の再構築を行い、効率的な体制で執行を行うこと。その際、集約化した業務について、積極的に民間委託等を検討すること。また、既に導入がなされている地方公共団体も含め、システム導入・更新にかかる費用対効果も勘案しつつ、できる限り多くの事務を対象とし、対象職員の範囲についても、首長部局にとどまらず行政委員会事務局や教職員等も含めるなど、スケールメリットを活かした効率性を追求すること。

BPR・・・(Business Process Re-engineering) 業務の流れを最適化するために、既存の業務構造を根本的に見直し、再構築すること。

ICT・・・(Information and Communication Technology) 情報・通信に関する技術の総称。

## 第2 地方行政サービス改革に関する取組状況・方針の見える化および比較可能な形での公表について

基本方針2015において「業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で開示する」とされたことを踏まえ、地方公共団体が質の高いサービスを効率的・効果的に提供し、地方行政サービス改革を推進する観点から、民間委託、指定管理者制度、庶務業務の集約化、クラウド化等の推進等の取組について、総務省においては、各地方公共団体における取組状況・方針を統一した様式で整理・公表する「取組状況・方針の見える化」を実施するとともに、その取組状況等について「比較可能な形で公表」することを予定しているものであること。

### 第3 総務省における推進方針

国・地方を通じて質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供することが必要であり、総務省においては、地方行政サービス改革を積極的に推進する観点から、その推進状況について、必要に応じ地方公共団体の行政運営に資するよう助言等を行うものであること。

また、第2において実施することとしている、地方行政サービス改革に関する「取組状況・方針の見える化」および「比較可能な形での公表」については、毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表するものであること。

## 第2節 滋賀県の取組状況

### 1. 滋賀県における委託の基本方針

滋賀県においては「滋賀県行政経営方針」において、「質の高い行政サービスの提供」を経営方針の一つに位置づけており、民間活力活用を推進している。

同経営方針の「第4章 推進方策」には、民間活力活用の推進について「民間が持つノウハウや技術の活用、コストの縮減、一時期に集中する行政需要への対応等の効果を踏まえ、民間活力活用を推進します。アウトソーシングについては、他の自治体における取組等を参考に、本県で導入可能な事例を洗い出し、導入拡大に向けた検討を行います。」とある。

「滋賀県行政経営方針」における考え方や、国においてトップランナー方式(※)が導入されたこと等を踏まえ、アウトソーシングの拡大に向けて他の自治体における取組等も参考にしながら、次の視点により導入可能な事務を検討している。

#### <アウトソーシング導入検討の視点>

- ①民間の専門能力活用による県民サービス向上
- ②多様な主体（民間、NPO等）との協働
- ③事業機会の創出、地域経済の活性化、雇用拡大
- ④行政運営の効率化・高度化
- ⑤トータルコスト（人件費＋事業費）の抑制
- ⑥事務量削減による職員定数の削減・増加需要の振り向け

#### (※) トップランナー方式

「経済財政運営と改革の基本方針 2015」の中で自治体間での行政コスト比較を通じて行政効率化見える化し、自治体の行政改革を促すとともに、他団体のモデルとなるような歳出効率化に向けた取組により、先進的な自治体が達成した経費水

準の内容を地方交付税の単位費用の積算に反映（トップランナー方式）する方針が明記された。

## 2. アウトソーシングに関する具体的な実施内容

### (1) 業務の見直しと人員配置の適正化

滋賀県では行政改革の一環として、窓口、施設の維持管理等の業務分野でアウトソーシングを進めてきた。実施した主なアウトソーシングは以下のとおりであり、職員数で31人、年間約2.2億円(推計)の削減となり、委託料を差し引くと約58,000千円の財政上の削減効果があったとしている。

業務	導入時期
本庁舎案内窓口業務	S55
本庁舎文書収発業務	S55～順次
本庁舎守衛業務	S59
本庁舎清掃業務	S60～順次
道路パトロール業務	H1～順次
計量検定業務（一部）	H11
特別職公用車運転業務	H15～順次
秘書業務	H20～順次

上記の他、一時的な業務量増加への対応等、効率的な業務遂行のため、公共工事現場管理・監督業務、旅券窓口業務（旅券作成および交付業務）、工場・事業場排水等監視調査分析業務等の民間での業務委託を活用している。

### (2) 契約事務の適正化についての取組

民間委託を拡大していくためにはその契約事務の適正化が必要不可欠である。滋賀県では契約事務の適正化に対する取組として以下を実施している。

<p>①契約事務の適正化についての滋賀県全体の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会開催毎に500万円以上の随意契約結果を報告（H19～）</li> <li>・ホームページで契約状況を公表（工事物品、委託の契約状況総括表および部局別500万円以上随契案件一覧表等（H19～）</li> <li>・本県独自類型による随意契約事前チェックリストを導入し、執行原課における事前チェックリストにより、随意契約の厳格な適用を徹底（H21.3月～）</li> <li>・役務（委託）についても、物品・役務電子調達システムによるオープンカウンタを実施（H27.4月～）</li> </ul>
--



### 3. アウトソーシングに関する今後の滋賀県の取組予定

滋賀県では今後の取組として以下のように予定している。

- ・アウトソーシングは、官と民が効果的な連携を図ることで、県の人員やコストの削減、サービスの向上、民間企業の受注機会の拡大を通じた経済の活性化等の効果が期待される。また、国においても、行政サービスのアウトソーシング等の推進の方針が示されているところ。
- ・今後とも、行財政改革の有効な手段の一つとして、他府県における取組等も参考に、導入可能な業務について効果やデメリット等を精査しながら検討を行う。
- ・加えて、現在、民間からの協働や民間開放につながる提案・相談を幅広く受け付けるために実施している「滋賀県と民間との協働に関する相談窓口」を引き続き活用するとともに、今後、個別具体の業務のアウトソーシングに関しても、民間のニーズを適切に反映できるよう必要な検討を行う。

#### (1) 平成 29 年度からアウトソーシングを行う主な業務

業務名	業務概要
総務事務	本庁知事部局の給与事務や臨職・嘱託職員等事務（社会保険届出、年末調整）等
県庁バス運行業務	県主催事業等で、移動が必要な場合におけるバス運行業務

#### (2) 引き続きアウトソーシングを検討する業務

- ・税務窓口業務（自動車税事務所窓口業務）
- ・旅券窓口業務（委託業務範囲の拡大）
- ・建設工事等入札参加申請受付・審査

#### (3) 民間提案制度の導入

平成 29 年度からアウトソーシングに関する民間事業者等からの提案を広く受け付ける窓口を設置した。民間事業者等の意見を踏まえ、新たなアウトソーシングの検討、実施につなげる予定である。

#### 4. 委託に関する滋賀県の今後の課題

滋賀県の委託事務適正化に向けた課題として、県は以下に記載した事項を挙げている。

- ・業務の効率化を一層進めつつサービスの質の向上を図る観点から、これまでから様々な事務事業を対象に外部委託を推進しているほか、最近では職員の働き方改革の取組の推進や地方交付税におけるトップランナー方式の導入など、更なる外部委託の拡大が求められている。一方で外部委託を拡大することにより、これまで県が有していたノウハウの継承や、事業に対する県の関与が低下しているのではないかなどの課題も指摘されており、その現状について検証するとともに、外部委託の在り方について検討する必要があると考えている。
- ・プロポーザル方式の実施については、平成 22 年度にプロポーザル事務処理要領を定め、プロポーザル方式を実施する場合の手続きについて規定しているが、安易にプロポーザル方式を実施することのないよう、その案件をプロポーザル方式とすべき理由やプロポーザル方式にしたことによる効果はどのようなものが考えられるかなどを十分検討した上で実施していく必要がある。

#### 5. 滋賀県の委託料の推移

直近 5 年間における県の委託料の推移は以下のとおりである。

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
契約金額（百万円）	19,115	22,273	25,530	23,908	29,418
契約件数（件）	3,069	3,671	3,255	3,184	3,251

国の緊急経済対策や税務総合システム再構築業務委託、下水道事業にかかる包括的維持管理業務委託などの大型案件があった影響により、増加傾向にある。

## 6. 滋賀県の契約形態別の割合について

滋賀県における契約形態別の割合については以下のとおりとなっている。

### 【委託における契約方法別の割合（金額）】

（単位：百万円）

契約方法	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
	金額 (構成比)	金額 (構成比)	金額 (構成比)	金額 (構成比)	金額 (構成比)
一般競争入札	7,207 (37.7%)	8,924 (40.1%)	11,503 (45.1%)	8,554 (35.8%)	11,866 (40.3%)
指名競争入札	106 (0.6%)	151 (0.7%)	188 (0.7%)	57 (0.2%)	41 (0.1%)
随意契約 (プロポーザル)	1,047 (5.5%)	1,053 (4.7%)	1,253 (4.9%)	2,978 (12.5%)	1,200 (4.1%)
随意契約 (オープンカウンタ)	- (-%)	- (-%)	- (-%)	26 (0.1%)	41 (0.1%)
随意契約 (2者以上見積)	208 (1.1%)	246 (1.1%)	202 (0.8%)	228 (1.0%)	338 (1.1%)
随意契約 (1者見積)	10,542 (55.2%)	11,895 (53.4%)	12,382 (48.5%)	12,062 (50.5%)	15,930 (54.2%)
合計	19,114 (100%)	22,272 (100%)	25,530 (100%)	23,907 (100%)	29,418 (100%)

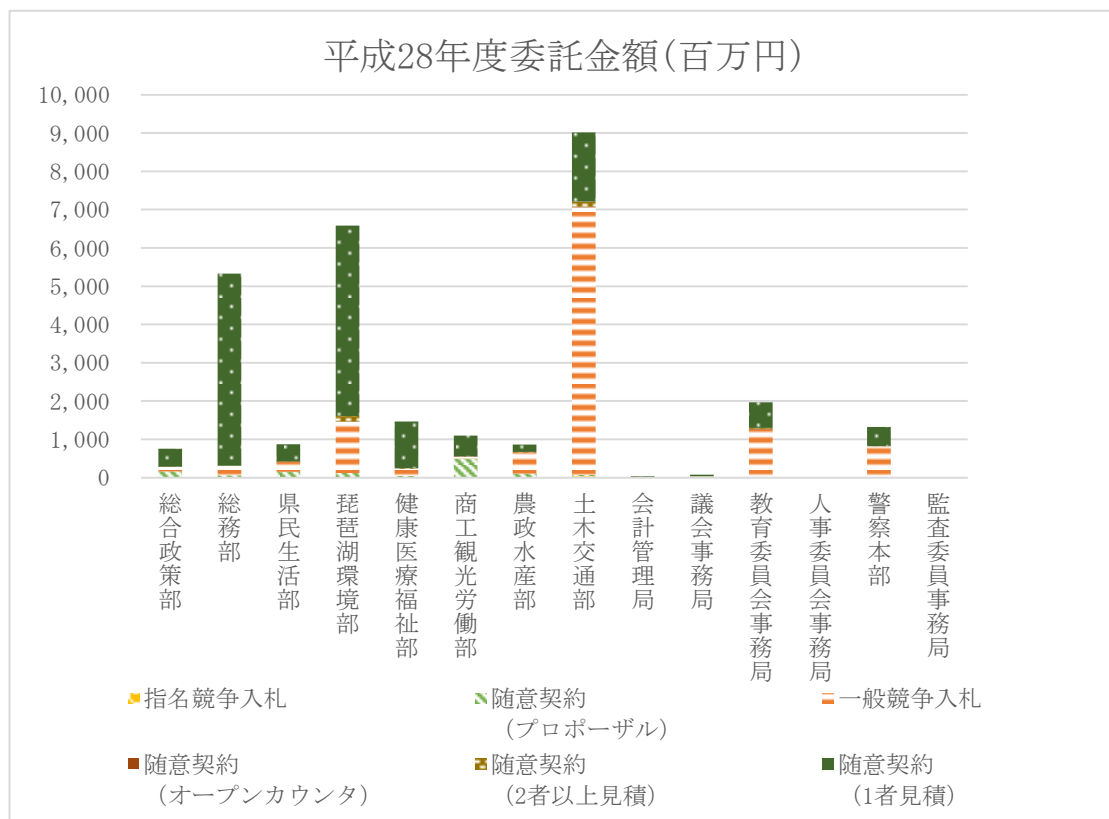
上記のように、滋賀県における委託事務における契約形態は大きく分けて一般競争入札、指名競争入札、随意契約があり、おおむね随意契約が6割ほどを占めている。

【委託における契約方法別の割合（件数）】

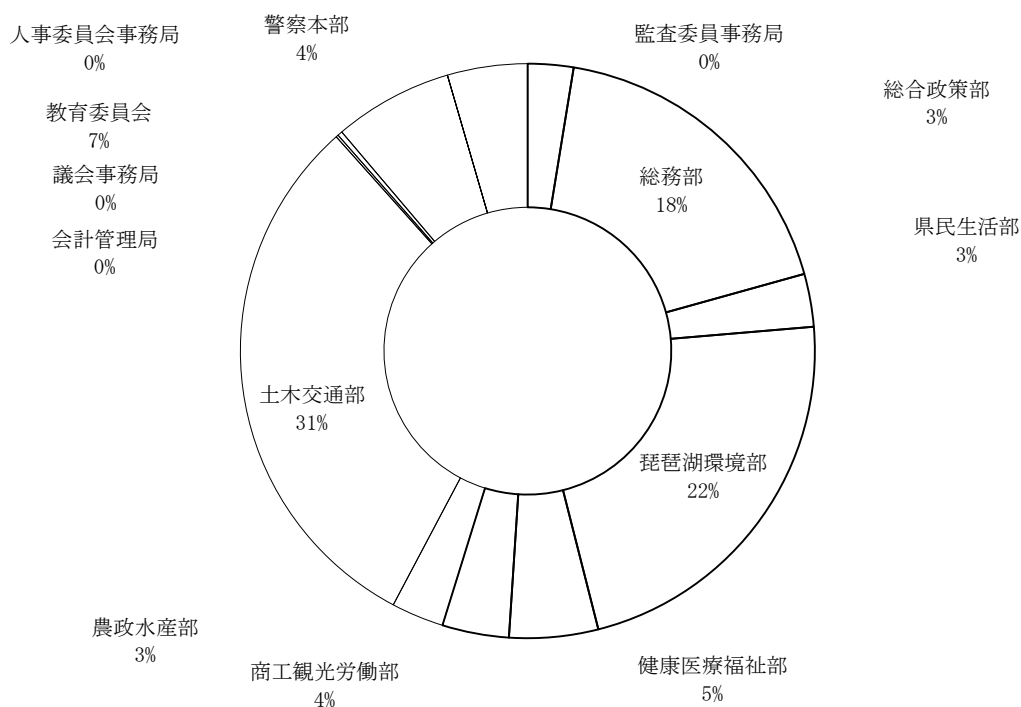
（単位：件）

契約方法	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
	件数 (構成比)	件数 (構成比)	件数 (構成比)	件数 (構成比)	件数 (構成比)
一般競争入札	1,040 (33.9%)	1,424 (38.8%)	1,250 (38.4%)	1,191 (37.4%)	1,331 (40.9%)
指名競争入札	31 (1.0%)	33 (0.9%)	29 (0.9%)	13 (0.4%)	9 (0.3%)
随意契約 (プロポーザル)	178 (5.8%)	204 (5.6%)	197 (6.1%)	229 (7.2%)	225 (6.9%)
随意契約 (オープンカウンタ)	- (-%)	- (-%)	- (-%)	108 (3.4%)	149 (4.6%)
随意契約 (2者以上見積)	382 (12.4%)	394 (10.7%)	403 (12.4%)	285 (9.0%)	262 (8.1%)
随意契約 (1者見積)	1,438 (46.9%)	1,616 (44.0%)	1,376 (42.3%)	1,358 (42.7%)	1,275 (39.2%)
合計	3,069 (100%)	3,671 (100%)	3,255 (100%)	3,184 (100%)	3,251 (100%)

なお、各部ごとの契約方法別の割合は以下のとおりである。



平成28年度委託金額 (構成比)



## 7. 滋賀県の人員および人件費

### (1) 滋賀県の人員の推移（直近5年間）

滋賀県の直近5年間における人員の推移は以下のとおりである。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
人員（人）	18,362	18,366	18,354	18,426	18,475

直近5年間では113人の人員増となっている。

一般行政部門や教育部門、警察部門では、年度により人員の増減があるが、公営企業部門の病院では成人病センター新病棟開設に伴う増等により継続的に人員が増加しており、病院は直近5年間で115人増加している。

### (2) 歳出全体における人件費割合

以下の表は、滋賀県と人口が類似している県における、直近の歳出全体に対する人件費の割合の比較である。

人口が類似している他県と比較した場合、県は比較的人件費割合が高くなっている。これは県の教育費の割合が高いためであり、県は比較的小どもの人口が多く、それに伴いf教員を多く採用しているためである。

(平成27年度)

	滋賀県	愛媛県	山口県	奈良県
人口（千人）	1,420	1,416	1,420	1,388
人件費の金額（百万円）	167,720	169,606	182,467	145,263
歳出全体に対する割合	33.4%	27.5%	28.4%	29.2%
歳出全体に対する割合 （教育費除く）	10.3%	9.1%	9.7%	9.9%

## 8. 滋賀県の財政状況

滋賀県では財政面において世界同時不況や三位一体の改革の影響等により、厳しい財政状況が見込まれたことから平成10年度から平成26年度まで数次にわたり、行財政改革の取組を実施してきた。平成27年3月に策定した「行政経営方針」（平成27年度から平成30年度までの4年間）においては、それまでの行革努力や経済情勢の好転により、収支が一定改善し、財源調整的な基金残高も増加してきたことから、従来のような収支改善目標を掲げた取組ではなく、毎年度の予算編成において財源不足に対応する方針に転換した。同方針の計画期間においては財政運営上の目標として掲げている基金・県債の残高は、おおむね目標どおりに推移する見込みとのことである。

以下は滋賀県が想定する今後の収支見通し（平成30.2再試算結果）である。

（単位：億円）

		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
歳入	県税	1,550	1,640	1,676	1,817	1,972	2,000	2,036	2,069	2,106	2,144
	地方交付税	1,150	1,140	1,140	1,130	1,110	1,070	1,040	1,020	990	960
	県債 (通常分)	696	696	727	756	769	739	703	687	687	697
	臨財債	306	300	316	329	342	348	348	335	333	341
	その他	1,724	1,784	1,749	1,758	1,679	1,666	1,669	1,076	1,707	1,699
	計 A	5,120	5,260	5,292	5,461	5,530	5,475	5,448	5,482	5,490	5,500
歳出	義務的経費	3,055	3,059	3,034	3,049	3,100	3,115	3,130	3,125	3,108	3,114
	人件費	1,719	1,693	1,681	1,670	1,669	1,655	1,645	1,643	1,615	1,613
	扶助費	543	557	574	598	615	632	650	669	689	711
	公債費	793	809	779	781	816	828	835	813	804	790
	投資的経費	758	749	772	782	778	735	688	687	687	675
	その他	1,530	1,561	1,567	1,708	1,776	1,776	1,796	1,841	1,828	1,835
	計 B	5,343	5,369	5,373	5,539	5,654	5,626	5,614	5,653	5,623	5,624
財源不足額 A-B		▲223	▲109	▲81	▲78	▲124	▲151	▲166	▲171	▲131	▲124

注 表はベースラインケース（経済成長率・低位）より、抜粋・加工

県は、平成 29 年度の夏以降、平成 30 年度当初予算編成に向けて一步踏み込んだ行財政改革の取組を進めてきたほか、景気回復による県税収入の増加等も影響し、今後の財政収支見通しにおける財源不足は平成 29 年 6 月の試算から一定改善したものの、ベースラインケースと成長実現ケースの財源不足額の間値では、依然として 900 億円を超える財源不足が見込まれ、引き続き収支改善に向けた取組が求められている。

特に歳出面における収支改善の取組として、県では以下の対応を検討している。

**(1) 事業費における対応**

- ①大規模事業等の見直し・精査
- ②既存事業の見直し
- ③民間活力の推進 等

**(2) 人件費における対応**

平成 36 年度の国体開催や組織体制・業務の見直し等に合わせた定員管理、給与管理について検討する。

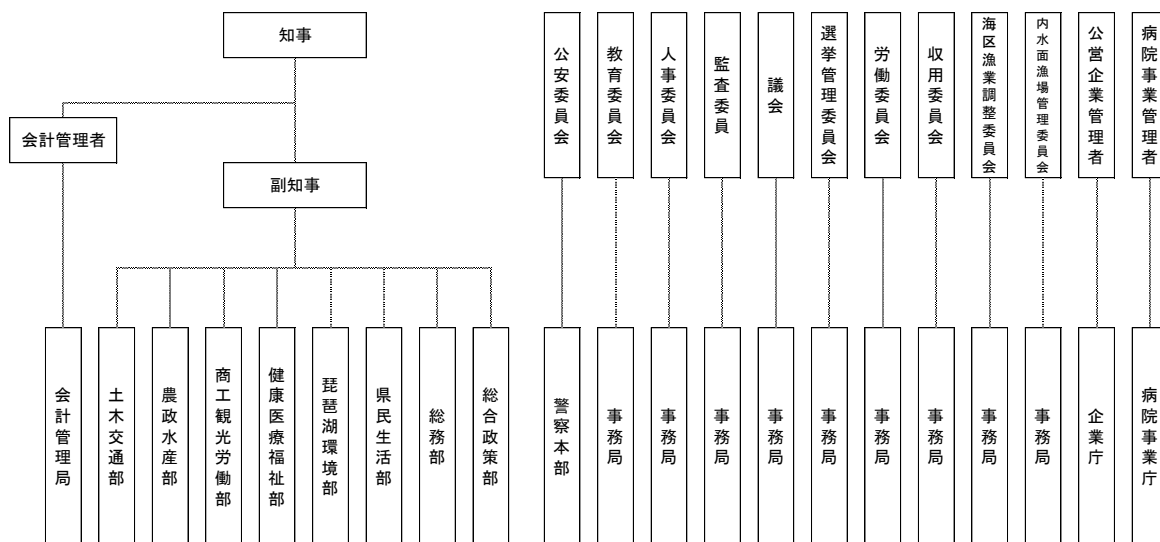
なお、歳出面での具体的な検討事項として挙げられている、民間活力の推進や定員管理、給与管理についてはそれぞれ単独で実施するのではなく、これらを組み合わせて検討を進めるべきである。民間への業務委託費用と県で実施した場合の職員の人件費との比較衡量の結果、現在の業務コストが削減される余地があれば、委託の推進は財政の歳出面の見直しにおいても非常に大きな意義があると考えられる。



## 9. 滋賀県の組織

滋賀県の組織は以下のようになっている。

滋 賀 県 行 政 機 構 図



## 第4章 監査結果について

### 第1節 監査対象の抽出

#### 1. 対象案件の抽出基準

監査の対象案件は、10万円以上の委託案件のうち、以下の基準を参考に、各部署の委託金額、件数等を総合的に勘案し、抽出している。

##### (1) 金額的重要性

金額的に重要なものは県の財政に与える影響が大きいため、当該基準により抽出した。

##### (2) 一般競争入札で落札率が高いもの

一般競争入札により契約の相手方を選定していたとしても、落札率が高いものについては競争性が働いていない可能性があることから、当該基準により抽出した。

##### (3) 予定価格に対して契約金額が少額となっているもの

予定価格に対して契約金額が少額となっているものは、県の積算が妥当でない可能性や、委託した業務が適切に遂行されない可能性があることから、当該基準により抽出した。

##### (4) 契約内容および契約の相手方が同一で、複数の委託契約があるもの

契約内容や契約の相手方が同一のものは、あるべき発注単位を意図的に分割している可能性があることから、当該基準により抽出した。

##### (5) 5年以上同一相手先と契約しているもの

長期間同一の相手先との契約が継続している場合、競争性が働いていない可能性があることから、当該基準により抽出した。

##### (6) 契約内容からすると随意契約によることに疑義があるもの

契約内容からすると他の業者でも実施可能と思われるものは、随意契約によることが妥当でない可能性があることから、当該基準により抽出した。

## 2. 対象案件の抽出件数および金額

部局	委託金額（円）	委託件数（件）
総合政策部	311,997,631	14
総務部	3,794,411,045	29
県民生活部	435,732,367	19
琵琶湖環境部	5,376,962,226	50
健康医療福祉部	746,550,276	11
商工観光労働部	454,200,258	16
農政水産部	206,453,412	28
土木交通部	2,031,893,074	49
会計管理局	34,139,200	3
議会事務局	39,161,421	4
教育委員会事務局	1,460,285,768	31
警察本部	634,147,404	17
人事委員会事務局	1,289,520	1
監査委員事務局	710,167	1
合計	15,527,933,769	273

## 第2節 総論

### 1. アウトソーシングの導入促進について【総論意見 1】

「第3章 滋賀県における委託事務に関連する情報」に記載のとおり、滋賀県では行政改革の取組の一環として、民間が持つノウハウや技術の活用、コストの縮減、一時期に集中する行政需要への対応等のため、民間へのアウトソーシングを推進している。

具体的には他府県での取組状況等を踏まえ、総務部でリストアップした業務について各部局においてアウトソーシングの可否に関する調査を実施し、その結果を基に導入の検討をしている。

アウトソーシングの検討にあたっては、業務内容の洗い出しから、業務の効率化の方法、アウトソーシング導入のコスト、導入にあたっての問題点、他府県事例等を総合的に勘案し、判断する必要がある。

県における検討案件32件から監査人が任意に抽出した10案件について、検討の結果である「アウトソーシングの検討調書」を閲覧し、各部局にヒアリングをした結果、アウトソーシングの実施についての検討が不十分である事例が散見された。

その中には結果的に現時点でアウトソーシングできないことについてやむを得ない、またはアウトソーシングすることが適さない事情があるものと判断できる事例もあったが、検討調書でアウトソーシングの導入コストを検討していない案件が10案件中9案件あり、また、部局が導入困難であると判断している案件のうち、他府県事例があるにも関わらず、県が導入困難と判断した理由について他府県がどう判断したかについて検討を実施していない案件が8件あった。

具体的には、「⑩県立図書館カウンター業務」について、県は司書の専門的知識や経験を必要とする業務であり、利用者に質の高い図書館サービスを提供するためには、図書館の専門職員である司書が直接従事すべきであるとしているが、一部の府県での導入事例があり、他府県の状況を踏まえてコスト比較を含めメリットとデメリットを踏まえた検討を実施する必要がある。

次に「⑧学校用務員業務」については、他府県での導入事例があり、業務内容についてもアウトソーシングは十分可能であると考えられる業務である。県はアウトソーシングを実施したとしてもコストメリットは発生しないものとしているが、具体的なコスト比較等は実施していない。民間へのアウトソーシングにあたっては単独の学校で実施するのではなく、規模のメリットが発生するかを検討し、その結果を踏まえてコスト比較を含めた再検討が望まれる。また、「⑨県立学校給食調理業務」についても、他府県での導入事例があり、業務内容についてもアウトソーシングは十分可能な業務である。当該業務については県においても検討が必要であると認識をしている。

アウトソーシングの導入検討にあたっては、アウトソーシング可能な複数の学校

をグループ化することを検討し、その結果を踏まえて今後の進め方についての計画立案を行っていくことが必要である。

アウトソーシングの導入の可否の判断に当たっては、関係法令の規定等を踏まえながら、明らかにアウトソーシングが不可能な案件などやむを得ない事情がある場合を除き、少なくとも導入コストや他府県事例の検証を必ず実施し、その上で滋賀県特有の事由を考慮すべきである。

また、滋賀県の掲げるアウトソーシングの推進を実現するには、各部局の判断がもちろん重視されるべきではあるが、業務のアウトソーシングの可否の詳細な検討が不可欠であることから、上記の情報も把握したうえ、担当部局だけでなく客観的な立場から総務部も参加して検証し、これまで以上に深度ある検討を実施すべきである。

### 【参考】

監査人が任意に抽出して検証を実施した案件一覧

	部局	所属名	業務名	他府県事例
①	県民生活部	消費生活センター	消費生活相談・処理	あり
②	総務部	税政課	納税通知書等封入封緘業務における委託の拡大	あり
③	総務部	税政課	自動車税、自動車取得税に係る業務	あり
④	総務部	検査課	検査業務	なし
⑤	健康医療福祉部	近江学園	近江学園調理業務	あり
⑥	健康医療福祉部	子ども・青少年局	調理業務（子ども家庭相談センター、淡海学園）	あり
⑦	教育委員会事務局	教職員課	県立学校事務	なし
⑧	教育委員会事務局	教職員課	学校用務員業務	あり
⑨	教育委員会事務局	教職員課、保健体育課	県立学校の給食調理業務	あり
⑩	教育委員会事務局	県立図書館	県立図書館カウンター業務	あり

## 2. 委託契約事務の指針について【総論意見 2】

「第3章 滋賀県における委託事務に関連する情報 第2節 滋賀県の取組状況 1. 滋賀県における委託の基本方針」で記載したとおり、滋賀県では委託契約事務について、6つの視点でアウトソーシングの検討を実施している。

アウトソーシングの検討にあたっては、事業の存続の可否、事業の実施主体、サービスの提供方法と、滋賀県に係る事業についての一貫した検討を実施する必要がある。

このような状況のもと、滋賀県におけるアウトソーシングを拡大する取組の一環として作成された「アウトソーシングに関する調書」においては、現在の業務内容・執行体制、業務効率化に向けた取組状況、導入の考え方、困難な理由、アウトソーシングを導入する場合の経費、導入する場合の執行体制の変更内容等の項目を調査しているが、上記の総合的な検討が十分になされていない事例が散見された。（【総論意見 1】参照）

国や県の施策においても、民間へのアウトソーシングを強く推進しており、今後、その割合はますます増加していくものと考えられる。今後も、アウトソーシングの導入拡大に向け、具体的な手続きや指針を策定するなどして総合的かつ継続的な検討を実施していくべきである。

## 3. 随意契約における競争性の確保について【総論意見 3】

「第3章 滋賀県における委託事務に関連する情報」で記載したように滋賀県が外部に委託する際の委託契約は一般競争入札が原則となっている中で、随意契約の割合は金額、件数ともに全体の過半数を超えている。

検証した案件では、県は随意契約を締結する理由として、その業務内容や使用する装置の特殊性を挙げる場合があるが、そのような場合でも必ずしも他社で代替が不可能とは言えず、随意契約理由としては不十分と考えられるものがあつた。

また、機械警備業務に関する契約で、単年度契約としては随意契約の理由としてもやむを得ないような契約であっても、複数年契約を前提とした場合には、一般競争入札が有利になるような場合も考えられる。ただし、長期間の複数年契約を長期継続契約として認めることは、県内中小企業の新規参入の機会を奪う可能性があり、多面的に検討する必要もある。

さらに、業務の特性から不特定多数の業者の中から見積金額のみをもって相手方を選定することが適さないような契約についても、プロポーザル方式による契約によって競争性を働かせる方法もある。

随意契約のメリットとして、手続きが簡略であり、委託事務に関する経費の負担が少なく、より信用、能力のある者を任意に選択できるという点があるが、一方で安易に随意契約の方式を採用することにより、競争性が損なわれてしまうおそれが

ある。

外部委託契約の業者選定方法はあくまで一般競争入札が原則であり、可能な限り厳格に判断し、公正性と機会均等性、競争による利益の確保が最もできる一般競争入札による委託契約をするよう、より一層の検討努力が必要である。

#### 4. 各部局および県庁横断的な委託契約の検証について【総論意見 4】

滋賀県では、建設工事等については、滋賀県建設工事等契約審査委員会が設置されており、当該審査委員会では、主に契約にかかる入札方法の決定や指名競争入札の参加人の指名または随意契約の相手方の選択もしくは決定の審査を行っている。

一方で、建設工事以外の委託契約事務については、同様の審査体制は取っておらず、実際の運用は各部局に一任されている。

今回の監査の結果、滋賀県においては部局によって、委託契約事務に関する判断に差異があることが判明した。例えば、契約内容の中には、庁舎清掃業務や施設管理維持の除草業務、健康診断業務、システム運用保守等のように、同種の業務でありながら部局によって一般競争入札によっている契約もあれば随意契約を締結している契約もあり、契約方法の選択にばらつきがある状況である。委託業務について、例えば「同種の業務について全部局においてどのような契約方法を選択しているか、またどの契約方法が望ましいのか」などのテーマを設定し、部局横断的に検討すべきである。また、後述する「費用と効果の検証」や「再委託手続の実施」など、部局によって取組に温度差があるテーマについても、部局に横串を通して比較検討する仕組みの構築を検討すべきである。

それらによって、各部局内での契約事務を強化するとともに、県における契約事務の統一的な取り扱いがおこなわれるようにすべきである。

#### 5. 委託の費用と効果の適切な検証について【総論意見 5】

委託契約を締結する場合、事前の検討事項として見積書の入手、前年度実績を加味した価格の積算、契約形態の選択、委託する業務のノウハウの蓄積等を総合的に勘案し、委託業務および委託業者を決定することが必要である。その後、委託先業者により業務が履行されたのち、当該業者から業務の実施報告を受け、事後的な検証として、実績工数の検証や執行された業務の評価等を検査・検証することにより、翌年度の計画につなげるという PDCA サイクルが存在すべきである。

しかしながら、形式的な報告書を受領するととどまり、翌年度以降の契約に資するための委託の費用と効果の事後的な検証が十分に実施されていない案件が散見された。

例えば、事後的な検証を実施することにより、翌年度の委託費用を削減する可能性を検討すべきものがあった。

また、積算時の経費内訳と実際の支出報告書が大きく乖離している事例があり、これらについては実際の支出が妥当な内容かどうかを検討し、また積算と実績の乖離は積算時に把握できなかったものか、さらに把握できなかったものについては本当に必要な経費なのかを検証する必要があると思われる。

さらに業務の性質上、現在の委託業務が事業目的に照らして効果的かどうか委託の効果を検証すべきであったが、不十分なものがあつた。

最後に契約の中には今回調査した過去3年間の契約について、3年間契約金額が同額であるものも散見され、これらの中には過年度と契約内容が同様であることをもって金額検証を実施していないものもあつた。

PDCA サイクルが正常に働かないと委託費の削減や、「第3章 滋賀県における委託事務に関連する情報 第2節 滋賀県の取組状況 4. 委託に関する滋賀県の今後の課題」において滋賀県が課題として挙げている職員の管理監督および委託先の業務の評価を通じたノウハウの継承を図るための適切な検証が困難になると考えられる。

## 6. 適切な再委託手続の実施について【総論指摘 1】

委託契約では職務機密や個人情報の漏洩、県の管理監督責任を果たす観点から原則再委託を禁止している。

滋賀県では再委託契約についての正式な規程はなく、個別の契約書において、原則再委託を禁止した上で、あらかじめ書面にて県の承諾を得た場合はこの限りではない旨を記載しているのみである。

個別事案において、県へ再委託の報告が全くなく、再委託の事実自体を把握していなかった事例が見られた。それ以外にも、事前に県への再委託の承諾を得ているものの、再委託金額を把握していない事例や、再委託先の報告がなかった事例など再委託に関する情報が一部しか把握できていない事例がみられた。

また、再委託を実施した案件のうち、県が業務を細分化して委託契約を発注した場合にはコスト面で有利に働く可能性がある事例もあつた。

再委託については、承認する際の報告内容や手続きを県として明確にし、すべての契約において適用することを徹底すべきである。また再委託を承諾する際には委託内容、その範囲、金額等を総合的に勘案し、再委託の妥当性を十分に検証することが必要であり、県としての一定の指針を設定すべきである。

## 7. 県による指定管理者の適切なモニタリングの実施について【総論指摘 2】

県は、指定管理者による施設管理業務の状況について、協定や事業計画書に基づく管理業務の適正な実施を検証する責任を有しており、その責任を果たすため、「県立施設の指定管理者制度運用ガイドライン（平成29年3月改正）」、「滋賀県指定管



理者モニタリングマニュアル（平成28年9月）」等が策定されている。

しかしながら、指定管理者のモニタリングについて検証したところ、運用ガイドラインやマニュアル等に基づいて適切に実施されているとは言い難い状況であった。

具体的には、担当所管課が指定管理者のモニタリング結果を記載すべき欄がすべて白紙であった事例や、指定管理者から再委託の報告を受けていない事例が見られた。また、実地調査による管理料実績の正確性や網羅性を検証していない事例もあった。

施設の老朽化や継続的に施設の利用率が低い状況においては、県による指定管理者のモニタリングは、より一層、重要性が高まっていると考えられる。

したがって、県は運用ガイドラインやマニュアル等に基づいて、適切に指定管理者のモニタリングを実施すべきである。

## **8. 県の負担と責任において実施すべき県立施設の大型修繕について【総論意見 6】**

県の指定管理者制度においては、施設ごとに定める一定の基準額以上の大型修繕等について、原則として、県の負担と責任において実施するものとされているが、担当所管部署には、積算や施工管理を実施できる技術者がいないこと、指定管理者と各業務実施業者と調整を図りながら施工管理する必要があること等を理由として、大型修繕を指定管理者に委託し、指定管理者からほぼ全額が再委託されている事例が見られた。

たしかに、県と指定管理者との協定では、指定管理者に修繕等を委託することが認められていないわけではない。しかしながら、県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託は、あくまで例外的に許されるものと考えられることから、財政的にもその影響が大きい大型修繕や一括再委託を前提とするような修繕等については、県の他の部署の技術者と連携すること等により、まずは県の直接関与のもと実施することを検討すべきである。

また、県と指定管理者の契約書に再委託に関する条項がないといった事例や、委託料全額が再委託先に支払われており、指定管理者に適切な事務対価を支払っていない事例がみられたが、仮に県の直接関与のもと実施せず、当該修繕等を指定管理者に委託する場合は、再委託に関する条項を契約書に記載すべきであるとともに、指定管理者の事務負担等に対して適切な対価の支払いを検討すべきである。

## **9. ライフサイクルコストを勘案した契約の相手方の選定について【総論意見 7】**

昇降機や空調設備等の機械装置や情報システム等、導入後に保守点検や運用保守が必要なものに係る委託料総額を削減するためには、機械装置の更新時や情報シス

テム等の導入時のコストだけでなく、導入後の保守点検や運用保守等も含めたライフサイクル全体において、競争性を十分に働かせる必要がある。

これは、導入段階では一般競争入札により受託者を決定していたとしても、導入後の保守点検や運用保守段階については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により受託者と随意契約を結んでいる状況では、ライフサイクル全体としては競争性が働かず、受託者が当初の導入費用を抑える一方、保守点検や運用保守で過度な利益を確保することも考えられ、全体として委託料が割高となってしまうおそれがあるからである。

この点、他の地方公共団体においては、機器の保守契約等であってもこのようなリスクに対応するため、一般競争入札やプロポーザル方式による長期継続契約が行われている事例がある。

県の委託契約では、このような視点からの検討を行わないまま随意契約により契約を締結することで、競争性が働かないことにより委託料が割高になっている可能性があるものが散見された。個別に検証した案件のうち課題があると判断したものは、例えば、設置業者であるという理由で設置後の保守契約を随意契約により締結しているものがある。

県では、情報システムの調達においては、県民生活部情報政策課主導のもと、開発に係る予算措置の段階から、導入後の運用保守コストも踏まえたライフサイクル全体の委託料を検討する仕組みが導入されている。しかしながら、導入後に保守点検を必要とする機械装置に関しては、保守コストが過大になってしまうという同様のリスクがあるにもかかわらず、同様の対応が取られていない。

導入する機械装置等によっては、価格以外の要素も含めた検討を要するものもあると考えられるため、例えば総合評価方式の一般競争入札の検討を行う等、県としてライフサイクルコストを勘案して契約の相手方を選定する仕組みを早急に導入する必要がある。

なお、既設の機械装置に係る保守契約について現状の契約を継続する場合のコストと、新たな設備等を導入した場合の導入コストおよびその後の保守点検等のランニングコストの合計を比較検討した結果、現状の保守契約を継続するほうが有利と判断した場合においても、委託料削減の検討は必要である。

例えば長期継続契約や債務負担行為による一定期間の契約とすることで委託料削減に繋がらないか等、十分な検討が求められる。その際、県の条例で定められている現状の長期継続契約の期間の定め（例えば、電子計算機の借入や運用保守は5年、エレベータ保守点検や機械警備は2年）や契約の対象範囲についても、委託料削減の観点から、その妥当性を併せて検討していくべきである。なお長期継続契約については、総論意見3に記載した通りデメリットも含めて多面的に検討する必要がある。

## 第5章 個別監査結果について

### 第1節 個別監査結果一覧

本監査の指摘および意見の一覧は以下のとおりである。

No	項 目	結果		内容 (※)			
		指 摘	意 見	再委託 関係	契約形態 関係	金額検証 関係	その他
A. 総合政策部							
A-1	【広報課】テレビ放送委託(金額の水準の検証)		○			○	
A-2	【広報課】テレビ放送委託(委託の効果の検証)		○				○
A-3	【防災危機管理局】防災ヘリコプター運航委託(燃料の精算)		○				○
A-4	【防災危機管理局】防災ヘリコプター運航委託(金額の妥当性の検証)		○			○	
A-5	【防災危機管理局】防災ヘリコプター運航委託(管理費の根拠の明確化)		○			○	
A-6	【防災危機管理局】消防統計電子計算処理業務委託(実績検証の適切な実施)		○			○	
A-7	【防災危機管理局】LPガス保安対策事業委託(実績検証の適切な実施)		○			○	
A-8	【防災危機管理局】滋賀県危機管理センター階段通路誘導灯交換業務委託(金額の妥当性の検証)		○			○	
A-9	【防災危機管理局】給排水設備保守点検業務委託(金額の妥当性の検証)		○			○	
A-10	【防災危機管理局】原子力防災ネットワーク等保守・運用支援業務委託(契約形態の移行検討)		○		○		
A-11	【防災危機管理局】原子力防災ネットワーク等保守・運用支援業務委託(契約と業務内容の整合性)	○					○
A-12	【防災危機管理局】原子力防災ネットワーク等保守・運用支援業務委託(業務完了報告書の様式)		○				○
B. 総務部							
B-1	【総務課】警備業務委託(契約の相手方や契約方法の検討)		○		○		
B-2	【総務課】エレベータ設備保守点検業務委託(一般競争入札への移行検討)		○		○		

No	項 目	結果		内容 (※)			
		指 摘	意 見	再委託 関係	契約形態 関係	金額検証 関係	その他
B-3	【総務課】エレベータ設備保守点検業務委託(金額の妥当性の検証および契約の相手方や契約方法の検討)		○		○	○	
B-4	【総務課】冷温水発生機保守業務委託(点検表等の確認のサインの徹底)	○					○
B-5	【総務事務・厚生課】職員会館運営管理等業務委託(一般競争入札への移行検討)		○		○		
B-6	【税政課】電算システム維持管理委託(実績作業時間の検証等)		○			○	
B-7	【市町振興課】滋賀移住促進情報発信事業委託(ふるさと回帰)(適切な積算の実施)		○			○	
B-8	【市町振興課】滋賀移住促進情報発信事業委託(ふるさと回帰)(委託の効果の検証)		○				○
B-9	【市町振興課】滋賀移住促進情報発信事業委託(相談会)(適切な積算の実施)		○			○	
B-10	【市町振興課】滋賀移住促進情報発信事業委託(相談会)(委託の効果の検証)		○				○
B-11	【市町振興課】田舎暮らしバスツアー開催事業委託(適切な積算の実施)		○			○	
B-12	【市町振興課】田舎暮らしバスツアー開催事業委託(委託の効果の検証)		○				○
B-13	【市町振興課】滋賀移住促進情報発信事業委託(セミナー)(適切な積算の実施)		○			○	
B-14	【市町振興課】滋賀移住促進情報発信事業委託(セミナー)(委託の効果の検証)		○				○
B-15	【事業課】実況放映業務委託(金額の妥当性の検証)		○			○	
B-16	【事業課】ドリンクコーナー維持管理委託(金額の妥当性の検証)		○			○	
B-17	【事業課】情報誌等制作委託(一般競争入札への移行の検討)		○		○		
B-18	【事業課】無停電電源装置保守点検業務委託(金額の妥当性の検証)		○			○	

No	項 目	結果		内容 (※)			
		指 摘	意 見	再委託 関係	契約形態 関係	金額検証 関係	その他
B-19	【事業課】機械警備業務委託(契約の相手方や契約方法の検討)		○		○		
B-20	【事業課】監視カメラ保守管理業務委託(金額の妥当性の検証および契約の相手方や契約方法の検討)		○		○	○	
C. 県民生活部							
C-1	【県民活動生活課】滋賀県地価調査等業務委託(契約金額の妥当性の検証)		○			○	
C-2	【県民活動生活課】県民交流センター施設整備委託(大型修繕の実施主体)		○		○		
C-3	【県民活動生活課】県民交流センター施設整備委託(再委託の条項を契約書に記載)	○		○			
C-4	【文化振興課】文化産業交流会館長寿命化等推進整備委託(大型修繕の実施主体)		○		○		
C-5	【文化振興課】文化産業交流会館長寿命化等推進整備委託(再委託の条項を契約書に記載)	○		○			
C-6	【文化振興課】びわ湖ホール長寿命化等推進事業委託(大型修繕の実施主体)		○		○		
C-7	【文化振興課】びわ湖ホール長寿命化等推進事業委託(受託者への事務対価の支払い)		○				○
C-8	【文化振興課】びわ湖ホール長寿命化等推進事業委託(再委託の条項を契約書に記載)	○		○			
C-9	【文化振興課】びわ湖ホール施設整備委託(ロープ)(大型修繕の実施主体)		○		○		
C-10	【文化振興課】びわ湖ホール施設整備委託(ロープ)(受託者への事務対価の支払い)		○				○
C-11	【文化振興課】びわ湖ホール施設整備委託(ロープ)(再委託の条項を契約書に記載)	○		○			
C-12	【文化振興課】びわ湖ホール施設整備委託(カメラ)(大型修繕の実施主体)		○		○		
C-13	【文化振興課】びわ湖ホール施設整備委託(カメラ)(受託者への事務対価の支払い)		○				○
C-14	【文化振興課】びわ湖ホール施設整備委託(カメラ)	○		○			

No	項 目	結果		内容 (※)			
		指 摘	意 見	再委託 関係	契約形態 関係	金額検証 関係	その他
	(再委託の条項を契約書に記載)						
C-15	【文化振興課】外国語版アール・ブリュットガイドブック制作委託(予算要求時の積算の精度等)		○			○	
C-16	【情報政策課】滋賀県自治体情報セキュリティクラウド整備業務委託(再委託金額の把握)		○	○			
C-17	【近代美術館】空気調和設備用自動制御機器保守点検業務委託(一般競争入札への移行の検討)		○		○		
C-18	【近代美術館】空気調和設備用自動制御機器保守点検業務委託(金額の妥当性の検証および契約の相手方や契約方法の検討)		○		○	○	
C-19	【近代美術館】館内生物相調査業務委託(金額の妥当性の検証)		○			○	
C-20	【近代美術館】冷温水発生機保守点検業務委託(一般競争入札への移行の検討)		○		○		
C-21	【近代美術館】冷温水発生機保守点検業務委託(金額の妥当性の検証および契約の相手方や契約方法の検討)		○		○	○	
C-22	【近代美術館】自動ドア保守点検業務委託(2者以上からの見積徴取)		○		○		
C-23	【近代美術館】自動ドア保守点検業務委託(金額の妥当性の検証および契約の相手方や契約方法の検討)		○		○	○	
C-24	【近代美術館】美術品等輸送等業務委託(金額の妥当性の検証)		○			○	
C-25	【近代美術館】企画展ポスター等デザイン業務委託(予算要求時の積算根拠の明確化)		○			○	
C-26	【近代美術館】物品販売業務委託(県の関与強化)		○				○
C-27	【近代美術館】物品販売業務委託(ミュージアム・ショップの運営方法の検討)		○				○
C-28	【近代美術館】展示デザインおよび展示工作物製作業務委託(積算の根拠の明確化)		○			○	
C-29	【近代美術館】展示デザインおよび展示工作物製作業務委託(再委託先の報告)	○		○			

No	項 目	結果		内容 (※)			
		指 摘	意 見	再委託 関係	契約形態 関係	金額検証 関係	その他
D. 琵琶湖環境部							
D-1	【下水道課】淡海環境プラザ管理運営業務委託(委託料実績の検証)		○			○	
D-2	【森林政策課】近江富士花緑公園管理委託(モニタリング結果の記載)	○					○
D-3	【森林政策課】近江富士花緑公園管理委託(管理料実績の検証)		○			○	
D-4	【森林政策課】近江富士花緑公園管理委託(実績報告書の提出日の記載)	○					○
D-5	【森林政策課】林業普及センターおよび森林実習館警備業務委託(契約の相手方や契約方法の検討)		○		○		
D-6	【自然環境保全課】彦根市宇曾川外来水生植物機械駆除作業委託(金額の妥当性の検証)		○			○	
D-7	【自然環境保全課】指定管理鳥獣捕獲等事業業務委託(実績検証の適切な実施)		○			○	
D-8	【琵琶湖環境科学研究センター】湖沼水質保全計画の水質シミュレーション等業務委託(金額の妥当性の検証)		○			○	
D-9	【琵琶湖博物館】水族資料収集・飼育管理業務委託(一般競争入札への移行検討)		○		○		
D-10	【琵琶湖博物館】水族資料収集・飼育管理業務委託(委託料実績の適切な検証)		○			○	
D-11	【琵琶湖博物館】屋外付帯施設管理業務委託(予定価格の正確な積算)	○				○	
D-12	【琵琶湖博物館】屋外付帯施設管理業務委託(一般競争入札の未実施)	○			○		
E. 健康医療福祉部							
E-1	【医療福祉推進課】長寿社会福祉センター等管理事業委託(管理料の妥当性の検証)		○			○	
E-2	【医療福祉推進課】長寿社会福祉センター等管理事業委託(再委託先の報告)	○		○			
E-3	【医療福祉推進課】長寿社会福祉センター等管理事	○					○

No	項 目	結果		内容 (※)			
		指 摘	意 見	再委託 関係	契約形態 関係	金額検証 関係	その他
	業委託(モニタリング結果の記載)						
E-4	【障害福祉課】信楽学園指定管理委託(利用規模に応じたあり方の継続的なモニタリング)		○				○
E-5	【障害福祉課】信楽学園指定管理委託(管理料実績の検証)		○			○	
E-6	【障害福祉課】信楽学園指定管理委託(再委託先の報告)	○		○			
E-7	【障害福祉課】信楽学園指定管理委託(モニタリング結果の記載)	○					○
E-8	【障害福祉課】障害者福祉センター指定管理委託(モニタリング結果の記載)	○					○
E-9	【障害福祉課】障害者福祉センター指定管理委託(検査調書の様式)	○					○
E-10	【障害福祉課】むれやま荘指定管理委託(利用規模に応じたあり方の継続的なモニタリング)		○				○
E-11	【障害福祉課】むれやま荘指定管理委託(管理料実績の検証)		○			○	
E-12	【障害福祉課】むれやま荘指定管理委託(再委託先の報告)	○		○			
E-13	【障害福祉課】むれやま荘指定管理委託(モニタリング結果の記載)	○					○
E-14	【薬務感染症対策課】登録販売者試験業務委託(随意契約理由の整理)		○		○		
E-15	【薬務感染症対策課】登録販売者試験業務委託(実績検証の適切な実施)		○			○	
F. 商工観光労働部							
F-1	【商工政策課】ベトナム経済交流調整業務委託(競争性が確保できる契約形態への移行の検討)		○		○		
F-2	【中小企業支援課】草津 SOHO ビジネスオフィス管理運営業務委託(モニタリング結果の記載)	○					○
F-3	【中小企業支援課】草津 SOHO ビジネスオフィス管理運営業務委託(再委託先も含めた履行体制の報告)		○	○			



No	項 目	結果		内容 (※)			
		指 摘	意 見	再委託 関係	契約形態 関係	金額検証 関係	その他
F-4	【中小企業支援課】草津 SOHO ビジネスオフィス管理 運営業務委託(目標に対する詳細な実績報告)		○				○
F-5	【中小企業支援課】草津 SOHO ビジネスオフィス管理 運営業務委託(管理料実績の検証)		○			○	
F-6	【モノづくり振興課】陶芸の森指定管理業務委託(公 募による選定の検討)		○		○		
F-7	【モノづくり振興課】陶芸の森指定管理業務委託(再 委託先等の履行体制の報告)		○	○			
F-8	【モノづくり振興課】陶芸の森指定管理業務委託(事 業報告書の日付)		○				○
F-9	【労働雇用政策課】若年求職者技能習得支援事業 委託(競争性が確保できる契約形態の検討)		○		○		
F-10	【労働雇用政策課】コラボしが労働福祉セミナー室等 管理運営委託(複数からの見積徴取)	○			○		
F-11	【労働雇用政策課】中小企業働き方改革推進事業広 報・啓発番組制作・放送業務委託(金額の水準の検 証)		○			○	
F-12	【労働雇用政策課】中小企業働き方改革推進事業広 報・啓発番組制作・放送業務委託(委託の効果の検 証)		○				○
F-13	【観光交流局】ミシガン州立大学連合日本センター管 理運営委託(競争性が確保できる契約形態の検討)		○		○		
F-14	【観光交流局】ミシガン州立大学連合日本センター管 理運営委託(詳細な事業計画書の提出およびモニタ リングの実施)		○				○
F-15	【観光交流局】ミシガン州立大学連合日本センター管 理運営委託(再委託先等も含めた履行体制の報告)		○	○			
F-16	【観光交流局】ミシガン州立大学連合日本センター管 理運営委託(事業報告書の日付)		○				○
F-17	【観光交流局】ミシガン州立大学連合日本センター管 理運営委託(委託料実績の検証)		○			○	
F-18	【観光交流局】小型船安全対策事業委託(実績検証 の適切な実施)		○			○	

No	項 目	結果		内容 (※)			
		指 摘	意 見	再委託 関係	契約形態 関係	金額検証 関係	その他
F-19	【観光交流局】ちゃばら滋賀県コーナー運営委託(積算外の支出の根拠の明確化)		○			○	
F-20	【観光交流局】ちゃばら滋賀県コーナー運営委託(実績報告書の日付)		○				○
F-21	【観光交流局】ちゃばら滋賀県コーナー運営委託(販売目標の設定およびモニタリングの実施)		○				○
G. 農政水産部							
G-1	【水産課】醒井養鱒場管理運営委託(事業報告書の日付)		○				○
G-2	【水産課】赤野井湾ニゴロブナ・ホンモロコ種苗放流事業委託(実績検証の適切な実施)		○			○	
G-3	【水産課】水産業の担い手育成事業委託(委託の効果の検証)		○				○
G-4	【水産課】水産業の担い手育成事業委託(実績内訳を入手したうえでの実績検証)		○			○	
G-5	【水産課】外来魚駆除フォローアップ事業委託(実績内訳を入手したうえでの実績検証)		○			○	
G-6	【水産課】外来魚産卵期集中捕獲事業委託(実績内訳を入手したうえでの実績検証)		○			○	
G-7	【水産課】カワウ銃器捕獲請負業務委託(実績内訳を入手したうえでの実績検証)		○			○	
G-8	【農業技術振興センター】種子低温貯蔵庫保守点検業務委託(金額の妥当性の検証)		○			○	
G-9	【農業技術振興センター】気象観測装置点検作業業務委託(実績検証の適切な実施)		○			○	
G-10	【農業技術振興センター】環境保全型複合温室自動制御設備点検業務委託(実績検証の適切な実施および契約の相手方や契約方法の検討)		○		○	○	
G-11	【農業技術振興センター】機械警備業務委託(契約の相手方や契約方法の検討)		○		○		
H. 土木交通部							
H-1	【道路課】東海道本線米原構内橋りょう点検業務委		○			○	

No	項 目	結果		内容 (※)			
		指 摘	意 見	再委託 関係	契約形態 関係	金額検証 関係	その他
	託(金額の妥当性の検証)						
H-2	【道路課】東海道本線草津・南草津間橋りょう点検業務委託(金額の妥当性の検証)		○			○	
H-3	【都市計画課】(仮称)彦根総合運動公園実施設計等業務委託(再委託金額の把握)		○	○			
H-4	【甲賀土木事務所】甲賀圏域水害に強い地域づくり計画検討業務委託(実績検証の適切な実施)		○			○	
H-5	【長浜土木事務所】湖北合同庁舎本庁舎等警備業務委託(契約の相手方や契約方法の検討)		○		○		
H-6	【長浜土木事務所】国道 365 他消雪制御システム等維持管理業務委託(実績検証の適切な実施)		○			○	
H-7	【長浜土木事務所】杉本余呉線他消雪施設維持管理委託(実績検証の適切な実施)		○			○	
I. 会計管理局							
I-1	【会計管理局】グリーン購入実践プラン滋賀登録制度推進事業委託(実績検証の適切な実施)		○			○	
I-2	【会計管理局】財務会計システム地方公会計標準ソフトウェア対応改修業務委託(実績検証の適切な実施)		○			○	
J. 議会事務局							
J-1	【議会事務局】議会バス運行管理委託(基本運行日数の見直しの検討)		○				○
J-2	【議会事務局】議会広報放送委託(ダイジェスト)(金額の水準の検証)		○			○	
J-3	【議会事務局】議会広報放送委託(レポート)(金額の水準の検証)		○			○	
K. 教育委員会事務局							
K-1	【教育総務課】県立学校機械警備業務委託(契約の相手方や契約方法の検討)		○		○		
K-2	【教育総務課】県立学校機械警備業務委託(実績検証の適切な実施)		○			○	
K-3	【教育総務課】県立学校機械警備業務委託(契約の		○		○		

No	項 目	結果		内容 (※)			
		指 摘	意 見	再委託 関係	契約形態 関係	金額検証 関係	その他
	相手方や契約方法の検討)						
K-4	【教育総務課】県立学校機械警備業務委託(実績検証の適切な実施)		○			○	
K-5	【特別支援教育課】スクールバス運行管理業務委託(業務実施状況の正確な把握)		○			○	○
K-6	【特別支援教育課】スクールバス運行管理業務委託(業務実施状況の正確な把握)		○			○	○
K-7	【特別支援教育課】スクールバス運行管理業務委託(業務実施状況の正確な把握)		○			○	○
K-8	【特別支援教育課】スクールバス運行管理業務委託(業務実施状況の正確な把握)		○			○	○
K-9	【特別支援教育課】スクールバス運行管理業務委託(業務実施状況の正確な把握)		○			○	○
K-10	【特別支援教育課】スクールバス運行管理業務委託(業務実施状況の正確な把握)		○			○	○
K-11	【保健体育課】県立学校児童生徒定期健康診断業務委託(受診人数の調整結果の明確化)		○			○	○
K-12	【保健体育課】県立学校児童生徒定期健康診断業務委託(受診人数の調整結果の明確化)		○			○	○
K-13	【保健体育課】県立学校児童生徒定期健康診断業務委託(受診人数の調整結果の明確化)		○			○	○
K-14	【保健体育課】県立学校児童生徒定期健康診断業務委託(受診人数の調整結果の明確化)		○			○	○
K-15	【文化財保護課】安土城考古博物館指定管理委託(選定委員会における選定委員の出席)		○				○
K-16	【びわ湖フローティングスクール】運行管理委託(業務経過報告書の提出の遅延)	○					○
K-17	【びわ湖フローティングスクール】運行管理委託(網羅的な再委託先の報告)		○	○			
K-18	【びわ湖フローティングスクール】給食業務委託(一般競争入札への移行の検討)		○		○		
K-19	【びわ湖フローティングスクール】給食業務委託(実績検証		○			○	

No	項 目	結果		内容 (※)			
		指 摘	意 見	再委託 関係	契約形態 関係	金額検証 関係	その他
	の適切な実施)						
K-20	【びわ湖フローティングスクール】給食業務委託(人件費の妥当性の検証)		○			○	
K-21	【図書館】キャットウォーク保守点検業務委託(2者以上からの見積徴取)		○		○		
K-22	【図書館】キャットウォーク保守点検業務委託(金額の妥当性の検証および契約の相手方や契約方法の検討)		○		○	○	
K-23	【図書館】警備業務委託(契約の相手方や契約方法の検討)		○		○		
L. 警察本部							
L-1	【警察本部】本部庁舎建設設備運転監視業務等委託(委託範囲の検討)		○		○		
L-2	【警察本部】システム改修委託(実績検証の適切な実施)		○			○	
L-3	【警察本部】交通管制システム保守点検業務委託(契約の相手方や契約方法の検討)		○		○		
L-4	【警察本部】原付講習委託(過去の実績を反映した積算の実施)		○			○	
L-5	【警察本部】機器保守委託(警察署)(契約の相手方や契約方法の検討)		○		○		
L-6	【警察本部】機器保守委託(試験場)(契約の相手方や契約方法の検討)		○		○		
L-7	【警察本部】採用業務委託(2者以上の見積徴取)		○		○		
L-8	【警察本部】システム改修委託(実績検証の適切な実施)		○			○	
M. 人事委員会事務局							
指摘および意見として記載すべき事項なし							
N. 監査委員事務局							
指摘および意見として記載すべき事項なし							

(※) ●再委託関係・・・再委託内容の把握、再委託の条項を契約書に記載など

●契約形態関係・・・一般競争入札への移行検討、複数からの見積徴取、契約の相手方

や契約方法の検討、随意契約理由の整理など

- 金額検証関係・・・適切な積算の実施、実績検証の適切な実施など

## 第2節 監査結果各論

### A. 総合政策部

本監査において、総合政策部で抽出された委託契約は以下のとおりである。

No.	委託契約名称	契約形態	委託金額（円）
1	広報誌折込配布委託	一般競争入札（特定調達）	41,212,800
2	ホームページ運営委託	随意契約（1者見積）	712,800
3	テレビ放送委託	随意契約（1者見積）	8,316,000
4	ラジオ放送委託	随意契約（1者見積）	1,909,440
5	受付案内業務委託	随意契約（1者見積）	5,393,250
6	滋賀県防災情報システム運用保守業務委託	随意契約（1者見積）	110,479,960
7	防災ヘリコプター運航委託	随意契約（1者見積）	106,851,632
8	原子力防災ネットワーク等保守・運用支援業務委託	一般競争入札（その他）	21,060,000
9	消防統計電子計算処理業務委託	随意契約（1者見積）	395,280
10	LPガス保安対策事業委託	随意契約（1者見積）	1,088,000
11	高圧ガス保安対策事業委託	随意契約（1者見積）	2,400,000
12	滋賀県危機管理センター階段通路誘導灯交換業務委託	随意契約（1者見積）	994,680
13	給排水設備保守点検業務委託	随意契約（1者見積）	4,374,000
14	原子力防災ネットワーク等保守・運用支援業務委託	随意契約（1者見積）	6,809,789

(1) テレビ放送委託について

① 概要

担当部局	総合政策部 広報課		
委託契約名称	テレビ放送委託		
委託契約の概要	手話タイム・プラスワン番組制作・放送		
契約形態	随意契約		
委託先名称	びわ湖放送(株)		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	8,316,000 円	8,316,000 円	8,316,000 円

② 結論 (i) 【A-1(意見)】

電波料、制作料の金額の水準を県自ら検証すべきである。

③ 理由 (i)

当該業務は、聴覚障害者の方が必要な情報を入手できるよう、県政のニュースや生活情報等を手話や字幕スーパーを使用してわかりやすく紹介するテレビ番組(手話タイム・プラスワン)を制作・放送する業務である。当該委託料は電波料、制作料から構成されており、平成 26 年度から平成 28 年度まで、委託金額に増減はなかった。また、今回の包括外部監査でサンプルとして抽出された以下のびわ湖放送(株)との委託契約についても、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて、特殊要因を除けば、実質的に委託金額に増減はなかった。

(平成 28 年度委託料の電波料・制作料について)

項目	議会広報放送委託 (県議会ダイジェスト)	議会広報放送委託 (県議会レポート)	手話タイム ・プラスワン
電波料	(1 本当たり) 1. 代表質問および一般質問 @ 720,000 円 2. 定例会議最終日 @ 420,000 円	(1 本当たり) @ 420,000 円	(1 本当たり) @ 120,000 円
制作料	(1 本当たり) 1. 代表質問および一般質問 @ 580,000 円 2. 定例会議最終日 @ 530,000 円	(1 本当たり) @ 1,380,000 円	(1 本当たり) @ 265,000 円
備考	1. 代表質問および一般質問	30 分番組	9 分番組



項目	議会広報放送委託 (県議会ダイジェスト)	議会広報放送委託 (県議会レポート)	手話タイム ・プラスワン
	55分番組 2. 定例会議最終日 30分番組		

電波料および制作料については、放送の時間帯や放送時間、制作内容等によって異なり、金額の妥当性について検証が難しいことは事実であるが、県自ら、部局横断的にその内訳を検証することや、できる限り、他の都道府県の情報収集等を行い、その比較を実施することによって、県自ら電波料、制作料の金額の水準を検証すべきである。

④ 結論 (ii) 【A-2(意見)】

委託の効果を検証すべきである。

⑤ 理由 (ii)

当該委託業務は、県内の出来事について、聴覚障害者にわかりやすく、役立つ情報をお知らせするための番組を制作・放送するという目的で実施されている。

したがって、事業目的に沿った効果を上げているか否かを検証し、その結果を踏まえ、効果的な事業実施方法を継続的に検討していくことが必要である。

有効な効果指標を設定し、その検証を行い、受託者と連携しながら、次年度の事業実施方法を改善していくといった継続的な仕組みを構築すべきである。

## (2) 防災ヘリコプター運航委託について

### ① 概要

担当部局	総合政策部 防災危機管理局		
委託契約名称	防災ヘリコプター運航委託		
委託契約の概要	防災ヘリコプターの運航業務（操縦、整備、運行管理、着陸帯・駐機場等）		
契約形態	随意契約		
委託先名称	大阪航空（株）		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	99,867,208 円	100,964,813 円	106,851,632 円

### ② 結論（i）【A-3(意見)】

燃料については、実際の使用量だけではなく、単価についても実績で精算することを検討すべきである。

### ③ 理由（i）

当該業務は、県が所有する防災ヘリコプターの運航業務を委託するものであり、その目的は、消防における救急救助業務や大規模災害時等の応急対策の分野において、迅速な対応を図るため、航空機による活用体制を整備し、県内消防機関等との連携により、県下の消防防災体制の充実強化を図るものである。防災ヘリコプターの基地として使用可能な非公共用ヘリポートを有しており、事務所・格納庫等を借用できる施設を県内に有しているのは大阪航空（株）のみであるため、1者見積りのうえ、随意契約を締結している。

平成 28 年度の燃料費については、当初契約時に設定した単価に、毎月の実績使用量に乗じて受託者へ精算している。しかしながら、タンクローリーの燃料単価については、例えば、平成 26 年 11 月から平成 27 年 10 月の月別平均燃料単価実績が 1 年の間に 30%以上の増減があり、ドラム缶についても 20%以上の開きがある。また、業務実績を閲覧したところ、実際の月々の燃料使用量にも大きく乖離が見られ、当該方法では、外部要因である燃料単価の増減によって、県もしくは受託者に多大な負担がかかってしまうことになる。

したがって、実際の使用量だけではなく、燃料単価についても実績で精算することを検討すべきである。

### ④ 結論（ii）【A-4(意見)】

人件費や賃料の委託金額の妥当性を県として検証すべきである。

⑤ 理由 (ii)

当該委託業務は、上記に記載したとおり、他に代替性がないものとして、大阪航空(株)からのみ見積書を徴取している。

当該業務は、随意契約とならざるを得ない部分もあるが、操縦士、整備士等の人件費について、同業他社と比較したうえで検証することが可能である。しかしながら、県としての当該検証はなされていなかった。

また、施設費用については、受託者から報告されている他のヘリポートで格納庫入居募集を実施しているところ(つくばヘリポート、群馬ヘリポート、日野第2工業団地)との比較をもとに検証しているのみであり、県としてその裏付けの確認や独自に検証した結果は見受けられなかった。

当該業務は、長年継続している業務であり、競争性が働いていない以上、委託料の妥当性については、同業他社の単価実績等の比較やその裏付けを確認したうえで、委託金額の妥当性を慎重に判断すべきである。

⑥ 結論 (iii) 【A-5(意見)】

管理費の根拠を明確にするとともに、必要に応じ、積算方法についての見直しを検討すべきである。

⑦ 理由 (iii)

見積書を確認したところ、営業経費(管理費)として、運航関係(固定)受託料、運航業務委託料、飛行業務(変動)委託料見合いの15%(11,909千円)が別途計上されている。

一方、飛行業務(変動)委託料に含まれている燃料費についても、営業経費(管理費)の15%を乗じる前の金額について、地下タンク使用および管理費、給油管理費として、燃料使用10ごとに別途金額が加算されており、外観的には、これらの管理費にさらに営業経費(管理費)が別途15%乗じられているように見える。

この点につき、担当者にヒアリングしたところ、地下タンク使用および管理費、給油管理費は現場における品質管理や点検等にかかる経費が計上されているとのことであるが、その内訳や実績金額は明確ではなかった。

随意契約で競争性が働いていない以上、受託者に地下タンク使用および管理費、給油管理費と営業経費(管理費)15%部分についてのより詳細な説明や実績を求めるとともに、必要に応じ、その積算方法についての見直しを検討すべきである。

(3) 消防統計電子計算処理業務委託について

① 概要

担当部局	総合政策部 防災危機管理局		
委託契約名称	消防統計電子計算処理業務委託		
委託契約の概要	全国の消防に関する統計データから滋賀県の各統計結果表を作成する業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(一財) 消防防災科学センター		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	395,280 円	395,280 円	395,280 円

② 結論【A-6(意見)】

実績検証を適切に実施すべきである。

③ 理由

本業務は、全国の消防の出動実績等のデータのうち県にかかる部分を抜粋・加工したものを入手することを目的としたものであり、国が全国の統計データの取得を(一財)消防防災科学センターに委託しているといった理由で1者見積りのうえ、随意契約を締結している。

本業務は契約金額が3年間変動していない。契約金額の妥当性の検証方法を担当者にヒアリングしたところ、国の委託先と同一であることから、見積書や請求書の詳細は入手していないとの回答を得た。国の委託先とはいえ、金額および業務の詳細について県がモニタリングする必要性がなくなることはない。

今後は見積書や請求書の内訳を入手したうえで委託金額の適正性を検討し、次年度以降の積算に反映させるべきである。

(見積書および請求書の内容)

	数量	単価	金額
平成 28 年「火災および火災による死者の調査」			
i) 統計表作成資料	71 表	2,200	156,200
ii) 値引き			▲200
平成 28 年度「消防防災・震災対策現況調査」			
i) 統計表作成資料	1 式		42,000
平成 28 年度「防火対象物の実態調査」			

	数量	単価	金額
i) 統計表作成資料	1 式		42,000
平成 27 年度「危険物規制事務調査」			
i) 統計表作成資料	1 式		42,000
平成 28 年度「救急業務」			
i) 統計表作成資料	1 式		42,000
平成 28 年度「救助業務」			
i) 統計表作成資料	1 式		42,000
合計			366,000
消費税および地方消費税 (合計×8%)			29,280
総計			395,280

(4) LPガス保安対策事業委託

① 概要

担当部局	総合政策部 防災危機管理局		
委託契約名称	LPガス保安対策事業委託		
委託契約の概要	LPガス販売店約300店を対象に、液化石油ガス法および保安に関する講習会を開催する。		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(一社) 滋賀県LPガス協会		
委託金額の推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	1,088,000円	1,088,000円	1,088,000円

② 結論【A-7(意見)】

過去の実績を踏まえ、設計書において、諸経費にかかる項目を整理・明確化するとともに、実績検証を適切に実施すべきである。

③ 理由

本業務はLPガス販売店約300店を対象に、液化石油ガス法および保安に関する講習会の開催業務である。(一社)滋賀県LPガス協会は、液化石油ガスにかかる災害防止のための保安教育・指導・研究等を行うことを目的として設立された協会であり、当該業務を行える団体は、県内に他にないため、1者見積のうえ、随意契約を行っている。

ここで、業務完了時に同協会より事業経費積算書を入手しているが、支出経費の内訳が積算時の経費内訳と大きく乖離している部分が識別された。

(設計書および支出経費内訳書)

設計書		支出経費内書		
項目	金額	項目	金額	
1. 報償費		1. 報償費		
講師謝礼	31,200	講師謝礼	30,000	
編集委員	374,400	編集委員	400,000	
2. 旅費		2. 旅費		
講師	6,400	講師	14,724	
編集委員	38,400	編集委員	45,996	
3. 需用費		3. 需用費		
テキスト印刷費	427,680	印刷製本	264,600	A

設計書		支出経費内書		
項目	金額	項目	金額	
文具類一式	45,000	消耗品費	13,520	
		昼食等	73,471	B
4. 役務費		4. 役務費		
通信費	28,700	通信費	17,780	
		事務局費	143,860	C
5. 使用料及び賃借料		5. 使用料及び賃借料		
会場借上料		会場借上料		
編集会議	16,200	編集会議	11,940	
講習会	129,600	講習会	86,780	
合計	1,097,580		1,102,671	

#### 【AおよびCについて】

印刷費は、講習会のテキストの印刷に関するものであり、330部の発行で427,680円という設計であった。しかし、支出経費内訳書によれば、設計通り330部発行しているにもかかわらず264,600円と報告されており、設計額に比して163,080円少ない結果となっていた。また、役務費の中に、設計時には想定されていない事務局費という項目が存在している。

この点について担当者にヒアリングしたところ、設計書では、テキスト単価を資料収集から原稿作成までの、事務局の諸経費を含んで設計しており、一方、支出経費内訳に記載されている印刷製本費は、受託者が製本印刷業者に支払った金額であり、この差額が減額となっている旨の回答を得た。また、積算の段階で印刷費に含まれていた事務局の諸経費が、支出経費内訳における事務局費であるとのことであり、たしかにこの2項目を合計すると積算書の印刷費に近い数値となる(264,600円+143,680円)が、この事務局費の中身を確認してもらった結果、事務局員の人件費および旅費等であった。積算時と想定している内容が異なるため、事務局費という概括的な名称ではなく、それぞれの項目別に明示的に示すべきものである。

#### 【Bについて】

需用費の中に、設計時には織り込まれていない昼食等という項目が存在した。

この点について担当者にヒアリングしたところ、昼食等は、編さん会議、講習会での昼食および湯茶代であり、これは事業実施に必要な経費であるとの回答を得た。現設計ではこの必要な項目が設けられていなかったにもかかわらず、最終金額は設計額に近似していることから、他の項目で生じた余剰分が、この昼食代等に充てられているように推測されてもしかたがない。

今後は設計書において、過去の実績を踏まえ、諸経費にかかる項目を整理・明確化するとともに、実績検証を適切に実施すべきである。



(5) 滋賀県危機管理センター階段通路誘導灯交換業務委託について

① 概要

担当部局	総合政策部 防災危機管理局		
委託契約名称	滋賀県危機管理センター階段通路誘導灯交換業務委託		
委託契約の概要	階段通路誘導灯を蛍光灯から LED 照明に変更する。ランプのみでなく、照明器具本体の変更		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(株) ケイテック		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	994,680 円

② 結論【A-8(意見)】

委託金額の妥当性の検証を県として実施すべきである。

③ 理由

当該業務は滋賀県危機管理センターの階段通路誘導灯（非常用照明器具兼用型）を現行の蛍光灯から LED 光源に変更するものであり、委託金額が 100 万円以下であることおよび以下の理由で（株）ケイテックと随意契約を締結し、1 者見積りのみを実施している。

(随意契約理由)

危機管理センター新築電気設備(電力)工事請負契約には、2 年間の瑕疵担保期間が設定されており、特記仕様書には瑕疵および損耗に関する調査を目的とした 1 年目および 2 年目の建物経年調査の実施が記載されている。

今般の LED 照明器具への交換業務委託は、上記契約の瑕疵担保期間内の照明設備を対象として行うものであり、2 年目の建物経年調査に向けて、一貫した管理を行うためには、センターの電気設備工事を請け負った株式会社ケイテックを契約の相手方として業務委託する必要がある。

さらに、対象となる照明は、消防法で設置を義務づけられた非常用照明(階段通路誘導灯)であり、危機管理センターの防火・防災対策上の重要設備であるため、センターの電気配線を熟知した同社に委託することが品質保証上も最適である。

ここで、受託者からの見積書の内訳は以下のとおりとなっている。

品名	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)
電線管	18	M	108	1,944
電線管附属品	1	式		777
電線館支持材料	1	式		583
露出丸ボックス	12	個	290	3,480
電線	36	M	44	1,584
階段通路誘導灯 (T-21)	12	台	38,870	466,440
〃 (D-321E)	1	台		42,000
照明器具	3	台	57,730	173,190
雑材料消耗品	1	式		34,002
労務費	1	式		121,000
諸経費	1	式		76,000
消費税および地方消費税				73,680
合計				994,680

たしかに、当該業務は、建物経年調査に向けて、一貫した管理を行う必要があることおよび委託金額が100万円以下であることなどを勘案すると、契約形態が不合理とは言えないが、見積書の内訳をみると階段通路誘導灯等の物品代が委託金額の7割以上を占め、当該物品は他社との比較・検討が十分に可能であると考えられる。

競争性が働いていない以上、上記の各項目の単価について県としてしっかりと検証したうえで、委託金額の妥当性を判断すべきであるが、上記の単価についての検証は実施されていなかった。

当該業務は、他の同業他社が当該業務自体は実施できる以上、財規第220条①の「契約書の徴取を一者とする事が出来る場合 イ. 契約の目的物が代替性のないものであるとき」が想定している状況と異なると考えられる。したがって、委託料の妥当性について、他の同業他社の単価実績等も比較・検討したうえで、委託金額の妥当性を慎重に判断すべきである。

(6) 給排水設備保守点検業務委託について

① 概要

担当部局	総合政策部 防災危機管理局		
委託契約名称	給排水設備保守点検業務委託		
委託契約の概要	危機管理センターの中水処理設備、井水ろ過装置の保守点検等、給排水設備一式の保守点検		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(株) 北中工業		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	4,374,000 円

② 結論 (i) 【A-9(意見)】

契約金額の妥当性を検証すべきである。

③ 理由 (i)

当該保守点検業務は、委託先業者が設備を設計施工したものであり、また、防災に関するものおよび独自の水の循環システムを構成していることから特殊性があり、設備の全体像を把握している設計元以外では実質的に業務が不可能として1者見積のうえ、随意契約を締結している。したがって、競争性が働かず契約金額が割高となってしまう可能性があり、契約金額の妥当性の検証状況を担当者にヒアリングしたところ、具体的な検証は実施していない旨の回答があった。

ここで、県の積算書を確認すると、下記表のとおりであり、危機管理センターの竣工後、保守点検契約初年度ということもあり、委託先会社からの見積書をベースとして算出されていた。

(積算書)

	項目	金額 (円)	備考
①	井水ろ過装置点検	441,000	
②	中水処理設備	2,558,000	
③	残留塩素管理装置	220,000	
④	排水設備	60,000	
⑤	直接業務費 計	3,279,000	
⑥	業務管理費	196,740	⑤×6%
⑦	業務原価 計	3,475,000	⑤+⑥ (千円未満切捨)
⑧	一般管理費	695,000	⑦×20%
⑨	保守点検費 計	4,170,000	⑦+⑧

	項目	金額（円）	備考
⑩	消費税および地方消費税	333,600	⑨×8%
	合計	4,503,600	⑨+⑩

給排水設備の保守点検業務にかかる費用は、作業員の作業時間と単価から算出される部分と発生した経費からなる諸経費部分に分解できると考えられるが、県の積算書ではこのような観点からの分析・検証は行えない。また、委託先会社から提出される業務完了報告書や請求書でも、このような情報は得られない。そのため、委託料の検証が行われていない状況では、契約金額が割高となってしまう可能性も十分に考えられる。

契約方法が随意契約である場合には、実績工数の把握等により積算工数と比較・分析を行い、その結果を翌年度以降の積算に反映させていくことで、競争性が働かないことによるリスクを低減させることが可能であるため、県として契約金額の妥当性を検証すべきである。

(7) 原子力防災ネットワーク等保守・運用支援業務委託について

① 概要

担当部局	総合政策部 防災危機管理局		
委託契約名称	原子力防災ネットワーク等保守・運用支援業務委託		
委託契約の概要	県内における原子力危機に備えるとともに、災害時における迅速な情報交換・安全確保を実現する防災ネットワークの保守業務。		
契約形態	随意契約		
委託先名称	富士通ネットワークソリューションズ (株) 関西支店		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	7, 166, 297 円	6, 809, 789 円	6, 809, 789 円

② 結論 (i) 【A-10(意見)】

競争性の働く契約形態への移行を検討すべきである。

③ 理由 (i)

本業務は、原子力危機による緊急時に国の原子力災害対策本部等と迅速かつ確実な情報交換を行う原子力防災ネットワークの保守点検業務である。

委託先については、従来より、富士通ネットワークソリューションズ (株) 関西支店 (以下富士通ネットワークソリューションズ (株)) であり、以下の理由により随意契約を締結している。

(随意契約理由)

原子力防災ネットワークシステムは、国が実施する統合原子力防災ネットワークとの一体的なシステムであり、緊急時に、国の原子力災害対策本部、緊急時対応センター、オフサイトセンター等関係機関との迅速かつ確実な電話通信、ファクシミリ通信、TV 会議通信およびデータ通信を可能とする、国内唯一の特殊な設備であるため。また、本システムの設置および運用等業務一式については、すでに富士通ネットワークソリューションズ株式会社と契約済みのところ、今般の保守点検業務は、当該契約に基づき調達済みの機器等を対象として行うものであり、一貫して同社に対して業務委託する必要があるため。

たしかに、原子力防災ネットワークシステムは一般的なシステムとは異なる部分もあると考えられる。しかし、様々な自治体が同様のネットワークシステムを構築し安全確保に努めており、国内唯一の特殊なものとはいえない。また、担当者にシステムの特長についてヒアリングしたところ、当該システムが特殊性を有しているのは特にテレビ会議の部分であるとの回答を得た。

これらを踏まえると、特殊性のある部分とそれ以外を切り分けたうえでの業者の選定を行うなどの工夫する余地があり、また、本システムの設置および運用等業務一式とあわせて長期的なコストを勘案した契約形態の選択もありえる。

したがって、当該保守点検業務については、より競争性の働く契約形態への移行を検討すべきである。

④ 結論 (ii) 【A-11(指摘)】

契約書と実際の業務内容を整合させ、支出の根拠を明確にすべきである。

⑤ 理由 (ii)

県が実施している防災訓練において、当該システムを実際に運用しながら実施するため、契約書には訓練の際には業者の者が立会うよう明記されている。しかしながら、立会の事実を示す証憑が存在しなかったため担当者にヒアリングしたところ、実際には立会は行われておらず、代替として訓練実施の前日付近に点検を行うことで、訓練時の運用に支障がないようにしているとの回答を得た。契約金額の中には訓練の立会にかかる人件費等が100万円程含まれており、県は契約変更を行っていないため支出の根拠が不透明となっている。

今後は、契約書と実際の業務内容を整合させ、支出の根拠を明確にすべきである。

⑥ 結論 (iii) 【A-12(意見)】

仕様書に明示された様式で業務完了報告書を受領することを徹底すべきである。

⑦ 理由 (iii)

業務完了報告書について、仕様書に明示された様式で受領する定めになっているにもかかわらず、先方の様式で受領していた。先方の様式であっても実質的に記載項目はおおむね網羅されていたものの、今後は仕様書に明示された様式で受領することを徹底すべきである。

## B. 総務部

本監査において、総務部で抽出された委託契約は以下のとおりである。

No.	委託契約名称	契約形態	委託金額（円）
1	滋賀県文書收受発送業務委託	一般競争入札（その他）	15,688,080
2	警備業務委託（公館機械警備分）	随意契約（1者見積）	730,286
3	電話交換設備保守点検業務委託	一般競争入札（その他）	8,942,400
4	エレベータ設備保守点検業務委託	随意契約（1者見積）	8,449,920
5	下水道排水槽清掃業務委託	随意契約（1者見積）	2,226,528
6	冷温水発生機保守業務委託	随意契約（1者見積）	33,915,348
7	評価者研修委託	随意契約（1者見積）	734,400
8	給与等システム運用保守業務委託	随意契約（1者見積）	66,757,500
9	職員会館運営管理等業務委託	随意契約（1者見積）	9,797,946
10	電算システム維持管理委託	随意契約（1者見積）	86,940,000
11	滋賀移住促進情報発信事業（ふるさと回帰支援センター個別相談会）	随意契約（1者見積）	505,894
12	滋賀移住促進情報発信事業（出張移住相談会）	随意契約（1者見積）	852,079
13	田舎暮らしバスツアー開催事業委託	随意契約（1者見積）	1,116,304
14	滋賀移住促進情報発信事業（滋賀暮らしセミナー）	随意契約（1者見積）	1,447,487
15	BP 京都やわた警備業務委託	随意契約（1者見積）	130,252,490
16	ボートピア運営委託	随意契約（1者見積）	1,411,626,525
17	第 17 回マスターズチャンピオン場外発売事務委託	随意契約（1者見積）	546,143,644
18	開設 64 周年記念 GI びわこ大賞場外発売事務委託	随意契約（1者見積）	428,119,033
19	GⅢオールレディース 関西スポーツ新聞 5 社杯争奪ビナスちゃんカップ 場外発売事務委託	随意契約（1者見積）	318,466,881
20	GⅡ 第 60 回結核予防事業協賛 秩父宮妃記念杯場外発売事務委託	随意契約（1者見積）	286,393,262
21	ヴィーナスシリーズ第 10 戦 びわこプリンセスカーニバル場外発売事務委託	随意契約（1者見積）	200,282,049
22	GⅢキリンカップ 2016 場外発売事務委託	随意契約（1者見積）	121,968,138
23	実況放映業務委託	随意契約（1者見積）	77,608,255
24	ドリンクコーナー維持管理委託	随意契約（1者見積）	5,564,592

No.	委託契約名称	契約形態	委託金額（円）
25	情報誌等制作委託	随意契約（1者見積）	2,890,080
26	無停電電源装置保守点検業務委託	随意契約（1者見積）	1,598,400
27	機械警備業務委託	随意契約（1者見積）	1,345,380
28	監視カメラ保守管理業務委託	随意契約（1者見積）	21,855,744
29	給排水設備保守委託	随意契約（1者見積）	2,192,400



(1) 警備業務委託（公館機械警備分）について

① 概要

担当部局	総務部 総務課		
委託契約名称	警備業務委託（公館機械警備分）		
委託契約の概要	警備業務委託（公館機械警備分）		
契約形態	随意契約		
委託先名称	総合警備保障（株）滋賀支社		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	730,286 円	730,286 円	730,286 円

② 結論【B-1(意見)】

長期的な委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法について検討すべきである。

③ 理由

警備業務は毎年度、継続的に発生する業務であり、通常、警備機器を設置した業者がその後の警備業務を行うことになると考えられる。したがって、ある程度の期間、業務の提供をうけることを前提に委託契約を締結することが経済的であり合理的と考えられる。

導入段階では一般競争入札等により業者を決定していたとしても、導入後の警備業務について地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により業者と随意契約を結んでいる状況では、契約期間全体としては競争性が働かず、業者が当初の導入費用を抑える一方、導入後の警備業務で過度な利益を確保することも考えられ、全体として委託料が割高となってしまうおそれがある。

したがって、長期的な委託料削減の観点から、例えば総合評価方式の一般競争入札の検討を行うことや、長期継続契約、債務負担行為による一定期間の契約とすることで委託料削減に繋がらないかなど、契約期間全体を勘案して契約の相手方や契約方法を検討すべきである。

なお、総務課については平成 29 年 10 月に機械警備を取り扱っている他業者から県公館等に警備機器を新規設置する場合の見積りを徴取し、単年度契約で 9,072,000 円、5 年間の契約でも年間 1,749,600 円となり、現在の契約金額 730,286 円と比べ割高であることを確認しているとのことである。また、県では条例施行規則第 3 条により、機械警備の契約期間が最長で 2 年間となっており、この期間で新規の設置費、撤去費等を考慮すると割高で、非効率かつ不経済となるとの結論に至っている。

(2) エレベータ設備保守点検業務委託について

① 概要

担当部局	総務部 総務課		
委託契約名称	エレベータ設備保守点検業務委託		
委託契約の概要	県庁舎のエレベータ設備の保守点検業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	三菱電機ビルテクノサービス（株）		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	8,449,920 円	8,449,920 円	8,449,920 円

② 結論（i）【B-2(意見)】

一般競争入札への移行を検討すべきである。

③ 理由（i）

本業務は委託先会社の親会社である三菱電機（株）が設置した県庁舎のエレベータ設備計 9 台の保守点検を実施する業務であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と随意契約を締結している。

県は随意契約理由として、以下の根拠を挙げており、随意契約理由と同じ理由により代替性がないとして他社からの見積書を入手していない。

(随意契約理由)

当該エレベータ設備は、来庁者や職員など不特定多数の人が利用する乗り物であり、安全かつ快適に運行されることが求められる設備である。一方、県庁舎のエレベータは新館の設置後 40 年を経過するものから、最も新しい本館のものでも設置後 22 年が経過している。このため、安全性の面からも受託者には、交換が必要な部品に関する寿命等の十分な知識・経験を有している必要がある。

また、エレベータ運行管理は群制御・停電時自動着床制御・地震時間制制御等のコンピュータ制御により自動管理されており、この部分は製造業者が独自に開発したもので他者が適正に保守点検するのは難しいものである。

さらに、地震等でエレベータが止まった場合でも、他地域からの応援等で迅速に対応を取ってもらう必要もある。

このような状況での委託契約を考えると、全国に点検員を持ちエレベータに関して知識・経験を積み重ねた専門的な技術を持つ製造業者系列の点検業者に、安全性を最優先に考えた部品交換を含む契約を行う必要があると考える。

県庁舎および大津合同庁舎のエレベータ設備は、すべて同一の製造業者であり、なおかつ同系列の点検業者でエレベータ設備の保守点検を扱っているのは、

1 者しかいない。

しかしながら、エレベータ設備の保守点検は他社が製造したのものも含めた保守点検を行っている業者はおり、また、エレベータ設備の保守点検業務を一般競争入札により契約している事例もあることから、委託先会社以外には本業務を行うことが不可能といえるほどの特殊性はなく、他に代替しうる者がいないとまでは言い切れないと考えられる。

したがって、随意契約理由に該当するとは考えられないため、一般競争入札への移行を検討すべきである。

④ 結論 (ii) 【B-3(意見)】

契約金額の妥当性を検証し、ライフサイクル全体としての委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法についても検討すべきである。

⑤ 理由 (ii)

本業務について、契約金額の妥当性の検証状況を担当者にヒアリングしたところ、具体的な検証は実施していない旨の回答があった。

ここで、県の予定価格の積算書を確認すると、下記表のとおり直接人件費をベースにその他の保全業務費が算出されていた。なお、委託先会社から徴取している見積書においては、各項目別の内訳は記載されていない形式となっていた。

(積算書)

	項目	金額 (円)	備考
①	直接人件費	4,076,620	標準単価×労務数量
②	直接物品費	1,304,518	①×0.32
③	直接業務費 計	5,381,138	
④	業務管理費	1,452,906	③×0.27
⑤	業務原価 計	6,834,000	千円未満切捨
⑥	一般管理費	1,366,000	⑤×0.2 (千円未満切捨)
⑦	保全業務費 計	8,200,000	
⑧	消費税および地方消費税	656,000	⑦×0.08
	合計	8,856,000	⑦+⑧

エレベータ設備の保守点検業務にかかる費用について、県は国土交通省大臣官房官庁営繕部が示す積算基準に準拠して積算している。

ここで、エレベータ設備の保守点検業務にかかる費用は、作業員の作業時間と単

価から算出される部分と発生した経費からなる諸経費部分に分解できると考えられるが、県の積算書ではこのような観点からの分析・検証は行えない。また、委託先会社から提出される業務完了報告書や請求書でも、このような情報は得られない。そのため、委託料の検証が行われていない状況では、契約金額が割高となってしまう可能性も十分に考えられる。

他社からの見積書が入手できない場合であっても、契約金額の妥当性を検証することは必要である。また、長年継続している業務であり、競争性が働いていない以上、今後、標準単価や実績作業時間の検証も含め、契約金額の妥当性について検討すべきである。

また、導入後に保守点検が必要なものにかかる委託料総額を削減するためには、導入時のコストだけでなく、導入後の保守点検等も含めたライフサイクル全体において、競争性を十分に働かせる必要がある。

本業務においては、現有設備の保守点検を継続する場合の費用と、新たな設備を導入した場合の導入費用および保守点検、修繕等のライフサイクルコスト全体を含めた費用との比較検討を実施すべきである。そして、新たな設備を導入する場合は、例えば総合評価方式の一般競争入札の検討を行うなど、ライフサイクルコストを勘案して契約の相手方を選定する必要がある。一方、現有設備の保守点検を継続する場合であっても、長期的な委託料削減の観点から、例えば債務負担行為による一定期間の契約とすることなど、契約方法についても検討すべきである。

### (3) 冷温水発生機保守業務委託について

#### ① 概要

担当部局	総務部 総務課		
委託契約名称	冷温水発生機保守業務委託		
委託契約の概要	合同庁舎に設置されている冷温水発生機の保守・整備業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	パナソニック産機システムズ(株) 近畿支店		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	6,260,760 円	5,940,000 円	33,915,348 円

#### ② 結論【B-4(指摘)】

点検表および報告書に対する確認のサインを徹底すべきである。

#### ③ 理由

本業務は合同庁舎に設置されている冷温水発生機の保守・整備業務である。<sup>注)</sup>

注) 通常は保守のみであるが、平成 28 年度は整備も実施された。委託金額の推移において当期の金額が大幅に増加しているのはこのためである。

当該業務に関して、点検表を閲覧したところ、日付・種類・対象が異なる点検にもかかわらず、全く同じサインの点検表が存在した。これについて担当者にヒアリングしたところ、冷温水機の冷水と温水が切り替わるタイミングの点検については、期間も1か月ほどしか離れておらず、実質的に同一と考えられるため、委託先が一つのサインをコピーしている旨の回答を得た。

しかしながら、当該点検は時期種類、対象が異なり同一と考える合理的な理由は見当たらない。また点検表が別個に発行されている趣旨を鑑みれば、個別に確認した結果を明確にすべきである。

さらには、サインのない点検表が散見された。同種の点検についてはどれか一つにサインをしているため省略しているとのことであるが、点検の内容は同種とはいえ、実施場所は異なっている。

それぞれ別個に報告書が発行されている趣旨および委託の成果について確認した結果を明確にする観点からも、それぞれの点検表に確認のサインをすべきである。

#### (4) 職員会館運営管理等業務委託について

##### ① 概要

担当部局	総務部 総務事務・厚生課		
委託契約名称	職員会館運営管理等業務委託		
委託契約の概要	県内8か所の職員会館の運営管理業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	滋賀県職員生活協同組合		
委託金額の推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	11,154,492円	9,687,238円	9,797,946円

##### ② 結論【B-5(意見)】

一般競争入札への移行を検討すべきである。

##### ③ 理由

本業務は、県が所有する県内8か所の職員会館の運営管理業務であり、具体的な業務は以下のとおりである。

- i) 職員会館各室の貸出事務および鍵の受渡管理業務
- ii) 各種レクリエーション用具および図書等の貸出管理業務
- iii) 職員会館各室の洗浄清掃および乾拭清掃業務
- iv) 和室(仮眠室)の敷布等の取替業務
- v) その他職員会館内およびその周辺の雑役用務

県は当該業務について、下記を根拠として地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結している。

##### (随意契約理由)

県では職員会館を設置し、職員の交流やリフレッシュの場として活用しているが、滋賀県職員生活協同組合も、県内8か所の各職員会館にて売店や食堂・喫茶室を運営することにより、職員の福利厚生の上昇に寄与している。

職員会館運営管理業務の実施にあたっては、売店などの運営と併せて行うことで効率的に実施できること、利用者である職員との対話を通じて職員の福利厚生に関するニーズを的確に把握し、業務に反映させることができることから、職員の福利厚生の一翼を担うことを目的としている滋賀県職員生活協同組合に委託するのが適当である。

この点、本業務の具体的な内容を確認すると、上記i)～v)に記載のとおり特

殊な業務ではなく、他の業者でも実施可能と考えられる。また、上記随意契約理由では、効率的に業務を行えることやニーズに合った業務運営が可能である旨の理由を挙げているが、本業務の内容を勘案すると、随意契約の要件である「他に代替する者がいない」とは言えず、上記の根拠は随意契約理由には該当しない。

したがって、契約方法の原則である一般競争入札への移行を検討すべきである。

(5) 電算システム維持管理委託について

① 概要

担当部局	総務部 税政課		
委託契約名称	電算システム維持管理委託		
委託契約の概要	税務事務総合オンラインシステムの運用維持管理 業務および汎用コンピュータの機械操作業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	京都電子計算（株）		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	100, 224, 000 円	100, 224, 000 円	86, 940, 000 円

② 結論【B-6(意見)】

電算システム維持管理委託について実績作業時間の検証を実施するとともに、積算時間の見直しをすべきである。

③ 理由

本業務は税務電算システムを構成する個別対象システムの運用および維持管理を委託する業務であり、税務電算システムの円滑な運用と信頼性の確保を図るため高度な専門知識を有する必要があることおよび平成 29 年 1 月より導入される新税務システムと現行システムの連携が求められる業務であるため、現行システムと新システムの両方に精通している必要があることから、京都電子計算（株）と 1 者見積の随意契約を締結している。

契約金額の算定にあたって各作業工数を積算し、契約金額を決定しているが、4 月から 3 月までの工数に以下の項目が含まれている。

4 月～12 月			
作業内容	工数		
電源投入、起動操作、終了操作	1 時間/日	× 180 日	× 2 人 = 360 時間
磁気テープの搬入・搬出	30 分 /日	× 180 日	× 1 人 = 90 時間
汎用紙搬入・在庫管理	20 分 /日	× 180 日	× 1 人 = 60 時間
プリンタ消耗品交換	20 分 /日	× 180 日	× 1 人 = 60 時間
ACOS 機器の日常的な清掃、保守	20 分 /日	× 180 日	× 2 人 = 120 時間
1 月～3 月			
作業内容	工数		
電源投入、起動操作、終了操作	1 時間/日	× 60 日	× 1 人 = 60 時間



ACOS 機器の日常的な清掃、保守	20 分 / 日 × 60 日 × 1 人 = 20 時間
合計	770 時間

上記の作業は4月から3月までの全ての営業日で発生するものとして積算されているが、これらの作業が毎日、上記時間で発生しているかは疑問が残る。

積算の作業時間の検証方法について担当者にヒアリングしたところ、委託先から業務内容の報告書を受領するとともに、実績管理として稼働時間、実行ジョブ数、印刷実行数などを全体として把握しているものの、磁気テープの搬入等の各作業の実績作業時間の報告は受けていない旨の回答があった。

随意契約で競争性が働いていない以上、実績検証は契約金額の妥当性の検証や次年度以降の同様の業務の適切な積算の観点から重要である。

したがって、実績作業時間の検証を実施するとともに、今後の積算時間の見直しをすべきである。

(6) 滋賀移住促進情報発信事業（ふるさと回帰支援センター個別相談会）について

① 概要

担当部局	総務部 市町振興課		
委託契約名称	滋賀移住促進情報発信事業		
委託契約の概要	ふるさと回帰支援センター個別相談会		
契約形態	随意契約		
委託先名称	滋賀移住・交流促進協議会		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	505,894 円

② 結論 (i) 【B-7(意見)】

積算を適切に実施したうえで、委託金額を決定すべきである。

③ 理由 (i)

本業務は滋賀移住個別相談会を開催し、滋賀県内の各地域を紹介する業務であり、契約時点において滋賀県の移住促進業務を実施しているのが滋賀移住・交流促進協議会のみであったため、同社と1者見積りのうえ、随意契約を締結している。

ここで、業務完了時に同法人より支出経費内訳書を入手しているが、支出経費の内訳が積算時の経費内訳と大きく乖離していた。

(積算書および支出報告書内訳)

積算時		支出報告書	
項目	金額	項目	金額
旅費	239,400	イベント PR 物品購入費	475,200
チラシ印刷等広報費	90,000	広報費	6,400
通信運搬費	150,000	通信運搬費	19,872
消耗品費	90,900	法被クリーニング料	3,990
		振込手数料	432
合計 (千円未満切捨)	570,000	合計	505,894

積算時の見積額と実際の支出額との乖離理由について担当者にヒアリングしたところ、契約時において事業の概要や実施回数は決まっているものの、具体的な内容は決定していないため概算で積算を実施しており、契約締結後に委託先と協議し契約金額の範囲内で具体的な事業内容を決定している旨の回答があった。

積算は具体的な委託業務に基づき算定されるものであり、業務内容が決定する前に概算で算定することは適切ではなく、その金額の範囲で事業を実施するとした場

合、必要のない経費が予算消化される恐れや、本来、必要のある経費が確保できない可能性がある。

したがって、積算を適切に実施したうえで、委託金額を決定すべきである。

④ 結論（ii）【B-8(意見)】

委託の効果を検証すべきである。

⑤ 理由（ii）

当該委託業務は、滋賀移住個別相談会を実施することを通じて滋賀県への移住者を増加させる目的で実施されている。

したがって、事業目的に沿った効果を上げているか否かを検証し、その結果を踏まえ、効果的な事業実施方法を継続的に検討していくことが必要であるが、県として、委託の効果の検証が不十分であった。

有効な効果指標を設定し、その検証を行い、受託者と連携しながら、次年度の事業実施方法を改善していくといった継続的な仕組みを構築すべきである。

(7) 滋賀移住促進情報発信事業（出張移住相談会）について

① 概要

担当部局	総務部 市町振興課		
委託契約名称	滋賀移住促進情報発信事業		
委託契約の概要	出張移住相談会の開催		
契約形態	随意契約		
委託先名称	滋賀移住・交流促進協議会		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	1,679,568 円	563,759 円	852,079 円

② 結論 (i) 【B-9(意見)】

積算を適切に実施したうえで、委託金額を決定すべきである。

③ 理由 (i)

本業務は東京と大阪にて出張移住相談会を開催し、滋賀県への移住を促進する業務であり、契約時点において滋賀県の移住促進業務を実施しているのが滋賀移住・交流促進協議会のみであったため、同社と1者見積りのうえ、随意契約を締結している。

ここで、業務完了時に同法人より支出経費内訳書を入手しているが、支出経費の内訳が積算時の経費内訳と大きく乖離していた。

(積算書および支出報告書内訳)

積算時		支出報告書	
項目	金額	項目	金額
①東京開催		①東京開催	
報償費	35,400	イベントPR物品購入費	122,004
旅費	352,600	振込手数料	324
チラシ印刷費	70,000		
通信運搬費	80,000		
会場借上費	100,000		
消耗品費	80,000		
小計	718,000	小計	122,328
②大阪開催		②大阪開催	
旅費	57,600	旅費(講師等費用弁償等)	13,020
チラシ印刷費	20,000	チラシ印刷費	90,000

積算時		支出報告書	
項目	金額	項目	金額
通信運搬費	50,000	通信運搬費	3,480
消耗品費	21,000	イベントPR物品購入	36,000
		フライヤーデザイン・ 広報費	81,600
		講師謝金	218,000
		会場借り上げ料	85,536
		Peatix 取扱手数料	12,285
		ケータリング料	110,550
		イベントレポート作成・掲 載費	200,000
		振込手数料	3,780
小計	148,600	小計	854,251
合計(千円未満切捨)	866,000	合計	976,579
		(うち、参加料にて負担)	(124,500)

積算時の見積額と実際の支出額との乖離理由について担当者にヒアリングしたところ、契約時において事業の概要や実施回数は決まっているものの、具体的な内容は決定していないため概算で積算を実施しており、契約締結後に委託先と協議し契約金額の範囲内で具体的な事業内容を決定している旨の回答があった。

積算は具体的な委託業務に基づき算定されるものであり、業務内容が決定する前に概算で算定することは適切ではなく、その金額の範囲で事業を実施するとした場合、必要のない経費が予算消化される恐れや、本来、必要のある経費が確保できない可能性がある。

したがって、積算を適切に実施したうえで、委託金額を決定すべきである。

④ 結論 (ii) 【B-10(意見)】

委託の効果を検証すべきである。

⑤ 理由 (ii)

当該委託業務は、出張移住相談会を開催することを通じて滋賀県への移住者を増加させる目的で実施されている。

したがって、事業目的に沿った効果を上げているか否かを検証し、その結果を踏まえ、効果的な事業実施方法を継続的に検討していくことが必要であるが、県として、委託の効果の検証が不十分であった。

有効な効果指標を設定し、その検証を行い、受託者と連携しながら、次年度の事業実施方法を改善していくといった継続的な仕組みを構築すべきである。

(8) 田舎暮らしバスツアー開催事業委託について

① 概要

担当部局	総務部 市町振興課		
委託契約名称	田舎暮らしバスツアー開催事業委託		
委託契約の概要	田舎暮らしバスツアー開催事業委託		
契約形態	随意契約		
委託先名称	滋賀移住・交流促進協議会		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	2,059,000 円	1,116,304 円

② 結論 (i) 【B-11(意見)】

積算を適切に実施したうえで、委託金額を決定すべきである。

③ 理由 (i)

本業務は滋賀県の各地を巡るバスツアーを開催し、県外へ滋賀県の魅力を発信するとともに滋賀県への移住を促進する業務であり、契約時点において滋賀県の移住促進業務を実施しているのが滋賀移住・交流促進協議会のみであったため、同社と 1 者見積りのうえ、随意契約を締結している。

ここで、業務完了時に同法人より支出経費内訳書を入手しているが、支出経費の内訳が積算時の経費内訳と大きく乖離していた。

(積算書および支出報告書内訳)

積算時		支出報告書	
項目	金額	項目	金額
移動手段借損料	600,000	使用料・賃借料	287,470
講師謝金	159,300	講師謝金	85,000
サポーター謝金(当日)	139,500	サポーター謝金	51,600
チラシ印刷費	210,000	印刷費	198,000
ツアー企画運営費	150,000	企画運営費	457,200
消耗品費	60,600	消耗品費	2,700
		保険料	1,000
		飲食費	48,012
		役務費	7,478
		資料費	32,400
		振込手数料	1,944

積算時		支出報告書	
項目	金額	項目	金額
合計（千円未満切捨）	1,319,000	合計	1,172,804
		（うち、参加料にて負担）	（56,500）

積算時の見積額と実際の支出額との乖離理由について担当者にヒアリングしたところ、契約時において事業の概要や実施回数は決まっているものの、具体的な内容は決定していないため概算で積算を実施しており、契約締結後に委託先と協議し契約金額の範囲内で具体的な事業内容を決定している旨の回答があった。

積算は具体的な委託業務に基づき算定されるものであり、業務内容が決定する前に概算で算定することは適切ではなく、その金額の範囲で事業を実施するとした場合、必要のない経費が予算消化される恐れや、本来、必要のある経費が確保できない可能性がある。

したがって、積算を適切に実施したうえで、委託金額を決定すべきである。

#### ④ 結論（ii）【B-12(意見)】

委託の効果を検証すべきである。

#### ⑤ 理由（ii）

当該委託業務は、滋賀県の各地を巡るバスツアーを開催し、県外へ滋賀県の魅力を発信することを通じて滋賀県への移住者を増加させる目的で実施されている。

したがって、事業目的に沿った効果を上げているか否かを検証し、その結果を踏まえ、効果的な事業実施方法を継続的に検討していくことが必要であるが、県として、委託の効果の検証が不十分であった。

有効な効果指標を設定し、その検証を行い、受託者と連携しながら、次年度の事業実施方法を改善していくといった継続的な仕組みを構築すべきである。



(9) 滋賀移住促進情報発信事業（滋賀暮らしセミナー）について

① 概要

担当部局	総務部 市町振興課		
委託契約名称	滋賀移住促進情報発信事業		
委託契約の概要	滋賀暮らしセミナーの開催		
契約形態	随意契約		
委託先名称	滋賀移住・交流促進協議会		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	1,447,487 円

② 結論【B-13(意見)】

積算を適切に実施したうえで、委託金額を決定すべきである。

③ 理由

本業務は滋賀暮らしセミナーを開催し、滋賀県の魅力を発信するとともに滋賀県への移住を促進する業務であり、契約時点において滋賀県の移住促進業務を実施しているのが滋賀移住・交流促進協議会のみであったため、同社と1者見積りのうえ、随意契約を締結している。

ここで、業務完了時に同法人より支出経費内訳書を入手しているが、支出経費の内訳が積算時の経費内訳と大きく乖離していた。

(積算書および支出報告書内訳)

積算時		支出報告書	
項目	金額	項目	金額
報償費	71,000	報償費	448,000
旅費	718,000	旅費	310,400
チラシ印刷費	140,000	需用費	436,667
通信運搬費	160,000	役務費	442,041
会場借上費	200,000	使用料及び賃借料	40,400
消耗品費	160,000		
合計	1,449,000	合計	1,677,508
		(内参加料等より負担)	(230,021)

積算時の見積額と実際の支出額との乖離理由について担当者にヒアリングしたところ、契約時において事業の概要や実施回数は決まっているものの、具体的な内容は決定していないため概算で積算を実施しており、契約締結後に委託先と協議し

契約金額の範囲内で具体的な事業内容を決定している旨の回答があった。

積算は具体的な委託業務に基づき算定されるものであり、業務内容が決定する前に概算で算定することは適切ではなく、その金額の範囲で事業を実施とした場合、必要のない経費が予算消化される恐れや、本来、必要のある経費が確保できない可能性がある。

したがって、積算を適切に実施したうえで、委託金額を決定すべきである。

④ 結論（ii）【B-14(意見)】

委託の効果を検証すべきである。

⑤ 理由（ii）

当該委託業務は、滋賀暮らしセミナーを開催し、県外へ滋賀県の魅力を発信することを通じて滋賀県への移住者を増加させる目的で実施されている。

したがって、事業目的に沿った効果を上げているか否かを検証し、その結果を踏まえ、効果的な事業実施方法を継続的に検討していくことが必要であるが、県として、委託の効果の検証が不十分であった。

有効な効果指標を設定し、その検証を行い、受託者と連携しながら、次年度の事業実施方法を改善していくといった継続的な仕組みを構築すべきである。

(10) 実況放映業務委託について

① 概要

担当部局	総務部 事業課		
委託契約名称	実況放映業務委託		
委託契約の概要	びわこボート開催中のレース実況等を撮影し、オッズ、各種競技情報、開催案内等とあわせて場内テレビおよび大型映像装置において放映する。その他、各機器の管理。		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(株) サニー商事		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	75,022,519 円	77,356,576 円	77,608,255 円

② 結論【B-15(意見)】

契約金額の妥当性を検証すべきである。

③ 理由

本業務はびわこボート開催にかかる実況放映業務を(株)サニー商事に委託する業務であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と随意契約を締結している。また、県財務規則第220条第1項ただし書き第2号により1者見積としている。

随意契約理由として県は以下の根拠を挙げており、随意契約理由と同じ理由により代替性がないとして他社からの見積書を入手していない。

(随意契約理由)

(「特殊」と判断する根拠)

レース放映に必要な撮影用カメラや放映システム設備およびそれにかかる配線設備の一部については当該者が設置しており、場内モニターへの映像送出システムは独自のものであるため他に運用できるものがない。

(「他に代替しうる者がいない」と判断する根拠)

新たな設備の設置や既存機器の移設・撤去には高額な費用が必要であり、一定期間の開催がなく大規模な施設改修がない限り不可能。

しかしながら、長期間随意契約が継続すると、必要以上に高額な委託料といった競争が働かないことによる弊害が生じる可能性がある。

競争性が働かないことによるリスクを低減させるためにも、県として契約金額の

妥当性を検証することは求められるところであるが、検証状況について担当者にヒアリングしたところ、具体的な検証は実施していない旨の回答があった。

ここで、県の委託料積算根拠を確認すると、以下のとおりであった。

項目	数量	単価 (円)	金額 (円)
人件費			
カメラマン4名、操作卓4名	186日	155,360	28,896,960
前検日メンテナンス	33日	77,680	2,563,440
日延べ	2日	155,360	310,720
小計			31,771,120
機器費			
メインカラーカメラ装置	12月	570,000	6,840,000
第1コーナー用カラーカメラ装置	12月	200,000	2,400,000
(省略)			
小計			38,316,000
消耗品			
VTRヘッド等交換消耗品	12月	10,000	120,000
DVカムVTRテープ	12月	5,000	60,000
(省略)			
小計			444,000
諸経費			
施行者所有機器メンテナンス一式	12月	100,000	1,200,000
ポートピア等場外送出機器運用・メンテナンス	12月	80,000	960,000
(省略)			
小計			4,260,000
計			74,791,120
消費税			5,983,290
合計			80,774,410

上記のとおり、数量に単価を乗じて金額を算出しており、数量は規定の日数または月数であることから、単価の妥当性をいかに検証するかが課題となる。

例えば、人件費については標準単価や同業他社との比較、機器費については累計支払額が購入価格を上回っていないかの検討、消耗品や諸経費については他事例等を参考に比較といった検証を行い、県として契約金額の妥当性を検証すべきである。

(11) ドリンクコーナー維持管理委託について

① 概要

担当部局	総務部 事業課		
委託契約名称	ドリンクコーナー維持管理委託		
委託契約の概要	びわこモーターボート競走場のドリンクコーナーにある自動給茶機器の維持管理		
契約形態	随意契約		
委託先名称	近畿物産（株）		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	6,103,665 円	6,103,665 円	5,564,592 円

② 結論【B-16(意見)】

契約金額の妥当性を検証すべきである。

③ 理由

本業務は委託先会社である近畿物産（株）が、びわこモーターボート競走場のドリンクコーナーに設置した自動給茶機器の維持管理を行う業務であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と随意契約を締結している。また、県財務規則第 220 条第 1 項ただし書き第 2 号により 1 者見積としている。

随意契約理由として県は以下の根拠を挙げており、随意契約理由と同じ理由により代替性がないとして他社からの見積書を入手していない。

(随意契約理由)

当該自動湯茶接待機のような無料ドリンク提供設備については、競艇場では省令で設置が義務づけられており、ファンサービスの面からも欠かすことができない。仮にその保守管理に不備があった場合、苦情が発生するなど大きな問題となる可能性がある。また、故障の際は、他者では部品調達ができないため、修理が不可能である。よって、その保守管理は製造・設置を行った上記業者以外には委託することができず、代替性がない。

随意契約であっても競争性を確保するため、2 者以上から見積徴取し契約金額との比較検討を行うなど、契約金額の妥当性を検証すべきである。

なお、県は平成 30 年度からはメンテナンスを含めた機器のレンタルにより給茶器を設置することとして、平成 30 年度予算に計上しており、レンタル機器の導入にあたっては、競争入札により執行することとしている。

(12) 情報誌等制作委託について

① 概要

担当部局	総務部 事業課		
委託契約名称	情報誌等制作委託		
委託契約の概要	場内ファン向け情報紙の制作業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(株) エー・アンド・エー		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	2,890,080 円	2,890,080 円	2,890,080 円

② 結論【B-17(意見)】

一般競争入札への移行を検討すべきである。

③ 理由

本業務は、来場頻度の高いファンの来場促進と購買意欲の向上を促すため、場内ファン向けに情報紙を制作し発行する業務であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により (株) エー・アンド・エーと随意契約を締結している。また、県財務規則第 220 条第 1 項ただし書き第 2 号により 1 者見積としている。

随意契約理由として県は以下の根拠を挙げており、随意契約理由と同じ理由により代替性がないとして他社からの見積書を入手していない。

(随意契約理由)

(「特殊」と判断する根拠)

当該業務は、モーターボート競走にかかる月刊専門情報紙の制作であり、レースに出場する選手の競走データや短評の記述等の専門性および正確性が要求され、ボートレースファンが必要とする情報を迅速かつ正確に提供するという当方の意向に対応できる能力が必要となる。

(「他に代替しうる者がいない」と判断する根拠)

当該業者については、ボートレース月刊誌「マンスリーBOATRACE」を制作・発行していることに加え、他のボートレース場 8 場において、当該業務と同等の業務を滞りなく行っており、日々膨大な競走データの蓄積・管理を行い、各節ごとに出場選手のデータを最新の状態で迅速かつ正確に情報紙に反映することができる唯一の業者である。また、紙面掲載データの一部については、当該業者のみが蓄積・保有するものである。

しかしながら、ボートレースの情報紙を発行している業者は他にもおり、上記の根拠では、「特殊」で「他に代替しうる者がいない」業務とまでは言えないと考えられる。

したがって、上記の随意契約理由は要件に該当するとは考えられず、契約方法の原則である一般競争入札への移行を検討すべきである。

(13) 無停電電源装置保守点検業務委託について

① 概要

担当部局	総務部 事業課		
委託契約名称	無停電電源装置保守点検業務委託		
委託契約の概要	びわこモーターボート競走場の無停電電源装置の保守点検業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	東芝電機サービス (株)		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	1, 598, 400 円	1, 598, 400 円	1, 598, 400 円

② 結論【B-18(意見)】

契約金額の妥当性を検証すべきである。

③ 理由

本業務は委託先会社である東芝電機サービス (株) が設置した、びわこモーターボート競走場の無停電電源装置の保守点検業務であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と随意契約を締結している。また、県財務規則第 220 条第 1 項ただし書き第 2 号により 1 者見積としている。

随意契約理由として県は以下の根拠を挙げており、随意契約理由と同じ理由により代替性がないとして他社からの見積書を入手していない。

(随意契約理由)

<p>当該設置の無停電電源装置は計算センター等場内主要設備に商用電源を安定供給している。停電時には自家発電機が作動するまでの間、電力を供給する重要設備である。競技の運営には必要な設備であり、緊急事態の対応が必要である。</p> <p>また、当該業者は製造据付を行っており、i) 電子基板上のソフト設定が製造メーカーごとに独自のものとなっており、公開していない、ii) ゲート信号の測定は製造者の検査機器でないと測定できない、ということから、当該業者以外に代替性がない。</p>
--

しかしながら、長期間随意契約が継続すると、必要以上に高額な委託料といった競争が働かないことによる弊害が生じる可能性がある。

競争性が働かないことによるリスクを低減させるためにも、県として契約金額の妥当性を検証することは求められるところであるが、検証状況について担当者にヒアリングしたところ、具体的な検証は実施していない旨の回答があった。

ここで、県の委託料積算根拠を確認すると、以下のとおりであった。



項目	数量	単価 (円)	金額 (円)
巡回点検			
労務費 (5人×3日)	15日	19,400	291,000
機材工具損料	1式	100,000	100,000
交通費、工具運搬費	1式	10,000	10,000
工具、消耗品			100,000
諸経費 (10%)			50,100
小計			551,100
精密点検			
労務費 (5人×5日)	25日	19,400	485,000
機材工具損料	1式	200,000	200,000
交通費、工具運搬費	1式	25,000	25,000
工具、消耗品			150,000
諸経費 (10%)			86,000
小計			946,000
計			1,497,100
消費税			119,768
合計			1,616,868

上記のとおり、労務費は作業工数に単価を乗じて金額を算出しており、その他の費用は発生した分が費用になると考えられることから、各項目の妥当性をいかに検証するかが課題となる。

例えば、労務費については積算工数と実績工数の比較や標準単価との比較、その他の費用については他事例等を参考に比較といった検証を行い、県として契約金額の妥当性を検証すべきである。

#### (14) 機械警備業務委託について

##### ① 概要

担当部局	総務部 事業課		
委託契約名称	機械警備業務委託		
委託契約の概要	機械警備の業務委託		
契約形態	随意契約		
委託先名称	大戸警備保障(株)		
委託金額の推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	1,345,380円	1,345,380円	1,345,380円

##### ② 結論【B-19(意見)】

長期的な委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法について検討すべきである。

##### ③ 理由

機械警備業務は毎年度、継続的に発生する業務であり、通常、警備機器を設置した業者がその後の警備業務を行うことになると考えられる。したがって、ある程度の期間、業務の提供をうけることを前提に委託契約を締結することが経済的であり合理的と考えられる。

導入段階では一般競争入札等により業者を決定していたとしても、導入後の警備業務について地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により業者と随意契約を結んでいる状況では、契約期間全体としては競争性が働かず、業者が当初の導入費用を抑える一方、導入後の警備業務で過度な利益を確保することも考えられ、全体として委託料が割高となってしまうおそれがある。

したがって、長期的な委託料削減の観点から、例えば総合評価方式の一般競争入札の検討を行うことや、長期継続契約、債務負担行為による一定期間の契約とすることで委託料削減に繋がらないかなど、契約期間全体を勘案して契約の相手方や契約方法を検討すべきである。

## (15) 監視カメラ保守管理業務委託について

### ① 概要

担当部局	総務部 事業課		
委託契約名称	監視カメラ保守管理業務委託事業		
委託契約の概要	監視カメラ保守管理業務委託事業		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(株) サニー商事		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	24, 779, 520 円	24, 779, 520 円	21, 855, 744 円

### ② 結論【B-20(意見)】

契約金額の妥当性を検証し、ライフサイクル全体としての委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法についても検討すべきである。

### ③ 理由

監視カメラ保守管理業務は毎年度、継続的に発生する業務であり、通常、監視カメラを設置した業者がその後の保守管理業務を行うことになると考えられる。したがって、ある程度の期間、業務の提供をうけることを前提に委託契約を締結することが経済的であり合理的と考えられる。

長年継続している業務であり、競争性が働いていない以上、他社からの見積書が入手できない場合であっても、契約金額の妥当性を検証することは必要であり、今後、標準単価や実績作業時間の検証も含め、契約金額の妥当性について検証すべきである。

また、導入後に保守点検が必要なものにかかる委託料総額を削減するためには、導入時のコストだけでなく、導入後の保守点検等も含めたライフサイクル全体において、競争性を十分に働かせる必要がある。

現有設備の保守点検を継続する場合の費用と、新たな設備を導入した場合の導入費用および保守点検、修繕等のライフサイクルコスト全体を含めた費用との比較検討を実施すべきである。そして、新たな設備を導入する場合は、例えば総合評価方式の一般競争入札の検討を行うなど、ライフサイクルコストを勘案して契約の相手方を選定する必要がある。一方、現有設備の保守点検を継続する場合であっても、長期的な委託料削減の観点から、例えば債務負担行為による一定期間の契約とすることなど、契約方法についても検討すべきである。

### C. 県民生活部

本監査において、県民生活部で抽出された委託契約は以下のとおりである。

No.	委託契約名称	契約形態	委託金額（円）
1	滋賀県地価調査等業務委託	随意契約（1者見積）	29,316,168
2	県民交流センター施設整備委託	随意契約（1者見積）	10,756,000
3	文化産業交流会館長寿命化等推進事業	随意契約（1者見積）	42,032,800
4	びわ湖ホール長寿命化等推進事業	随意契約（1者見積）	82,797,660
5	びわ湖ホール施設整備委託	随意契約（1者見積）	12,690,000
6	びわ湖ホール施設整備委託	随意契約（1者見積）	7,830,000
7	外国語版アール・ブリュットガイドブック制作委託	随意契約（1者見積）	1,263,600
8	平成28年度人権啓発ポスター等デザイン業務委託	随意契約（プロポーサル方式）	745,200
9	滋賀県自治体情報セキュリティクラウド整備業務委託	一般競争入札（特定調達）	181,408,475
10	統合宛名システム運用保守業務委託	随意契約（1者見積）	46,082,196
11	空気調和設備用自動制御機器保守点検業務	随意契約（1者見積）	2,700,000
12	館内生物相調査業務委託	随意契約（1者見積）	509,976
13	冷温水発生機保守点検業務	随意契約（1者見積）	1,674,000
14	自動ドア保守点検業務	随意契約（1者見積）	115,020
15	美術品等輸送等業務委託	随意契約（1者見積）	3,870,072
16	企画展ポスター等デザイン業務	随意契約（1者見積）	183,600
17	物品販売業務	随意契約（1者見積）	4,197,600
18	展示デザインおよび展示工作物製作業務委託	随意契約（プロポーサル方式）	4,968,000
19	駅貼車内吊広告業務委託	一般競争入札（その他）	2,592,000

(1) 滋賀県地価調査等業務委託について

① 概要

担当部局	県民生活部 県民活動生活課		
委託契約名称	滋賀県地価調査等業務委託		
委託契約の概要	地価調査の鑑定評価を行う不動産鑑定業者・鑑定評価員の連絡調整、分科会での検討のための資料作成、土地価格の形成要因等についての分析等の業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(公社) 滋賀県不動産鑑定士協会		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	29, 243, 160 円	29, 243, 160 円	29, 316, 168 円

② 結論【C-1(意見)】

契約金額の妥当性を検証すべきである。

③ 理由

本業務は委託先法人である(公社)滋賀県不動産鑑定士協会に、県が行う地価調査の鑑定評価業務ならびに地価調査および地価公示にかかる集計分析業務を委託する業務であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と随意契約を締結している。

ここで、県の予定価格の積算書を確認すると、地価調査鑑定評価業務における鑑定評価料は、国の地価公示で使用されている単価に準じて算定されていた。また、地価調査等集計分析業務については、標準単価に工数を乗じて算出していた。

随意契約によっていることから競争性が働かないため、地価調査鑑定評価業務の鑑定評価料については、他事例における単価と比較分析すること、地価調査等集計分析業務については、同種業務に対する事例調査等を踏まえた単価および工数の検証に努めることなどにより、県として金額の妥当性を検証すべきである。

(2) 県民交流センター施設整備委託について

① 概要

担当部局	県民生活部 県民活動生活課		
委託契約名称	県民交流センター施設整備委託		
委託契約の概要	県立県民交流センターの大会議室照明設備の更新工事		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(株) コンベンションリンケージ		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	10,756,000 円

② 結論 (i) 【C-2(意見)】

大型修繕については、直接、県の負担と責任において実施することを検討すべきである。

③ 理由 (i)

本業務は委託先会社である(株)コンベンションリンケージに、県立県民交流センター3階の大会議室照明設備の更新工事を委託する業務であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と随意契約を締結している。なお、委託先会社は県立県民交流センターの指定管理者である。

県は随意契約理由として、以下の根拠を挙げており、随意契約理由と同じ理由により代替性がないとして他社からの見積書を入手していない。

(随意契約理由)

(「特殊」と判断する根拠)

委託内容は、指定管理者が行う施設管理運営業務と密接に関わる設備についての改修であり、その施工は、日常の施設運営との調整を十分に図りながら進行管理する必要がある。

(「他に代替しうる者がいない」と判断する根拠)

県民の県民交流センターの利用に支障が生じないよう工事を実施するためには、当該施設設備の状況を熟知している者でなければその執行が不可能である工事内容であるため。

県の指定管理者制度においては、100万円以上の修繕について、原則として、県の負担と責任において実施するものとされているが、当該契約では、県が指定管理者に委託したうえで、さらに指定管理者が再委託先を指名競争入札により選定して

いる。県によると、当該工事は開館しながら実施することから、各業務実施業者と調整を図りながら施工管理する必要があるため、指定管理者に委託しているとのことである。

たしかに、県と指定管理者との協定では、県が指定管理者に修繕等を委託させることが認められていないわけではない。

しかしながら、県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託は、あくまで例外的に許されるものと考えられることから、財政的にもその影響が大きい大型修繕や一括再委託を前提とするような修繕等については、県の他の部署の技術者と連携すること等によって、まずは県の直接関与のもと実施することを検討すべきである。

#### ④ 結論 (ii) 【C-3(指摘)】

再委託に関する条項を契約書に記載すべきである。

#### ⑤ 理由 (ii)

委託契約は、県と指定管理者との信頼関係を基礎にして締結されていることおよび指定管理者に限って職務上の秘密に関わる情報や個人情報を提供していることなどを前提として締結されている。したがって、県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託については、原則として禁止される。しかしながら、受託者が再委託を実施せざるを得ない場合には、指定管理者は県に再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法等を報告したうえで、県が当該委託業務を適切に遂行できると判断し、承諾した場合のみ許されることが考えられる。

県と受託者の委託契約書には、再委託に関する条項は存在していなかったが、県によると、指定管理における基本協定に再委託の条項を記載しているため、県と受託者の委託契約書には記載していないとのことである。

しかしながら、当該契約は指定管理とは別契約であるため、再委託に関する条項を契約書に記載すべきである。

(3) 文化産業交流会館長寿命化等推進整備について

① 概要

担当部局	県民生活部 文化振興課		
委託契約名称	文化産業交流会館長寿命化等推進整備		
委託契約の概要	文化産業交流会館長期保全計画に基づく設備改修等		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(公財) びわ湖ホール (公財) 滋賀県文化振興事業団共同体		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	42,032,800 円

② 結論 (i) 【C-4(意見)】

大型修繕については、直接、県の負担と責任において実施することを検討すべきである。

③ 理由 (i)

当該業務は、県立文化産業交流会館長期保全計画に基づく設備改修等であり、具体的には、冷却塔や冷却水ポンプの修繕、自家発電設備のオーバーホール等である。県は、以下の理由で(公財)びわ湖ホール・(公財)滋賀県文化振興事業団共同体と随意契約を締結しているため、指定管理者が当該契約の受託者となっている。

(随意契約理由)

委託内容が指定管理者の行う施設の管理運営業務と密接に関わる設備改修の執行であり、日常の施設運営との調整とともに、施工管理する必要があるため、当該施設設備の状況を熟知している者でなければ執行できない内容であるため。

当該業務の積算は、受託者が実施しており、下記からわかるように受託者が受け取った施工管理等の事務費1%見合いを除き、全て再委託を実施している。

(積算書)

請負人	工事内容	契約方法	金額 (円)
A 社	空調設備改修工事設計	指名競争入札	345,600
B 社	冷却塔、零角水ポンプ、冷温水ポンプ等、耐用年数を過ぎた主要設備の改修	指名競争入札	19,332,000
C 社	受配電設備、自家発電設備の改修工	指名競争入札	583,200



請負人	工事内容	契約方法	金額（円）
	事設計		
D 社	耐用年数を過ぎた主要機器の更新、 自家発電設備のオーバーホール	指名競争入札	21,276,000
	小計		41,536,800
受託者	事務費		496,000
	合計		42,032,800
		予算額	52,000,000
		差額（落差）	9,967,200

県の指定管理者制度においては、100万円以上の修繕については、原則として、県の負担と責任において実施するものとされているが、担当所管部署には、積算や施工管理を実施できる技術者がいないこと、指定管理者と各業務実施業者と調整を図りながら施工管理する必要があること等を理由として、大型修繕を指定管理者に委託し、指定管理者からほぼ全額が再委託されていた。

たしかに、県と指定管理者との協定では、指定管理者に修繕等を委託することが認められていないわけではない。

しかしながら、県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託は、あくまで例外的に許されるものと考えられることから、財政的にもその影響が大きい大型修繕や一括再委託を前提とするような修繕等については、県の他の部署の技術者と連携すること等によって、まずは県の直接関与のもと実施することを検討すべきである。

#### ④ 結論（ii）【C-5(指摘)】

再委託に関する条項を契約書に記載すべきである。

#### ⑤ 理由（ii）

委託契約は、県と受託者との信頼関係を基礎にして締結されていることおよび受託者に限って職務上の秘密に関わる情報や個人情報を提供していること等を前提として締結されている。したがって、県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託については、原則として禁止される。しかしながら、受託者が再委託を実施せざるを得ない場合には、受託者は県に再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法等を報告したうえで、県が当該委託業務を適切に遂行できると判断し、承諾した場合のみ許されることが考えられる。

県と受託者の委託契約書には、再委託に関する条項は存在していなかったが、県によると、指定管理における基本協定に再委託の条項を記載しているため、県と受

託者の委託契約書には記載していないとのことである。

しかしながら、当該契約は指定管理とは別契約であるため、再委託に関する条項を契約書に記載すべきである。

(4) びわ湖ホール長寿命化等推進事業について

① 概要

担当部局	県民生活部 文化振興課		
委託契約名称	びわ湖ホール長寿命化等推進事業		
委託契約の概要	びわ湖ホール長寿命化等推進事業		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(公財) びわ湖ホール (公財) 滋賀県文化振興事業団共同体		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	82,797,660 円

② 結論 (i) 【C-6(意見)】

大型修繕については、直接、県の負担と責任において実施することを検討すべきである。

③ 理由 (i)

当該業務は、県立芸術劇場びわ湖ホール長期保全計画に基づく設備改修等であり、具体的には、電気室受変電設備修繕や自家発電設備修繕等である。県は、以下の理由で (公財) びわ湖ホール・(公財) 滋賀県文化振興事業団共同体と随意契約を締結しており、指定管理者が当該契約の受託者となっている。

(随意契約理由)

委託内容が指定管理者の行う施設の管理運営業務と密接に関わる複数の設備改修の執行であり、日常の施設運営との調整とともに、施工管理する必要があり、当該施設設備の状況を熟知しているものでなければ執行できない内容であるため。

当該業務の積算は、受託者が実施しており、下記からわかるように委託金額の全てを再委託している。

(積算書)

請負人	内容	契約方法	金額 (円)
A 社	受変電盤、配電盤、動力盤、電灯盤等の電気設備の部品交換、開閉器の交換	指名競争入札	12,312,000

請負人	内容	契約方法	金額 (円)
B 社	直流電源装置サイリスタ整流器盤の更新	随意契約	12,744,000
C 社	非常用自家発電設備 F 点検業務	随意契約	11,880,000
D 社	中央監視装置等修繕工事	随意契約	1,846,800
E 社	冷温水発生機伝熱管交換修繕工事	随意契約	21,421,260
F 社	給排水設備保全工事	指名競争入札	22,593,600
	合計		82,797,660
	予算額	予算額	92,800,000
	差額 (落差)		10,002,340

県の指定管理者制度においては、100万円以上の修繕について、原則として、県の負担と責任において実施するものとされているが、担当所管部署には、積算や施工管理を実施できる技術者がいないこと、指定管理者と各業務実施業者と調整を図りながら施工管理する必要があること等を理由として、大型修繕を指定管理者に委託し、指定管理者から全額が再委託されていた。

たしかに、県と指定管理者との協定では、指定管理者に修繕等を委託することが認められていないわけではない。

しかしながら、県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託は、あくまで例外的に許されるものと考えられることから、財政的にもその影響が大きい大型修繕や一括再委託を前提とするような修繕等については、県の他の部署の技術者と連携すること等によって、まずは県の直接関与のもと実施することを検討すべきである。

#### ④ 結論 (ii) 【C-7(意見)】

県は受託者に入札手続を含め施工管理にかかる適切な事務対価の支払いを検討すべきである。

#### ⑤ 理由 (ii)

上記の委託業務に関して、受託者は積算、入札手続を含め施工管理を実施しているが、委託金額と再委託金額が同額であり、事務手数料を得ておらず、実質的に受託者が当該経費を全額負担していることとなっている。

業務に対する適切な事務対価として、県は施工管理に関する事務手数料の支払いを検討すべきである。

⑥ 結論 (iii) 【C-8(指摘)】

再委託に関する条項を契約書に記載すべきである。

⑦ 理由 (iii)

委託契約は、県と受託者との信頼関係を基礎にして締結されていることおよび受託者に限って職務上の秘密に関わる情報や個人情報を提供していることなどを前提として締結されている。したがって、県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託については、原則として禁止される。しかしながら、受託者が再委託を実施せざるを得ない場合には、受託者は県に再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法等を報告したうえで、県が当該委託業務を適切に遂行できると判断し、承諾した場合のみ許されることが考えられる。

県と受託者の委託契約書には、再委託に関する条項は存在していなかったが、県によると、指定管理における基本協定に再委託の条項を記載しているため、県と受託者の委託契約書には記載していないとのことである。

しかしながら、当該契約は指定管理とは別契約であるため、再委託に関する条項を契約書に記載すべきである。

(5) びわ湖ホール施設整備委託について

① 概要

担当部局	県民生活部 文化振興課		
委託契約名称	びわ湖ホール施設整備委託		
委託契約の概要	中ホールワイヤーロープ交換		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(公財) びわ湖ホール (公財) 滋賀県文化振興事業団共同体		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	12,690,000 円

② 結論 (i) 【C-9(意見)】

大型修繕については、直接、県の負担と責任において実施することを検討すべきである。

③ 理由 (i)

当該業務は、びわ湖ホール施設整備業務であり、具体的には、中ホール吊物機構ワイヤーロープ交換である。県は、以下の理由で (公財) びわ湖ホール・(公財) 滋賀県文化振興事業団共同体と随意契約を締結しており、指定管理者が当該契約の受託者となっている。

(随意契約理由)

委託内容が指定管理者の行う施設の管理運営業務と密接に関わる設備改修の執行であり、日常の施設運営と調整を図りながら施工管理する必要があるため、当該施設設備の状況を熟知している者でなければ執行できない内容であるため。

当該業務の積算は、受託者が実施しており、下記からわかるように委託金額の全てを再委託している。

(積算書)

請負人	契約方法	金額 (円)
A 社	随意契約	12,690,000
	予算額	12,690,000

県の指定管理者制度においては、100 万円以上の修繕について、原則として、県の負担と責任において実施するものとされているが、担当所管部署には、積算や施

工管理を実施できる技術者がいないこと、指定管理者と各業務実施業者と調整を図りながら施工管理する必要があること等を理由として、大型修繕を指定管理者に委託し、指定管理者から全額が再委託されていた。

たしかに、県と指定管理者との協定では、指定管理者に修繕等を委託することが認められていないわけではない。

しかしながら、県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託は、あくまで例外的に許されるものと考えられることから、財政的にもその影響が大きい大型修繕や一括再委託を前提とするような修繕等については、県の他の部署の技術者と連携すること等によって、まずは県の直接関与のもと実施することを検討すべきである。

#### ④ 結論 (ii) 【C-10(意見)】

県は受託者に入札手続を含め施工管理にかかる適切な事務対価の支払いを検討すべきである。

#### ⑤ 理由 (ii)

上記の委託業務に関して、受託者は積算、入札手続を含め施工管理を実施しているが、委託金額と再委託金額が同額であり、事務手数料を得ておらず、実質的に受託者が当該経費を全額負担していることとなっている。

業務に対する適切な事務対価として、県は施工管理に関する事務手数料の支払いを検討すべきである。

#### ⑥ 結論 (iii) 【C-11(指摘)】

再委託に関する条項を契約書に記載すべきである。

#### ⑦ 理由 (iii)

委託契約は、県と受託者との信頼関係を基礎にして締結されていることおよび受託者に限って職務上の秘密に関わる情報や個人情報を提供していることなどを前提として締結されている。したがって、県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託については、原則として禁止される。しかしながら、受託者が再委託を実施せざるを得ない場合には、受託者は県に再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法等を報告したうえで、県が当該委託業務を適切に遂行できると判断し、承諾した場合のみ許されることが考えられる。

県と受託者の委託契約書には、再委託に関する条項は存在していなかったが、県によると、指定管理における基本協定に再委託の条項を記載しているため、県と受託者の委託契約書には記載していないとのことである。

しかしながら、当該契約は指定管理とは別契約であるため、再委託に関する条項を契約書に記載すべきである。



(6) びわ湖ホール施設整備委託について

① 概要

担当部局	県民生活部 文化振興課		
委託契約名称	びわ湖ホール施設整備委託		
委託契約の概要	駐車場防犯カメラ等監視機器更新		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(公財) びわ湖ホール (公財) 滋賀県文化振興事業団共同体		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	7,830,000 円

② 結論 (i) 【C-12(意見)】

大型修繕については、直接、県の負担と責任において実施することを検討すべきである。

③ 理由 (i)

当該業務は、びわ湖ホール施設整備業務であり、具体的には、駐車場防犯カメラ等監視機器更新である。県は、以下の理由で (公財) びわ湖ホール・(公財) 滋賀県文化振興事業団共同体と随意契約を締結しており、指定管理者が当該契約の受託者となっている。

(随意契約理由)

委託内容が指定管理者の行う施設の管理運営業務と密接に関わる設備改修の執行であり、日常の施設運営との調整を図りながら施工管理する必要があり、当該施設設備の状況を熟知している者でなければ執行できない内容であるため。

当該業務の積算は、受託者が実施しており、下記からわかるように委託金額の全てを再委託している。

(積算書)

請負人	契約方法	金額 (円)
A 社	指名競争入札	7,830,000
	予算額	10,000,000
	差額 (落差)	2,170,000

県の指定管理者制度においては、100 万円以上の修繕について、原則として、県

の負担と責任において実施するものとされているが、担当所管部署には、積算や施工管理を実施できる技術者がいないこと、指定管理者と各業務実施業者と調整を図りながら施工管理する必要があること等を理由として、大型修繕を指定管理者に委託し、指定管理者から全額が再委託されていた。

たしかに、県と指定管理者との協定では、指定管理者に修繕等を委託することが認められていないわけではない。

しかしながら、県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託は、あくまで例外的に許されるものと考えられることから、財政的にもその影響が大きい大型修繕や一括再委託を前提とするような修繕等については、県の他の部署の技術者と連携すること等によって、まずは県の直接関与のもと実施することを検討すべきである。

#### ④ 結論 (ii) 【C-13(意見)】

県は指定管理者に入札手続を含め施工管理にかかる適切な事務対価の支払いを検討すべきである。

#### ⑤ 理由 (ii)

上記の委託業務に関して、指定管理者は積算、入札手続を含め施工管理を実施しているが、委託金額と再委託金額が同額であり、事務手数料を得ておらず、実質的に受託者が当該経費を全額負担していることとなっている。

業務に対する適切な事務対価として、県は施工管理に関する事務手数料の支払いを検討すべきである。

#### ⑥ 結論 (iii) 【C-14(指摘)】

再委託に関する条項を契約書に記載すべきである。

#### ⑦ 理由 (iii)

委託契約は、県と指定管理者との信頼関係を基礎にして締結されていることおよび指定管理者に限って職務上の秘密に関わる情報や個人情報を提供していることなどを前提として締結されている。したがって、県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託については、原則として禁止される。しかしながら、受託者が再委託を実施せざるを得ない場合には、指定管理者は県に再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法等を報告したうえで、県が当該委託業務を適切に遂行できると判断し、承諾した場合のみ許されることが考えられる。

県と受託者の委託契約書には、再委託に関する条項は存在していなかったが、県によると、指定管理における基本協定に再委託の条項を記載しているため、県と受

託者の委託契約書には記載していないとのことである。

しかしながら、当該契約は指定管理とは別契約であるため、再委託に関する条項を契約書に記載すべきである。

(7) 外国語版アール・ブリュットガイドブック制作委託について

① 概要

担当部局	県民生活部 文化振興課		
委託契約名称	外国語版アール・ブリュットガイドブック制作委託		
委託契約の概要	アール・ブリュットガイドブックの翻訳版作成業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(株) タケコマイ		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	1,263,600 円

② 結論【C-15(意見)】

予算要求時の積算の精度を上げるとともに、仕様書変更過程を明確にすべきである。また、仕様書変更後の積算書を作成し、積算の妥当性を検証した結果を明確にすべきである。

③ 理由

本業務は県が中心となって発信しているアール・ブリュット（生の芸術）をより広く普及させる目的で平成 26 年度に制作されたアール・ブリュットガイドブックを翻訳し、外国語版ガイドブックを制作する業務であり、(株) タケコマイと 1 者見積のうえ、随意契約を締結している。随意契約理由は、著作権法第 27 条および第 61 条第 2 項の規定により平成 26 年度作成のガイドブックの翻訳権を同社が有していることによる。

本業務では、執行段階において業務の内容を調査・検討した結果、翻訳以外にデザイン・レイアウト等を変更する必要が生じたことから、予算内で業務を執行するために、印刷部数を当初の予算要求時の 5,000 部から 2,000 部に減らしている。当該業務を遂行するにあたり、デザイン・レイアウトの変更は必要不可欠であり、印刷部数を減少させることはやむを得ない判断とのことであった。

(予算見積書)

項目	単価	数量	金額
翻訳料	6,000 円	44 頁	264,000 円
印刷製本費	200 円	5,000 部	1,000,000 円
合計			1,264,000 円

(請求書)

項目	単価	数量	金額
デザイン・レイアウト	10,000 円	36 頁	360,000 円
翻訳	15 円	24,000 字	360,000 円
画像使用料	1,000 円	75 点	75,000 円
印刷製本	187.5 円	2,000 部	375,000 円
消費税(8%)			93,600 円
合計			1,263,600 円

しかしながら、予算要求時からの印刷部数等の変更過程が書面で明確に残されていなかった。また、印刷部数変更後の仕様書は作成されているものの、変更後の積算書が作成されておらず、積算の妥当性についても検証しているとのことであるが、その記録は残されていなかった。

予算見積り時から仕様が大幅に変更されている状況下では、予算要求時の積算の精度が高かったとは言えず、仮に仕様を変更しなければならない場合には、その変更過程を明確にしておくべきである。また、あわせて、変更後の積算書を作成したうえで、積算の妥当性を検証した結果も明確にすべきである。

(参考法令)

著作権法第 27 条

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、もしくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

著作権法第 28 条

二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

著作権法第 61 条

- 1 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。
- 2 著作権を譲渡する契約において、第二十七条又は第二十八条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。

(8) 滋賀県自治体情報セキュリティクラウド整備業務委託について

① 概要

担当部局	県民生活部 情報政策課		
委託契約名称	滋賀県自治体情報セキュリティクラウド整備業務委託		
委託契約の概要	滋賀県自治体情報セキュリティクラウド整備業務委託		
契約形態	一般競争入札		
委託先名称	(株) ケイ・オプティコム		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	181,408,475 円

② 結論【C-16(意見)】

再委託における再委託金額についても把握し、総合的な観点から再委託の妥当性を検証すべきである。

③ 理由

本業務は滋賀県の各団体が滋賀県自治体情報セキュリティクラウドを利用できるよう整備を行う業務である。本業務にかかる再委託について、委託先との契約書第5条に「乙(ケイ・オプティコム)は、委託業務の処理を他に委託し、または請求を請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲(滋賀県)の承諾を得たときは、この限りではない。」と規定されている。

ケイ・オプティコムは本業務の遂行にあたって、4社に対して再委託を行い、事前に滋賀県に対して再委託先業者、再委託業務内容を書面にて報告し承諾を得ているが、再委託金額についての報告がなされていなかった。

再委託内容の把握状況について担当者にヒアリングしたところ、書面による事前の報告を受け、必要に応じて再委託先を含めた作業内容や進捗にかかる打ち合わせを実施することで、再委託先の作業内容の妥当性を検証しているものの、再委託金額について把握していない旨の回答があった。

再委託金額は再委託の業務量を定量的に把握するための一つの指標となるものであり、再委託の妥当性を検証するうえで重要なものであると考えられるため、今後、再委託先業者や再委託業務内容のみならず、再委託金額についても把握し、総合的な観点から再委託の妥当性を検証すべきである。

(9) 空気調和設備用自動制御機器保守点検業務について

① 概要

担当部局	県民生活部 近代美術館		
委託契約名称	空気調和設備用自動制御機器保守点検業務		
委託契約の概要	県立近代美術館の空気調和設備用自動制御機器の保守点検業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	アズビル (株)		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	2,700,000 円	2,700,000 円	2,700,000 円

② 結論 (i) 【C-17(意見)】

一般競争入札への移行を検討すべきである。

③ 理由 (i)

本業務は委託先会社であるアズビル (株) が設置した県立近代美術館の空気調和設備用自動制御機器の保守点検を実施する業務であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と随意契約を締結している。

県は随意契約理由として、以下の根拠を挙げており、随意契約理由と同じ理由により代替性がないとして他社からの見積書を入手していない。

(随意契約理由)

当該機器は、大規模建築物等で使用する特殊な重電機器であるため、機器ごとにメーカー個々の設計仕様がある。メンテナンスに関してもメーカー独自の技術や専門知識を要することから、実質上メーカーおよび直営メンテナンス会社以外には対応できず他者では代替できない。

しかしながら、空気調和設備用自動制御機器は他の業者も取り扱っており、委託先会社以外には本業務を行うことが不可能といえるほどの特殊性はなく、他に代替しうる者がいないとまでは言い切れないと考えられる。

現在、改修整備のため長期休館中であり当該業務は実施していないが、リニューアルオープンに向けて一般競争入札への移行を検討すべきである。

④ 結論 (ii) 【C-18(意見)】

契約金額の妥当性を検証し、ライフサイクル全体としての委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法についても検討すべきである。

⑤ 理由 (ii)

本業務について、契約金額の妥当性の検証状況を確認したところ、具体的な検証は実施されていなかった。

ここで、県の積算書を確認すると、下記表のとおり各機器の数量に単価を乗じて算出していた。なお、委託先会社から徴取している見積書においても同様に、各機器の数量に単価を乗じて金額を算出する形式となっていた。

(積算書)

(金額単位：円)

品名・仕様	数量	単価	金額
自動制御機器			
冷却水温度制御	2組	28,800	57,600
冷水二次ポンプ制御	1組	150,000	150,000
(省略)			
小計			1,721,400
中央管制装置			
メインコンソールユニット	1式	280,000	280,000
セントラルシステム周辺機器	1式	53,600	53,600
(省略)			
小計			551,700
諸経費			226,900
計			2,500,000
消費税および地方消費税			200,000
合計			2,700,000

空気調和設備用自動制御機器の保守点検業務にかかる費用は、作業員の作業時間と単価から算出される部分と発生した経費からなる諸経費部分に分解できると考えられるが、県の積算書ではこのような観点からの分析・検証は行えない。また、委託先会社から提出される業務完了報告書や請求書でも、このような情報は得られない。そのため、委託料の検証が行われていない状況では、契約金額が妥当でない可能性も十分に考えられる。

随意契約で他社からの見積書が入手できない場合であっても、契約金額の妥当性を検証することは必要である。また、長年継続している業務であり、競争性が働いていない以上、今後、標準単価や実績作業時間の検証も含め、契約金額の妥当性について検討すべきである。

また、導入後に保守点検が必要なものにかかる委託料総額を削減するためには、導入時のコストだけでなく、導入後の保守点検等も含めたライフサイクル全体にお



いて、競争性を十分に働かせる必要があるため、リニューアルオープンに向けて、ライフサイクル全体としての委託料削減の観点から、機器の保守契約でも一般競争入札への移行を検討するなど、契約の相手方や契約方法についても検討が求められる。

(10) 館内生物相調査業務委託について

① 概要

担当部局	県民生活部 近代美術館		
委託契約名称	館内生物相調査業務委託		
委託契約の概要	館内生物相調査業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	イカリ消毒(株) 滋賀営業所		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	509,976 円	509,976 円	509,976 円

② 結論【C-19(意見)】

委託金額の妥当性の検証を県として実施すべきである。

③ 理由

当該業務は美術品や関連資料に対する生物の悪影響に対応するため、美術館内における昆虫や菌類等の具体相を、個別の空間と季節や時間帯等について詳細に調査し、将来的な対策のための基礎的なデータを集め、分析するものである。県では、委託金額が 100 万円以下であることおよび以下の理由により、他に代替性がないものとして、イカリ消毒(株)と随意契約を締結し、1 者見積のみを実施している。

(随意契約理由)

本件は、平成 16 年度より実施している調査を継続して行うもので、近代美術館に収蔵する美術品や、企画展のために借用した作品や貴重な資料等を良好に保存するために、昆虫や菌類の緻密なデータを集めて調査し、分析して、当館における実態を正確に把握し、虫害や菌害に対する対策を考えようとするものである。そのために、極めて専門性を要するものであり、また扱う主たる対象が美術品であり、本体に悪影響を及ぼすようなことになると取り返しがつかないので、習熟した者が行う必要がある。また、飛翔性昆虫の調査は、特に季節や時間帯、また天候などとの関係性についての正確な把握が第一義であるので、この作業を行える者が一者しかなく、前年度はこの一者と随意契約して実施した。昨年度の調査については、全く不具合を認めず、着実にデータが集まっているので、本年度も継続してこの業者に依頼し実施することが必要である。

ここで、受託者からの見積書の内訳は以下のとおりとなっている。

品名	単価	数量	合計(円)
----	----	----	-------

品名	単価	数量	合計(円)
1. 使用消耗品費			
殺虫プレート	100/個	6 個	600
LC インジケータ粘着版	120/個	1,200 個	144,000
カビセンサー	10,000/枚	10 個	100,000
カビチェックキット	2,000/個	30 個	60,000
2. 機材費			
フライセンサー	10,000/月	12 か月	120,000
3. 人件費	5,000×hr	20.4hr	102,000
4. 報告書作成費	一式		30,000
5. 諸経費	一式		55,660
6. 値引き			▲ 140,060
7. 消費税			37,776
総計			509,976

たしかに、当該業務は、調査の継続性という観点で、随意契約とならざるを得ないと考えられるが、見積書に記載されている項目の内訳自体は、同業他社と比較したうえで検証することが可能である。しかしながら、県としては、当該検証はなされていなかった。

したがって、長年継続している業務であり、競争性が働いていない以上、特に委託料の妥当性については、同業他社の単価実績等も比較・検討し、検証すべきである。

(11) 冷温水発生機保守点検業務について

① 概要

担当部局	県民生活部 近代美術館		
委託契約名称	冷温水発生機保守点検業務		
委託契約の概要	県立近代美術館の冷温水発生機の保守点検業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	パナソニック産機システムズ(株)		
委託金額の推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	1,674,000円	1,674,000円	1,674,000円

② 結論(i)【C-20(意見)】

一般競争入札への移行を検討すべきである。

③ 理由(i)

本業務は委託先会社であるパナソニック産機システムズ(株)が設置した県立近代美術館の冷温水発生機の保守点検を実施する業務であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と随意契約を締結している。

県は随意契約理由として、以下の根拠を挙げており、随意契約理由と同じ理由により代替性がないとして他社からの見積書を入手していない。

(随意契約理由)

当該機器は、大規模建築物等で使用する特殊な重電機器であるため、機器ごとにメーカー個々の設計仕様がある。メンテナンスに関してもメーカー独自の技術や専門知識を要することから、実質上メーカーおよび直営メンテナンス会社以外には対応できず他者では代替できない。
---

しかしながら、冷温水発生機は他の業者も取り扱っており、委託先会社以外には本業務を行うことが不可能といえるほどの特殊性はなく、他に代替しうる者がいないとまでは言い切れないと考えられる。

現在、改修整備のため長期休館中であり当該業務は実施していないが、リニューアルオープンに向けて一般競争入札への移行を検討すべきである。

④ 結論(ii)【C-21(意見)】

契約金額の妥当性を検証し、ライフサイクル全体としての委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法についても検討すべきである。

⑤ 理由 (ii)

本業務について、契約金額の妥当性の検証状況を確認したところ、具体的な検証は実施されていなかった。

ここで、県の積算書を確認すると、下記表のとおり直接人件費をベースにその他の保全業務費が算出されていた。なお、委託先会社から徴取している見積書においては、各項目別の内訳は記載されていない形式となっていた。

(積算書)

	項目	金額 (円)	備考
①	直接人件費	303,948	標準単価×係数
②	直接物品費	24,315	①×0.08
③	直接業務費 計	328,263	
④	業務管理費	59,085	③×0.18
⑤	業務原価 計	387,348	
⑥	一般管理費	77,468	⑤×0.2
⑦	保全業務費 計	464,816	
⑧		929,632	⑦×2 (シーズン切替2回)
⑨	ブラシ洗浄経費等	621,000	
⑩	消費税および地方消費税	124,050	
	合計	1,674,682	⑥ + ⑨ + ⑩

冷温水発生機の保守点検業務にかかる費用は、作業員の作業時間と単価から算出される部分と発生した経費からなる諸経費部分に分解できると考えられるが、県の積算書ではこのような観点からの分析・検証は行えない。また、委託先会社から提出される業務完了報告書や請求書でも、このような情報は得られない。そのため、委託料の検証が行われていない状況では、契約金額が妥当でない可能性も十分に考えられる。

随意契約で他社からの見積書が入手できない場合であっても、契約金額の妥当性を検証することは必要である。また、長年継続している業務であり、競争性が働いていない以上、今後、標準単価や実績作業時間の検証も含め、契約金額の妥当性について検討すべきである。

また、導入後に保守点検が必要なものにかかる委託料総額を削減するためには、導入時のコストだけでなく導入後の保守点検等も含めたライフサイクル全体において競争性を十分に働かせる必要があるため、リニューアルオープンに向けて、ライフサイクル全体としての委託料削減の観点から、機器の保守契約でも一般競争入札への移行を検討するなど、契約の相手方や契約方法についても検討が求められる。

(12) 自動ドア保守点検業務について

① 概要

担当部局	県民生活部 近代美術館		
委託契約名称	自動ドア保守点検業務		
委託契約の概要	県立近代美術館の自動ドアの保守点検業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	ナブコドア (株)		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	115,020 円	115,020 円	115,020 円

② 結論 (i) 【C-22(意見)】

2 者以上からの見積徴取について検討すべきである。

③ 理由 (i)

本業務は委託先会社であるナブコドア (株) が設置した県立近代美術館の自動ドアの保守点検を年 2 回実施する業務であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号により同社と随意契約を締結している。また、県財務規則第 220 条第 1 項ただし書き第 2 号により 1 者見積としている。

ここで、1 者見積理由を確認したところ、県は以下の根拠を挙げている。

自動ドアは精密機器であるため、メーカー個々に設計仕様が異なり、メンテナンスに関しても独自技術や専門知識を要することから、メーカー以外の者で代替することができない。
---

しかしながら、自動ドアは他の業者も取り扱っており、委託先会社以外には本業務を行うことが不可能といえるほどの特殊性はなく、代替性がないとまでは言い切れないと考えられる。

現在、改修整備のため長期休館中であり当該業務は実施していないが、リニューアルオープンに向けて 2 者以上からの見積徴取について検討すべきである。

④ 結論 (ii) 【C-23(意見)】

契約金額の妥当性を検証し、ライフサイクル全体としての委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法についても検討すべきである。

⑤ 理由 (ii)

本業務について、契約金額の妥当性の検証状況を確認したところ、具体的な検証

は実施されていなかった。

随意契約で他社からの見積書が入手できない場合であっても、契約金額の妥当性を検証することは必要である。また、長年継続している業務であり、競争性が働いていない以上、今後、標準単価や実績作業時間の検証も含め、契約金額の妥当性について検討すべきである。

また、導入後に保守点検が必要なものにかかる委託料総額を削減するためには、導入時のコストだけでなく、導入後の保守点検等も含めたライフサイクル全体において、競争性を十分に働かせる必要があるため、リニューアルオープンに向けて、ライフサイクル全体としての委託料削減の観点から、機器の保守契約でも一般競争入札への移行を検討するなど、契約の相手方や契約方法についても検討が求められる。

(13) 美術品等輸送等業務委託について

① 概要

担当部局	県民生活部 近代美術館		
委託契約名称	美術品等輸送等業務委託		
委託契約の概要	美術品等輸送等業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	日本通運 (株)		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	3,870,072 円

② 結論【C-24(意見)】

委託金額の妥当性の検証結果を県として明確にすべきである。

③ 理由

当該業務は企画展「つながる美・引き継ぐ心—琵琶湖文化館の足跡と新たな美術館—」における美術品輸送等であり、具体的には、①作品輸送(美術品輸送専門車両による輸送)②出品作品の展示、展示替え、撤収③その他(梱包、開梱、積み込みおよび積み下ろし等)を委託するものである。ここで、県では、以下の理由により、日本通運(株)と随意契約を締結している。

(随意契約理由)

今回の「つながる美・引き継ぐ心」展の開催にあたり、作品の出品者より所有品の運搬は同社により行うことを出品条件とされた。また、本展は琵琶湖文化館の収蔵品が出品作品の大半を占めるが(75件中66件)、同社は県教育委員会が平成26年度から実施している新たな美術館への琵琶湖文化館収蔵品移転のための調査(滋賀県文化財保護協会委託)の補助業務を一貫して請け負っており、作品の輸送のための採寸、作品の状態把握などをすでに行っている。さらに、平成25年から平成26年にかけて仙台、静岡、島根で巡回展として開催された琵琶湖文化館収蔵品の展示において、本出品作品のうち29件を輸送した経験を有している。

よって、同社は他社には無い琵琶湖文化館収蔵品に対する高い見識を有しており、他に代替性がなく目的が競争入札に適さないものに該当する。

受託者からの見積書の内訳は以下のとおりとなっている。

	単価	延べ数量	金額
--	----	------	----



	単価	延べ数量	金額
①作業人件費	19,000 円	104 名	1,976,000 円
②美術品専用車	50,000 円	14 台	700,000 円
③人員輸送車	10,000 円	14 台	140,000 円
④梱包材料費	-	-	178,000 円
⑤営業経費	上記合計の 10%		299,400 円
		消費税	263,472 円
		保険料	313,200 円
		合計	3,870,072 円

たしかに、当該業務は、出品者より受託者の限定がなされており、随意契約とならざるを得ないと考えられるが、美術品輸送等自体は、同業他社でも行っているため、競争性が働いていない以上、上記の各項目の単価について県としてしっかりと検証したうえで、委託金額の妥当性を判断すべきである。

県では、過去の契約実績等から妥当であると判断しているとのことであるが、どのように検証したかを確認することは出来なかった。

したがって、委託料の妥当性について、同業他社の単価実績等も比較・検討した結果を明確にすべきである。

(14) 企画展ポスター等デザイン業務について

① 概要

担当部局	県民生活部 近代美術館		
委託契約名称	企画展ポスター等デザイン業務		
委託契約の概要	企画展ポスター等デザイン業務委託		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(株) 日本広告		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	183,600 円

② 結論【C-25(意見)】

予算要求時の積算根拠を明確にすべきである。

③ 理由

当該業務は、NHK(プラネットまたはプロモーションおよび各地地域放送局)、日本民藝館および開催美術館等が主催者(プラネットまたはプロモーションのどちらかが制作協力者)となる全国巡回展として開催するものであり、広報宣伝活動にあたっては、統一したイメージで行うことが周知集客効果に現れるものとし、当初企画に参画しているデザイナーに委託する必要があるため、委託金額が100万円以下であることおよび他に代替性がないものとして、(株)日本広告と随意契約を締結し、1者見積としている。ここで、予算額と委託業者からの見積書に乖離がみられた。

項目	金額
①予算額	270,000 円
②見積書金額 (契約金額)	183,600 円
差額 (①-②)	86,400 円

この点については、当館のデザイン業務の実績のある者に見積りを取り、それをもとに予算編成を行ったが、執行段階において、全国巡回展であることを勘案し、当館の前に展覧会を行った松本市美術館が委託したデザイナーに依頼した結果、一からデザインを作るのではなくアレンジのみをお願いすることとなり、予算額より安価となったものとのことであるが、予算額の内訳について確認したところ、予算要求時の積算は口頭により確認したのみで、その根拠は残されていないとのことであった。

目標達成に向けた適切な予算確保のため、予算要求時の積算根拠を明確にすべき

である。

(15) 物品販売業務について

① 概要

担当部局	県民生活部 近代美術館		
委託契約名称	物品販売業務		
委託契約の概要	ミュージアム・ショップ物品販売業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	滋賀県立近代美術館友の会		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	4,350,710 円	4,172,000 円	4,197,600 円

② 結論 (i) 【C-26(意見)】

物品の適切な管理や販売に関する有用な情報を受託者から報告を受ける仕組みを整備・運用し、県の関与を強化すべきである。

③ 理由 (i)

当該業務は、図録・絵はがき・ポスターその他美術館事業に関連する物品の販売を委託する業務であり、以下の理由により、滋賀県立近代美術館友の会と1者見積りのうえ、随意契約を締結している。

(随意契約理由)

小倉遊亀作品は、所蔵品数の多さや知名度の高さが当館の象徴的存在であり、関連商品の販売は当館にとって欠くことができない。販売には、著作権者である(有)鉄樹の許可が必要であり、当該業者は天津市石山・瀬田地区における特約店として許可を得ている唯一者である。また、美術館にとって不可欠な美術知識と長年の実績があり信頼できる。以上、特徴ある美術館を運営するために他に代替しうる者がいない。

販売する物品は、受託者において調達するものの、物品売払代金や所有権、物品の支払いは委託者である県に帰属する。

ここで、受託者からは、物品の売払状況について、翌月10日までに販売数量と代金が記載されている販売明細の提出を受け、また、支払いに関しては、請求書が届く都度、支払先に対して支払いを行っているが、県は、受託者から在庫数量等が記載された棚卸の実施結果報告を受けていなかった。販売明細には、実績の販売数量、販売代金しか記載されておらず、当該報告のみでは、販売数量や在庫数量に応じた適切な数量の仕入が行われていることや過剰な在庫数量を抱えていないかな

どを判断することができない。また、滞留状況や販売以外で滅失した物品、不良品等の状況についても判断することができない。

したがって、県は、受託業者に対し、販売数量と代金が記載されている販売明細以外についても、物品の適切な管理や下記の意見に記載するような情報を分析するうえでの有用な情報を受けられるよう、適切な報告を受ける仕組みを整備・運用し、県の関与を強化すべきである。

#### ④ 結論 (ii) 【C-27(意見)】

ミュージアム・ショップの運営に関し、損益の状況を鑑みながら、今後の販売手法およびあり方自体について検討すべきである。

#### ⑤ 理由 (ii)

滋賀県立近代美術館は、国内外の優れた美術作品の鑑賞を通して、県民の美術に対する理解を深め、美に対する感覚を養い、生活の中にうるおいと心の豊かさをもたらすことを目的としており、ミュージアム・ショップを併設することで、小倉遊亀関連商品等の販売を通じて、県の魅力をPRしている。

したがって、ミュージアム・ショップの運営は、情報発信目的も兼ねており、単に収益を獲得するだけのものではないが、本来、販売収入で関連する支出を賄うことが望ましいのは言うまでもない。

ここで、直近3年間のミュージアム・ショップにおける収入および支出は以下のとおりである。

(単位：円)

年度	①受託販売支払 金 (県収入)	②物品販売業務 委託料	③ 物品販売購 入費用	収支差額 (①－②－③)
平成 26 年度	6,783,330	4,350,710	4,155,107	▲1,722,487
平成 27 年度	6,431,715	4,172,000	3,712,408	▲1,452,693
平成 28 年度	5,926,290	4,197,600	4,643,282	▲2,914,592

通常の民間のショップであれば必要となる家賃や光熱費等を除いた収支であるにもかかわらず、継続的に赤字の状態が続いており、現状では、収支均衡を図る具体的な方策は存在しないため、その販売手法ひいては、ミュージアム・ショップのあり方自体について検討せざるを得ない。

極端に高額な販売代金とすること、売れ筋や利益率が高い商品に特化して販売すること、柔軟な仕入れ調整を行うことなどが困難である点はあるが、県の負担に依存しない運営をめざす方向性は変わらず、より多くの人に情報発信し、その販売を通じて、それらの魅力を伝えていくということは、情報発信目的と判断したとして

も共通の目的である。

継続的な赤字の状態を解消するべく、具体的な方策（来場者人数、売れ筋商品の分析等）を検証したうえで、県と受託者が一体となって、改善策を実行し、販売手法については、ミュージアム・ショップのあり方自体について検討していくことが必要である。

(16) 展示デザインおよび展示工作物製作業務委託について

① 概要

担当部局	県民生活部 近代美術館		
委託契約名称	展示デザインおよび展示工作物製作業務委託		
委託契約の概要	展示デザインおよび展示工作物製作業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(株) ゴードー		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	4,968,000 円

② 結論 (i) 【C-28(意見)】

積算の根拠を明確にすべきである。

③ 理由 (i)

当該業務は企画展「つながる美・引き継ぐ心—琵琶湖文化館の足跡と新たな美術館—」における展示デザインおよび展示工作物であり、具体的には、①展示空間デザイン(照明計画、展示台・解説パネル・室内懸垂幕・間仕切壁・展示室入口の造作等の展示工作物のデザイン)②展示工作物の制作、施工(展示ケース、展示台、室内懸垂幕、間仕切壁・展示室入口の造作等の展示および展示工作物の制作、施工、撤去)である。

指名型プロポーザル方式により、(株) ゴードーが選定されており、その際に積算された内訳は以下のとおりである。

項目	数量	単位	金額 (円)
サイン制作	1	式	385,200
展示造作制作	1	式	2,656,230
人件費その他	1	式	1,588,200
		小計	4,629,630
		消費税	370,370
		合計	5,000,000

上記からわかるとおり、各項目については、1式とかかかれているのみであり、当館の展示工作の実績のある業者に照会した結果とのことであったが、その算定根拠や内訳は不明であった。

積算が適切に設定されていない場合、契約金額が著しく高額となってしまう可能性があり、適正な契約を行うための基準となるものであるため、その妥当性を検証

するためにも積算の根拠について明確にすべきである。

④ 結論（ii）【C-29(指摘)】

県は受託者に対し、再委託先の報告をするよう指導すべきである。

⑤ 理由（ii）

委託契約は、県と受託者との信頼関係を基礎にして締結されていることおよび受託者に限って職務上の秘密に関わる情報や個人情報を提供していることなどを前提として締結されている。したがって、県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託については、原則として禁止される。しかしながら、受託者が再委託を実施せざるを得ない場合には、受託者は県に再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法等を報告したうえで、県が当該委託業務を適切に遂行できると判断し、承諾した場合のみ許されと考えられる。実際にも、その旨は委託契約書第3条に記載されているところである。また、当該再委託の承認手続は、県が原則禁止とされている再委託を承諾したことを客観的に示すため、書面にて実施する必要がある。

しかしながら、電気工事等について、再委託を実施しているにもかかわらず、県に報告されていなかった。

県は、受託者に対し、再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法等を報告するよう指導すべきである。

#### D. 琵琶湖環境部

本監査において、琵琶湖環境部で抽出された委託契約は以下のとおりである。

No.	委託契約名称	契約形態	委託金額（円）
1	ダイオキシン類常時監視業務委託	一般競争入札（その他）	1,263,600
2	水草対策管理・有効利用等業務委託	随意契約（1者見積）	101,161,440
3	水草除去業務委託	随意契約（1者見積）	76,663,800
4	第3-1号 水草刈取業務委託	一般競争入札（その他）	33,081,480
5	「びわ湖の日」啓発ポスターおよび啓発クリアファイル作成業務委託	随意契約（1者見積）	300,000
6	旧産業廃棄物最終処分場二次対策廃棄物運搬・処分業務委託	一般競争入札（特定調達）	184,584,340
7	旧産業廃棄物最終処分場二次対策工事施工監理業務委託	随意契約（1者見積）	97,994,880
8	浄化槽適正管理推進事業委託	随意契約（1者見積）	1,500,000
9	資源化情報システム運営業務委託	随意契約（プロポーサル方式）	1,490,400
10	旧産業廃棄物最終処分場有害物調査業務委託	随意契約（1者見積）	5,094,360
11	琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターの建設工事委託に関する協定	随意契約（1者見積）	3,000,000,000
12	琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターの建設工事委託に関する協定	随意契約（1者見積）	363,000,000
13	琵琶湖流域下水道東北部浄化センターの建設工事委託に関する協定	随意契約（1者見積）	250,000,000
14	琵琶湖流域下水道東北部浄化センターの技術的援助に関する協定	随意契約（1者見積）	97,700,000
15	琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターの建設工事委託に関する協定	随意契約（1者見積）	438,000,000
16	湖南中部浄化センターばいじん収集運搬・処分業務委託	一般競争入札（特定調達）	47,288,498
17	高島浄化センター汚泥収集運搬・リサイクル処分業務委託	一般競争入札（特定調達）	51,270,709
18	淡海環境プラザ管理運営業務委託	随意契約（1者見積）	52,732,973
19	琵琶湖流域下水道東北部浄化センターの実施設計の作成委託に関する協定	随意契約（1者見積）	71,000,000



No.	委託契約名称	契約形態	委託金額 (円)
20	琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターの実 施設計の作成委託に関する協定	随意契約 (1 者見積)	66,600,000
21	琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター汚泥 収集運搬業務およびリサイクル処分業務委託	随意契約 (1 者見積)	7,946,828
22	下水道管理台帳システム運用保守業務	随意契約 (1 者見積)	1,728,000
23	近江富士花緑公園管理委託	指定管理者制度	50,972,000
24	林業普及センターおよび森林実習館警備業務 委託	随意契約 (1 者見積)	648,000
25	森林土木総合システム改修業務委託	随意契約 (1 者見積)	759,240
26	資材単価調査業務	指名競争入札	1,296,000
27	彦根市宇曾川外来水生植物機械駆除作業委託	随意契約 (1 者見積)	950,400
28	H28 生物多様性保全活動促進事業業務委託	随意契約 (1 者見積)	1,136,160
29	第 1 号指定管理鳥獣捕獲等事業業務委託	随意契約 (プロポーサ ル方式)	11,999,000
30	大気自動測定局保守管理等業務委託	一般競争入札 (その他)	39,366,000
31	水質自動測定局施設点検等管理業務委託	一般競争入札 (その他)	2,501,280
32	建築設備運転監視業務委託	一般競争入札 (その他)	15,768,000
33	平成 28 年度 琵琶湖に係る湖沼水質保全計 画の水質シミュレーションおよび物質循環と 生態系の関係解析業務委託	随意契約 (1 者見積)	10,346,400
34	水族資料収集・飼育管理業務委託	随意契約 (1 者見積)	79,596,000
35	展示運営補助業務委託	随意契約 (1 者見積)	50,518,546
36	滋賀県立琵琶湖博物館リニューアルオープン にかかる臨時駐車場管理業務委託	随意契約 (1 者見積)	939,600
37	琵琶湖博物館ガイドブック制作業務委託	随意契約 (公募型見積 合わせ (オープンカウ ンタ))	576,612
38	屋外付帯施設管理業務委託	随意契約 (2 者以上から 徴取)	991,440
39	平成 28 年度 32-10 高島処理区マキノボ ンプ場電気設備保守点検業務委託	一般競争入札 (その他)	3,294,000
40	平成 28 年度 32-8 高島処理区今津ボ ンプ場電気設備保守点検業務委託	随意契約 (1 者見積)	2,916,000
41	平成 28 年度 31-10 東北部浄化センター	一般競争入札 (その他)	13,932,000

No.	委託契約名称	契約形態	委託金額（円）
	電気棟他電気設備保守点検業務委託		
42	平成 28 年度 31-7 東北部浄化センター ポンプ棟他電気設備保守点検業務委託	一般競争入札（その他）	15,120,000
43	平成 28 年度 32-9 高島処理区高島ポ ンプ場電気設備保守点検業務委託	一般競争入札（その他）	3,402,000
44	平成 28 年度 32-4 高島浄化センター他 電気設備保守点検業務委託	一般競争入札（その他）	14,580,000
45	平成 28 年度 委第 3 号 琵琶湖流域下水道湖 南中部浄化センター5 系 2/2 水処理施設建設 工事現場技術業務委託	一般競争入札（その他）	13,802,400
46	平成 28 年度 委第 21 号 矢橋帰帆島中間水 路水草除草業務委託	一般競争入札（その他）	19,599,840
47	平成 28 年度 委第 44 号 湖南中部浄化セン ター電気設備等保守点検業務委託その 2	一般競争入札（その他）	19,440,000
48	平成 28 年度 委第 50 号 湖南中部浄化セ ンター計装設備保守点検業務委託	一般競争入札（その他）	19,764,000
49	平成 28 年度 委第 36 号 湖西浄化センター 受変電・監視設備等保守点検業務委託	一般競争入札（その他）	12,582,000
50	平成 28 年度 委第 37 号 湖南中部浄化セン ター電気設備等保守点検業務委託その 1	一般競争入札（その他）	19,764,000

(1) 淡海環境プラザ管理運営業務委託について

① 概要

担当部局	琵琶湖環境部 下水道課		
委託契約名称	淡海環境プラザ管理運営業務委託		
委託契約の概要	淡海環境プラザの維持管理業務および施設運営業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(公財) 淡海環境保全財団		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	49,008,227 円	47,179,913 円	52,732,973 円

② 結論【D-1(意見)】

県は、実地調査によって委託料実績を検証したうえで、精算を実施すべきである。

③ 理由

本業務は、淡海環境プラザの維持管理業務および施設運営業務であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により(公財)淡海環境保全財団と随意契約を締結している。

県は随意契約理由として、以下の根拠を挙げている。

(随意契約理由)

(「特殊」と判断する根拠)

(公財)淡海環境保全財団は、県および市長が出捐して設立した公共的団体であり、琵琶湖をはじめとする滋賀県の豊かな自然環境の保全と地球温暖化の防止等持続可能な滋賀社会の構築を図るため、「水環境の保全に向けた下水処理等に関する事業」などの事業を実施しており、下水道の維持管理に係る技術者を配置し、水質管理、水処理技術等の技術支援や下水道技術者の育成等を実施する本県唯一の団体である。

(「他に代替しうる者がいない」と判断する根拠)

(公財)淡海環境保全財団が行う事業は、淡海環境プラザにおける県の施策の展開と密接に関連しており、かつ県に準じた執行体制により、県・市長が保有する行政情報を扱うことが可能である。

また、(公財)淡海環境保全財団は、平成25年度より使用許可を受け、淡海環境プラザに移転しており、施設運営と維持管理を一体的に運営することで、より効率的・効果的に公共事業の円滑な推進を図ることが期待できることから、このような業務委託に適する者は(公財)淡海環境保全財団以外他に見当たらず、

競争入札には適さない。

しかしながら、長期間随意契約が継続すると、必要以上に高額な委託料といった競争が働かないことによる弊害が生じる可能性がある。

この点、本委託業務は委託契約書第 14 条によると実績精算となっており、県として受託者の支出金額を検証することが強く求められる。また、随意契約が継続することで競争性が働いていない以上、翌年度の委託金額の妥当性を検証する観点からも、過去の支出金額を検証することは重要である。これについては、委託契約書第 8 条において、県は必要と認めるときは委託業務の遂行状況を調査できる旨が、規定されているところである。

競争性が働かないことによるリスクを低減させるためにも、県として実績金額の妥当性を検証することは求められるところであるが、検証状況について担当者にヒアリングしたところ、写真を含む資料の確認は行っているとのことだが、現地による検証は十分に実施できていない状況であった。

県は、証拠書類との突合等の現地調査を十分に行い、委託料実績を適切に検証したうえで、精算を行うべきである。

## (2) 近江富士花緑公園管理委託について

### ① 概要

担当部局	琵琶湖環境部 森林政策課		
委託契約名称	近江富士花緑公園管理委託		
委託契約の概要	県立施設の管理業務		
契約形態	指定管理者制度		
委託先名称	近江鉄道ゆうグループ		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	50,972,000 円	50,972,000 円	50,972,000 円

### ② 結論 (i) 【D-2(指摘)】

県による指定管理者のモニタリング結果を適切に指定管理者報告書類に記載すべきである。

### ③ 理由 (i)

近江富士花緑公園は、三上山(通称近江富士)のふもとに広がる花と緑に囲まれた森林公園であり、その管理業務として、指定管理者選定委員会により、近江鉄道ゆうグループが選定されている(指定期間:平成26年4月~平成31年3月)。具体的な業務は、①公園の施設(設備および備品を含む)および園地の維持管理に関する業務②県民の緑化意識を高め、また森林・林業に対する理解を深めるための各種の行事の実施に関する業務③森林浴コース、植物園、宿泊休憩施設、展示施設、体験学習施設、その他の施設の提供に関する業務④使用にかかる料金の収受に関する業務⑤その他公園の設置の目的を達成するために必要な業務である。

県は、指定管理者による管理業務の状況について、各種報告書の確認や、現地調査を行うとともに、指定管理者との意見交換を定期的を実施することで、協定や事業計画書に基づく管理業務の適正な実施を検証する責任を有しており、実際に、「滋賀県指定管理者モニタリングマニュアル(平成28年9月)」には、指定管理者報告様式が定められている。当該指定管理者報告は、指定管理者が以下の項目を記載し、毎月または年度末に各施設所管課が遵守事項等に達している場合は、「了」と記載し、そうでない場合は、指示事項を記載することとなっている。

(県指定管理者モニタリングマニュアル)

①安全の確保
②法令等の遵守
③公平利用の確保
④適切な業務の遂行

⑤利用の拡大、サービスの向上その他の管理業務の効果の向上を図る取組
⑥適切な維持管理の実施
⑦経費の縮減等の取組
⑧管理の業務を適切に実施するための体制等
⑨その他

しかしながら、当該指定管理者報告の所管課記載欄が白紙となっており、上記の項目について県が指定管理者による管理業務を適切に検証しているか否かを確認することができなかった。

県が指定管理者による管理業務を適切に検証したことを事後的にも確認することができるよう、当該指定管理者報告が導入された趣旨を鑑み、適切に運用すべきである。

#### ④ 結論 (ii) 【D-3(意見)】

県による実地調査により、管理料実績の正確性や網羅性を検証すべきである。

#### ⑤ 理由 (ii)

上記に記載したとおり、当該施設の管理業務は、指定管理者により実施され、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間の①(県が算出した)管理料参考額および②実際の契約金額(管理料総額)は以下のとおりである。

①管理料参考額	②実際の契約金額	②/①
248,610,000 円	248,000,000 円	99.8%

ここで、管理料参考額は、過去の管理料実績をもとに算定されており、管理料参考額と実際の契約金額が近似している現状では、過去の管理料実績の検証は、管理料の妥当性を検証する際、特に重要である。

実際にも、滋賀県立近江富士花緑公園の管理運営に関する協定(基本協定)第19条には、県は必要があると認める場合には、その内容について、指定管理者に説明を求め、または、出納簿や支出証拠書類簿、その他県が必要と認めるものについて実地に調査することができると定められており、県指定管理者モニタリングマニュアルおよび実地調査(定例)チェックリストには、以下のとおり記載されている。

(県指定管理者モニタリングマニュアルより抜粋)

○支出の内容(例：指定管理業務に係る支出の費目別の月額等)

支出が、事業計画や収入計画と整合しているかどうか、管理業務に必要なものが含まれていないかどうかのモニタリングを行う。

○収入の内容(例：利用料金収入額等)

収入が、事業計画や収支計画と整合しているかどうか、管理業務に由来する収入は全て計上されているかどうかのモニタリングを行う。

○経理等の状況(例：指定管理者の他の経理との区分の状況等)

会計処理の適正化を図るため、協定において規定するとおり、指定管理者には区分経理を求めており、指定管理者が管理業務の経理を指定管理者の他の経理と区別しているかどうか、独立した口座で管理しているかどうかについて、モニタリングを行う。また、出納簿は支出証拠書類と整合しているかどうかのモニタリングを行う。

(実地調査(定例)チェックリストより抜粋)

○経費の縮減等の取組

支出内容(間接費を含む)は適正なものとなっているか、管理業務に必要なものが含まれていないか(報告書と帳簿、帳簿と伝票との抽出突合)

○管理業務を適切に実施するための体制等

出納簿は、支出の証拠書類と整合しているか(証拠書類の抽出突合等により確認)

しかしながら、指定管理者が報告した収支報告書の収入や支出の正確性や網羅性について、県による証拠書類との突合等は実施されていなかった。

指定管理者からの報告だけでなく、県としても、実地調査による管理料実績の正確性や網羅性を検証し、管理料の妥当性を確認したうえで、翌年度以降の管理料参考額を算定すべきである。

#### ⑥ 結論 (iii) 【D-4(指摘)】

指定管理者に実績報告書の提出日を記載するよう県は指導すべきである。

#### ⑦ 理由 (iii)

県による指定管理者からの実績報告書の確認は、指定管理者が事業計画書や県との協定に沿って管理業務を実施していることを検証するため、非常に重要な手続である。

滋賀県立近江富士花緑公園の管理運営に関する協定(基本協定)第21条には、指定管理者は、以下の項目についての実績を毎年度終了後30日以内に事業報告書を作成し、県に提出しなければならないと定められているが、提出した日付の記載

がなく、県側の受付印もなかったため、提出日が確認できなかった。

(実績報告書に記載すべき項目)

(1) 管理業務の実施状況
(2) 管理業務に係る収支状況
(3) 公園の利用状況
(4) その他甲が別に定める事項

県による指定管理者からの実績報告書の確認は、指定管理者による管理業務の検証だけでなく、改善点等について適時に次年度の計画や取組に活かすために重要であり、基本協定第 21 条に記載されているとおりの提出がなされたことを事後的にも確認できるよう、実績報告書の提出日を記載するよう県は指定管理者に指導すべきである。



### (3) 林業普及センターおよび森林実習館警備業務委託について

#### ① 概要

担当部局	琵琶湖環境部 森林政策課		
委託契約名称	林業普及センターおよび森林実習館警備業務委託		
委託契約の概要	林業普及センターおよび森林実習館にかかる機械警備業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	セコム（株）		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	648,000 円	648,000 円	648,000 円

#### ② 結論【D-5(意見)】

長期的な委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法について検討すべきである。

#### ③ 理由

本業務は林業普及センターおよび森林実習館の機械警備業務であり、林業普及センターが昭和 53 年に機械警備を導入して以来継続してセコム（株）に委託している業務である。

警備業務は毎年度、継続的に発生する業務であり、通常、警備機器を設置した業者がその後の警備業務を行うことになると考えられる。したがって、ある程度の期間、業務の提供を受けることを前提に委託契約を締結することが経済的であり合理的と考えられる。

この点、県は随意契約によることとした理由として、以下を挙げている。

#### (随意契約理由)

現在、警備業務委託について契約を締結しているセコム（株）は、当センターが機械警備を導入して以来継続して委託している業者であり、その間警備機器を正常に稼働するよう点検整備を行い、迅速な対応で信頼性も高く、適正に業務を行ってきた。他の業者に変更することは、高額な機器設置費用および既設機器撤去費用が必要となることから、引き続き当該者と随意契約することとし、見積徴取を 1 者とす。

導入段階では一般競争入札等により業者を決定していたとしても、導入後の警備業務について地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により業者と随意契約を結んでいる状況では、契約期間全体としては競争性が働かず、業者が当初の導入費用を抑える一方、導入後の警備業務で過度な利益を確保することも考えられ、全体

として委託料が割高となってしまうおそれがある。

したがって、長期的な委託料削減の観点から、例えば一般競争入札の検討を行うことや、長期継続契約、債務負担行為による一定期間の契約とすることで委託料削減に繋がらないかなど、契約期間全体を勘案して契約の相手方や契約方法を検討すべきである。

#### (4) 彦根市宇曾川外来水生植物機械駆除作業委託について

##### ① 概要

担当部局	琵琶湖環境部 自然環境保全課		
委託契約名称	彦根市宇曾川外来水生植物機械駆除作業委託		
委託契約の概要	彦根市宇曾川における外来水生植物の機械除去作業		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(株) アズマ		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	950,400 円

##### ② 結論【D-6(意見)】

契約金額の妥当性を検証すべきである。

##### ③ 理由

本業務は、彦根市宇曾川における外来水生植物の機械除去作業を(株)アズマに委託している業務であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と随意契約を締結している。また、県財務規則第220条第1項ただし書き第2号により1者見積としている。

随意契約理由として県は以下の根拠を挙げており、随意契約理由と同じ理由により代替性がないとして他社からの見積書を入手していない。

##### (随意契約理由)

1者のみしか持たない技術を用いて駆除を実施するため、契約の性質または目的が競争入札に適さない。

駆除を実施する箇所では、(株)アズマが開発したクマデによる駆除工が有効であるが、当該工法は同社が独自に開発したものであり、他者ではクマデを利用した駆除業務を執り行うことができない。

上記のとおり、随意契約および1者見積であることから競争性が働かないことによる割高な委託料となるリスクがあるため、契約金額の妥当性の検証状況をヒアリングしたところ、具体的な検証は実施していない旨の回答があった。

実績金額の内訳を検証することは当事業年度の予定価格の基礎となる積算の妥当性を検証するうえで重要であり、また、翌事業年度以降の積算の見直しをするうえでも重要である。加えて、他社からの見積書が入手できない場合であっても、契約金額の妥当性を検証することは必要であると考えられるため、実績報告において積算と実績を比較できる資料の提出を委託先から収集するよう努めるとともに、契

約金額の妥当性を検証すべきである。

(5) 平成 28 年度第 1 号指定管理鳥獣捕獲等事業業務委託について

① 概要

担当部局	琵琶湖環境部 自然環境保全課		
委託契約名称	平成 28 年度第 1 号指定管理鳥獣捕獲等事業業務委託		
委託契約の概要	御池岳におけるニホンジカの生息状況調査および捕獲業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(株) 野生動物保護管理事務所		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	13, 473, 000 円	11, 999, 000 円

② 結論【D-7(意見)】

実績検証を適切に実施すべきである。

③ 理由

本業務は御池岳に生息するニホンジカの生息状況調査および捕獲を行う業務であり、(株) 野生動物保護管理事務所とプロポーザル方式による随意契約を締結している。

プロポーザル方式に用いられる予定価格の基礎となる積算にあたっては、同社から見積書を入手したうえで実施しているが、他社からの見積書を入手しておらず、プロポーザルに参加した会社も同社しか存在していなかった。実際にも予定価格は 11, 999, 880 円であり、契約金額 11, 999, 000 円と近似している。

また、予定価格における積算の妥当性の検証方法を担当者にヒアリングしたところ、業務の特殊性を勘案すると当該金額は妥当であると考えているものの、業務完了報告書において積算と比較できるに足る詳細な報告を受けておらず、実績金額の妥当性の検証を行っていない旨の回答があった。

このような状況下では実質的に価格面において競争性が働いていないため、契約金額の妥当性の検証や次年度以降の同様の業務の適切な積算の観点から実績検証を行うことは重要である。そのため、従事日数の情報のみならず、委託先から積算の基礎となった内訳と実績をできる限り比較できるような情報を入手し、実績検証を実施すべきである。また、ニホンジカの生息状況調査および捕獲業務を行う業者が複数存在することから、予定価格の基礎となる積算を行う際には、複数の見積書を入手することを検討すべきである。

(6) 平成 28 年度 琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の水質シミュレーションおよび物質循環と生態系の関係解析業務委託について

① 概要

担当部局	琵琶湖環境部 琵琶湖環境科学研究センター		
委託契約名称	平成 28 年度 琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の水質シミュレーションおよび物質循環と生態系の関係解析業務委託		
委託契約の概要	琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の水質シミュレーションおよび物質循環と生態系の関係解析業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	パシフィックコンサルタンツ (株)		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	9, 288, 000 円	9, 201, 600 円	10, 346, 400 円

② 結論【D-8(意見)】

契約金額の妥当性を検証すべきである。

③ 理由

本業務は、平成 28 年度に策定する琵琶湖に係る第 7 期湖沼計画の水質シミュレーションを実施することおよび琵琶湖流域における物質循環と生態系の関係解析を行うことをパシフィックコンサルタンツ (株) に委託する業務であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と随意契約を締結している。また、県財務規則第 220 条第 1 項ただし書き第 2 号により 1 者見積としている。

県は随意契約理由として、当該業務は委託先会社が過去に県の委託により開発・改良してきたモデルを用いて実施する業務であり、当該モデルのソースコードにかかる著作権は委託先会社等が有していることを挙げている。また、随意契約理由と同じ理由により、代替性がないとして他社からの見積書を入手していない。

しかしながら、本業務は随意契約によっていることから、競争性が働かず契約金額が高額となってしまう可能性がある。

ここで、県の予定価格の積算書と委託先会社からの見積書を確認すると、以下のとおりであった。

(金額単位：円)

項目	県の積算金額	業者見積金額
直接人件費		
計画準備	136, 900	93, 400
平成 27 年度におけるデータ整理および再現計算	※ 1, 372, 000	※ 990, 300

項目	県の積算金額	業者見積金額
平成 32 年度までのシナリオに係るデータ整理および予測計算	635,800	970,200
魚類等を含む食物連鎖モデルの導入	995,500	896,800
流入負荷が生態系のストック・フローに与える影響の感度解析	585,600	560,100
報告書作成	317,900	326,800
打合せ協議	※ 410,700	※ 140,100
小計	4,454,400	3,977,700
直接経費		
報告書（印刷製本代）	15,000	110,000
報告書・モデル電子ファイル（CD-ROM）	600	（上記に含む）
旅費	※ 247,500	※ 3,000
小計	263,100	113,000
間接費		
その他原価	※ 2,398,522	※ 2,141,839
一般管理費等	3,049,723	3,347,461
小計	5,448,245	5,489,300
計（一万円未満切捨）	10,160,000	9,580,000
消費税	812,800	766,400
合計	10,972,800	10,346,400

上記のとおり、県の積算金額と委託先会社からの見積書を項目ごとに比較すると、一定の乖離が生じているものがある（金額欄に※を付した箇所参照）。このような状況を踏まえると、積算金額は合理的に算定されていたとしても、委託業務の工数実績からすると結果的に契約金額が必要以上に高額になってしまう可能性が否めないと考えられる。

契約方法が随意契約である場合には、実績工数の把握等により予定価格の積算工数と比較・分析を行うことや、直接人件費以外の項目に関する発生状況の確認等を行い、その結果を翌年度以降の予定価格に反映させていくことで、競争性が働かないことによるリスクを低減させることが可能であるため、県として契約金額の妥当性を検証すべきである。

(7) 水族資料収集・飼育管理業務委託について

① 概要

担当部局	琵琶湖環境部 琵琶湖博物館		
委託契約名称	水族資料収集・飼育管理業務委託		
委託契約の概要	水族資料収集・飼育管理業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(株) 環境総合テクノス滋賀支店		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	61, 597, 800 円	61, 657, 200 円	79, 596, 000 円

② 結論 (i) 【D-9(意見)】

現在の随意契約による契約形態から一般競争入札への移行を検討すべきである。

③ 理由 (i)

琵琶湖博物館は、滋賀県草津市の琵琶湖湖岸烏丸半島にある県立の博物館であり、受託者は、水族関係設備の運転・日常管理に関する業務、水族飼育管理に関する業務、水族飼育環境の管理に関する業務、生物展示管理に関する業務、水族の繁殖に関する業務、リニューアルに向けて必要となる生物の飼育管理およびこれに関連する業務、および水族資料収集・輸送に関する業務を実施している。

当該業務は、下記を理由に随意契約が締結されている。

(随意契約理由)

当該業務は、琵琶湖博物館における希少魚の保護増殖活動や、水族展示に用いる魚類等の収集および飼育施設の管理等水族の適正な飼育管理を行うことを目的としている。業務の遂行にあたっては、魚類の疾病対策に要する知識や技術、様々な魚類の生態にあわせた飼育管理能力を有するとともに、水族館の運営管理の実績が必要となる。さらに、平成 28 年度を第一期として水族展示のリニューアルオープンすることになっているが、リニューアルオープン後は、世界最古の湖であるバイカル湖に生息する固有の横エビ類やカジカ類などの飼育・展示を行うこととなっており、これらバイカル湖という独特の環境の中に生息している生物を飼育展示する知識や技術が求められている。これらの生物はこれまで国内ではほとんど飼育展示された例がないが、当館の水族収集・飼育管理委託業務を受託する環境総合テクノスは、1997 年水族館展示「古代湖の世界」を開催した際に、バイカル湖の固有種を 1 年間展示した実績があり、これらの経験や知識、技術を有している国内唯一の事業者である。このことから、地方自治法施行令第 167 条の第 2 号(類型③イ：特殊な技術や技能、資格、権利、実績、経験、設備機器等を有し、



他に代替しうる者がいない場合)の規定により、1者による随意契約とする。

しかしながら、平成 28 年度の包括外部監査結果報告書にも記載されているとおり、バイカル湖の固有種に関する実績やこれらの経験や知識、技術をもってのみ、長年の間、随意契約とすることは競争性や公平性の観点から適切ではなく、一般競争入札への移行を検討すべきである。

なお、県は平成 30 年度中に結論が出せるよう、現在検討中とのことである。

④ 結論 (ii) 【D-10(意見)】

県は、委託料実績を適切に検証したうえで、翌年度以降の委託料の積算を実施すべきである。

⑤ 理由 (ii)

当該委託業務は、長年の間、随意契約で行われており、競争性が働かないため、委託金額を決定する際、過去の実績を検証することは特に重要である。

しかしながら、業務完了報告書の中には、当初の積算と実績が比較できる十分な情報はなかった。

なお、平成 28 年度における積算書は以下のとおりとなっている。

(積算書)

飼育管理者(1人/日)	365人日	×	31,400	=	11,461,000	円
飼育管理技術者(2.5人/日)	912.5人日	×	26,000	=	23,725,000	円
飼育管理助手(4人/日)	1,460人日	×	19,300	=	28,178,000	円
交通費(16人×12月)	192月人	×	9,500	=	1,824,000	円
水族収集費	12月	×	21,300	=	255,600	円
機器使用料	12月	×	134,000	=	1,608,000	円
諸経費(10%)					6,705,160	円
小計					73,756,760	円
消費税(8%)					5,900,541	円
合計					79,657,301	円
				≒	79,657,000	円

積算における水族収集費や機器使用料の内訳はなく、飼育管理者・飼育管理技術者・飼育管理助手の1日あたりの単価についても、過去に他の水族館等の実績と比較したとのことであるが、それを検証した資料は存在しなかった。

県は、当初の積算と実績が比較できるような情報を受託者に求め、実績検証を適切に実施したうえで、翌年度以降の委託料金額の積算を実施すべきである。

(8) 平成 28 年度滋賀県立琵琶湖博物館屋外付帯施設管理業務委託について

① 概要

担当部局	琵琶湖環境部 琵琶湖博物館		
委託契約名称	屋外付帯施設管理業務委託		
委託契約の概要	滋賀県立琵琶湖博物館屋外付帯施設管理業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(一社) 草津北部まちづくり協議会		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	994,680 円	991,440 円	991,440 円

② 結論 (i) 【D-11(指摘)】

予定価格の積算にあたって正確な計算を実施すべきである。

③ 理由 (i)

本業務は琵琶湖博物館の屋外付帯施設の除草、ごみ等の除去等の管理業務であり、予定価格が 100 万円以下であることから地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 1 号に基づき随意契約を締結している。契約にあたって 3 社から見積書を徴取し、最も低い価格を提示した (一社) 草津北部まちづくり協議会と契約を締結している。

積算書において、直接物品費および業務管理費の金額はそれぞれ人件費に係数をかけることで積算されているが、計算にあたって人件費の総額が用いられず、人件費の内訳金額に係数をかけることで金額が計算されていた。また、直接物品費および業務管理費の金額は千円未満が切り捨てられており、結果としてそれぞれ 4,800 円、6,200 円過少に積算されていた。

積算		あるべき額	
人件費		人件費	
2 人/週×39 日 ①	624,000 円	2 人/週×39 日 ①	624,000 円
1 人/週×12 日	96,000 円	1 人/週×12 日	96,000 円
小計 ②	720,000 円	小計 ②	720,000 円
直接物品費 (①×4%)	24,960 円	直接物品費 (②×4%)	28,800 円
小計 (千円未満切捨)	744,000 円	小計	748,800 円
業務管理費 (①×6%)	37,440 円	業務管理費 (②×6%)	43,200 円
小計 (千円未満切捨)	781,000 円	小計	792,000 円
諸経費	144,000 円	諸経費	144,000 円

積算		あるべき額	
(B)×20%)		(B)×20%)	
小計 (千円未満切捨)	925,000 円	小計	936,000 円
消費税(8%)	74,000 円	消費税(8%)	74,880 円
合計	999,000 円	合計	1,010,880 円

予定価格の積算は契約金額を決定するうえで重要であり、また、金額により契約形態が異なってくるため、正確な計算を実施すべきである。

④ 結論 (ii) 【D-12(指摘)】

一般競争入札を実施すべきであった。

⑤ 理由 (ii)

上述したとおり、予定価格が過少に積算されていた結果、本来あるべき金額ではその金額が100万円を超えることとなる。予定価格が100万円を超える場合、一般競争入札を行うことが原則である。

積算書予定価格	999,000 円
過少積算額(税込) (4,800円+6,200円)×1.08	11,880 円
あるべき予定価格	1,010,880 円

担当者にヒアリングしたところ単純な表計算上の誤りにより積算が過少に行われた旨の回答があったが、明らかに複雑な計算ではなく、千円の差で契約形態が変更となる状況下では、計算チェックを慎重に実施すべきであった。また予定価格を100万円以下にすることで、意図的に一般競争入札を回避し、随意契約を行っているようにも見受けられる。

加えて、3社から見積書を徴取し最も低い価格の相手先と契約を締結しているものの、県が指定した相手先のみが契約を締結する機会を与えられている状態となっており、広く競争性が働いているとは言えない。

したがって、一般競争入札を実施すべきであった。

## E. 健康医療福祉部

本監査において、健康医療福祉部で抽出された委託契約は以下のとおりである。

No.	委託契約名称	契約形態	委託金額（円）
1	公募要件等検討業務委託	随意契約（1者見積）	2,800,000
2	不動産鑑定評価委託	随意契約（1者見積）	4,445,280
3	滋賀県救急医療情報システムサービス提供業務委託	一般競争入札（特定調達）	154,310,400
4	障害児（者）歯科治療事業	随意契約（1者見積）	24,270,947
5	長寿社会福祉センター等管理事業	指定管理者制度	106,113,000
6	介護支援専門員研修事業委託	随意契約（1者見積）	46,562,653
7	信楽学園指定管理	指定管理者制度	102,465,000
8	障害者福祉センター指定管理	指定管理者制度	150,374,000
9	むれやま荘指定管理	指定管理者制度	87,060,000
10	登録販売者試験業務委託	随意契約（1者見積）	277,516
11	動物保護管理業務委託	随意契約（1者見積）	67,871,480

(1) 長寿社会福祉センター等管理事業について

① 概要

担当部局	健康医療福祉部 医療福祉推進課		
委託契約名称	長寿社会福祉センター等管理事業		
委託契約の概要	滋賀県立長寿社会福祉センターの管理運営に関する指定管理料		
契約形態	指定管理者制度		
委託先名称	(福) 滋賀県社会福祉協議会		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	114,974,000 円	114,974,000 円	106,113,000 円

② 結論 (i) 【E-1(意見)】

管理料の基礎となる支出の部における予算額と実績額の乖離がみられる場合には、その内容についての分析を十分に実施したうえで、管理料の妥当性を検証すべきである。

③ 理由 (i)

長寿社会福祉センターは、明るく活力のある長寿社会づくりを推進するとともに、高齢者および障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として設立された施設であり（滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例）、具体的な業務内容は、以下のとおりである。

(業務の内容)

高齢者の健康と生きがいづくりを推進するための学習機会の提供に関する業務
社会福祉に関する研修および講座の開催ならびに人材の育成に関する業務
社会福祉に関する情報および資料の収集および提供ならびに相談に関する業務
長寿社会づくりに関する調査および研究に関する業務
その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務
センターの施設および設備の維持管理に関する業務
上記のほか、知事が必要と認める業務

上記の管理業務として、指定管理者選定委員会により、(福) 滋賀県社会福祉協議会が選定されており（指定期間：平成 28 年度～平成 32 年度）、管理料の基礎となる初年度である平成 28 年度の支出の部における予算額と実績額は以下のとおりである。

(支出の部)

(単位:円)

大区分	中区分	予算額	実績額	差異
人件費	職員費	32,119,000	27,387,520	▲4,731,480
	報酬	18,366,000	13,995,046	▲4,370,954
	賃金	2,084,000	0	▲2,084,000
事務費	-	53,199,000	50,406,712	▲2,792,288
事業費	-	47,983,000	46,473,167	▲1,509,833
繰越金	-	0	21,215,745	21,215,745
合計	-	153,751,000	159,478,190	5,727,190

上記からわかるとおり、特に、人件費については、予算額との乖離がみられ、全体としても各項目について実績額が下回っているが、事業報告の検証段階で、その内容についての分析はなされていなかった。

指定管理者を選定する際に示される管理料参考額は、過去の管理料実績をもとに算定されており、管理料参考額と実際の契約金額が一致している現状では、過去の管理料実績を十分に分析し、その妥当性を検証したうえで、次回以降の管理料を算定すべきである。

なお、平成28年度において、施設の平均稼働率(58%)は60%を下回っており、老朽化による維持・修繕に関するコストが増加していくことが見込まれる現状においては、より一層、コスト構造自体の継続的な見直しが必要となる。したがって、その点においても、予算額と実績額の比較・検証は重要である。

#### ④ 結論 (ii) 【E-2(指摘)】

県は指定管理者に対し、再委託先を報告するよう指導すべきである。

#### ⑤ 理由 (ii)

委託契約は、県と指定管理者との信頼関係を基礎にして締結されていることおよび指定管理者に限って職務上の秘密に関わる情報や個人情報を提供していることを前提として締結されている。したがって、県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託については、原則として禁止される。しかしながら、指定管理者が再委託を実施せざるを得ない場合には、指定管理者は県に再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法等を報告したうえで、県が当該委託業務を適切に遂行できると判断し、承諾した場合のみ許されると考えられる。実際にも、その旨は基本協定第23条に記載されているところである。また、当該再委託の承認手続は、県が原則禁止とされている再委託を承諾したことを客観的に示すため、書面にて実施する必要がある。

しかしながら、指定管理者から報告されている収支明細書には、委託費の支出が記載されているにもかかわらず、再委託の内容については、県に報告されていなかった。

県は、指定管理者に対し、再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法等を報告するよう指導すべきである。

⑥ 結論 (iii) 【E-3(指摘)】

県による指定管理者のモニタリング結果を適切に指定管理者報告書類に記載すべきである。

⑦ 理由 (iii)

県は、指定管理者による管理業務の状況について、各種報告書の確認や、実地調査を行うとともに、指定管理者との意見交換を定期的を実施することで、協定や事業計画書に基づく管理業務の適正な実施を検証する責任を有しており、実際に、「滋賀県指定管理者モニタリングマニュアル（平成28年9月）」には、指定管理者報告様式が定められている。当該指定管理者報告は、指定管理者が以下の項目を記載し、毎月または年度末に各施設所管課が遵守事項等に達している場合は、「了」と記載し、そうでない場合は、指示事項を記載することとなっている。

(県指定管理者モニタリングマニュアル)

①安全の確保
②法令等の遵守
③公平利用の確保
④適切な業務の執行
⑤利用の拡大、サービスの向上その他の管理業務の効果の向上を図る取組
⑥適切な維持管理の実施
⑦経費の縮減等の取組
⑧管理業務を適切に実施するための体制等
⑨その他

しかしながら、当該指定管理者報告の確認欄が白紙となっており、上記の項目について県が指定管理者による管理業務を適切に検証しているか否かを確認することができなかった。

県が指定管理者による管理業務を適切に検証したことを事後的にも確認することができるよう、当該指定管理者報告が導入された趣旨を鑑み、適切に運用すべきである。



(2) 信楽学園指定管理について

① 概要

担当部局	健康医療福祉部 障害福祉課		
委託契約名称	信楽学園指定管理		
委託契約の概要	信楽学園指定管理年度協定		
契約形態	指定管理者制度		
委託先名称	(福) グロー		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	103,393,000 円	103,393,000 円	102,465,000 円

② 結論 (i) 【E-4(意見)】

県は指定管理者と連携し、信楽学園の利用規模に応じた職員配置やコスト構造自体の見直しを行い、計画に反映したうえで、継続的にモニタリングしていくべきである。

③ 理由 (i)

信楽学園は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 42 条に規定される障害児入所施設として、障害のある児童を保護するとともに、独立自活に必要な知識技能の習得に向けて指導することを目的に設立され、具体的な業務内容は、以下のとおりである。

(業務の内容)

施設の運営・事業の実施に関する業務
信楽学園の施設および設備の維持管理に関する業務
その他信楽学園の設置の目的を達成するために必要な業務

上記の管理業務として、指定管理者選定委員会により、(福) グローが選定されており（指定期間：平成 28 年～平成 32 年）、過去 5 年間の利用率等の実績および平成 28 年度の目標は以下のとおりとなっている。

(利用率等の推移について)

	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 28 年度 (目標)
福祉型障害児入所施設稼働率	65.0%	66.8%	56.0%	49.7%	43.9%	52.0%
福祉型障害児入所	48 人	46 人	39 人	33 人	30 人	-

	平成24年度 度（実績）	平成25年度 度（実績）	平成26年度 度（実績）	平成27年度 度（実績）	平成28年度 度（実績）	平成28年度 度（目標）
施設（実利用者数月平均）（定員：60名）						
施設入所支援（実利用者数月平均）	0人	0人	0人	0人	0.16人	0.16人
短期入所事業（実利用者数月平均）	2.25人	0.25人	0人	0人	0人	-
職員配置数	22人	25人	26人	27人	25人	-
指定管理料（千円）	101,686	101,686	103,393	103,393	102,465	-

※実利用者数月平均は、各項目の月当たりの平均実利用者数である。

上記からわかるとおり、福祉型障害児入所施設稼働率は、平成28年度の目標を下回っており、直近2年間の実績は50%を下回り、過去から減少傾向にある。また、短期入所事業の実利用者数月平均は、直近ではほぼ0人となっている状況である。指定管理者は当該状況を改善すべく、ホームページの活用、体験入園説明会といった学園外部へのアピール等を行っているが、事業報告書にも「営業活動についてもこれといった一手が出せない状況」と記載のあるとおり、継続的に利用率が低い状況が続いている。したがって、当該状況では、施設機能を十分に活かしているとは言い難い。

一方、利用率等の実績が目標を下回り、過去から実績が減少していく中、職員配置数や指定管理料についてはほぼ一定もしくは若干の増加傾向にある。これらは、完全に利用率等と相関関係があるわけではないが、施設の老朽化が進み、今後、さらに維持・修繕に関するコストが増加していくことが見込まれる現状においては、より一層、利用規模に応じた職員配置やコスト構造自体の見直しを行い、計画に反映したうえで、モニタリングしていくことが求められる。

県と指定管理者で協議・連携しながら、具体的な施策により、稼働率の著しい増加が見込めるか否かを検討し、見込めない場合は、利用規模に応じたあり方を検証すべきである。

#### ④ 結論（ii）【E-5(意見)】

県による実地調査により、管理料実績を含む収支の正確性を指定期間等で網羅的に検証すべきである。

#### ⑤ 理由（ii）

上記に記載したとおり、当該施設の管理業務は、指定管理者により実施され、平

成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間の①（県が算出した）管理料参考額および②実際の契約金額（管理料総額）は以下のとおりである。

①管理料参考額	②実際の契約金額	②/①
512, 325, 000 円	512, 325, 000 円	100%

ここで、管理料参考額は、過去の管理料実績をもとに算定されており、管理料参考額と実際の契約金額が一致している現状では、過去の管理料実績の検証は、管理料の妥当性を検証する際、特に重要である。

実際にも、滋賀県立信楽学園の管理運営に関する協定（基本協定）第 18 条には、県は必要があると認める場合には、その内容について、指定管理者に説明を求め、または、出納簿や支出証拠書類簿、その他県が必要と認めるものについて実地に調査することができることと定められており、県指定管理者モニタリングマニュアルおよび実地調査（定例）チェックリストには、以下のとおり記載されている。

（県指定管理者モニタリングマニュアルより抜粋）

- 支出の内容（例：指定管理業務に係る支出の費目別の月額等）  
支出が、事業計画や収入計画と整合しているかどうか、管理業務に必要ないものが含まれていないかどうかのモニタリングを行う。
- 収入の内容（例：利用料金収入額等）  
収入が、事業計画や収支計画と整合しているかどうか、管理業務に由来する収入は全て計上されているかどうかのモニタリングを行う。
- 経理等の状況（例：指定管理者の他の経理との区分の状況等）  
会計処理の適正化を図るため、協定において規定するとおり、指定管理者には区分経理を求めており、指定管理者が管理業務の経理を指定管理者の他の経理と区別しているかどうか、独立した口座で管理しているかどうかについて、モニタリングを行う。また、出納簿は支出証拠書類と整合しているかどうかのモニタリングを行う。

（実地調査（定例）チェックリストより抜粋）

- 経費の縮減等の取組  
支出内容（間接費を含む）は適正なものとなっているか、管理業務に必要ないものが含まれていないか（報告書と帳簿、帳簿と伝票との抽出突合）
- 管理業務を適切に実施するための体制等  
出納簿は、支出の証拠書類と整合しているか（証拠書類の抽出突合等により確認）

しかしながら、実地調査の際、支出関係書類等との突合作業は実施しているとのことであるが、指定管理者が報告した収支報告書の収入や支出の正確性をどのように確認したのかについては記録が残されていなかった。

指定管理者からの報告だけではなく、県としても、実地調査による管理料実績を含む収支の正確性をどのように検証したかを明確にし、例えば指定期間で網羅的に正確性を確認すること等により、管理料の妥当性を確認したうえで、次の指定管理期間の管理料参考額を算定すべきである。

⑥ 結論 (iii) 【E-6(指摘)】

県は指定管理者に対し、再委託先を報告するよう指導すべきである。

⑦ 理由 (iii)

委託契約は、県と指定管理者との信頼関係を基礎にして締結されていることおよび指定管理者に限って職務上の秘密に関わる情報や個人情報を提供していることなどを前提として締結されている。したがって、県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託については、原則として禁止される。しかしながら、指定管理者が再委託を実施せざるを得ない場合には、指定管理者は県に再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法を報告したうえで、県が当該委託業務を適切に遂行できると判断し、承諾した場合のみ許されると考えられる。実際にも、その旨は基本協定第 22 条に記載されているところである。また、当該再委託の承認手続は、県が原則禁止とされている再委託を承諾したことを客観的に示すため、書面にて実施する必要がある。

しかしながら、指定管理者から報告されている収支明細書には、委託費の支出が記載されているにもかかわらず、再委託の内容については、県に報告されていなかった。

県は、指定管理者に対し、再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法を報告するよう指導すべきである。

⑧ 結論 (iv) 【E-7(指摘)】

県による指定管理者のモニタリング結果を適切に指定管理者報告書類に記載すべきである。

⑨ 理由 (iv)

県は、指定管理者による管理業務の状況について、各種報告書の確認や、実地調査を行うとともに、指定管理者との意見交換を定期的実施することで、協定や事

業計画書に基づく管理業務の適正な実施を検証する責任を有しており、実際に、「滋賀県指定管理者モニタリングマニュアル（平成28年9月）」には、指定管理者報告様式が定められている。当該指定管理者報告は、指定管理者が以下の項目を記載し、毎月または年度末に各施設所管課が遵守事項等に達している場合は、「了」と記載し、そうでない場合は、指示事項を記載することとなっている。

（県指定管理者モニタリングマニュアル）

① 安全の確保
② 法令等の遵守
③ 公平利用の確保
④ 適切な業務の遂行
⑤ 利用の拡大、サービスの向上その他の管理業務の効果の向上を図る取組
⑥ 適切な維持管理の実施
⑦ 経費の縮減等の取組
⑧ 管理の業務を適切に実施するための体制等
⑨ その他

しかしながら、当該指定管理者報告の所管課記載欄が白紙となっており、上記の項目について県が指定管理者による管理業務を適切に検証しているか否かを確認することができなかった。

県が指定管理者による管理業務を適切に検証したことを事後的にも確認することができるよう、当該指定管理者報告が導入された趣旨を鑑み、適切に運用すべきである。

(3) 障害者福祉センター指定管理について

① 概要

担当部局	健康医療福祉部 障害福祉課		
委託契約名称	障害者福祉センター指定管理		
委託契約の概要	障害者福祉センター指定管理年度協定		
契約形態	指定管理者制度		
委託先名称	滋賀県身体障害者福祉協会		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	151,900,000 円	151,900,000 円	150,374,000 円

② 結論 (i) 【E-8(指摘)】

県による指定管理者のモニタリング結果を適切に指定管理者報告書類に記載すべきである。

③ 理由 (i)

障害者福祉センターは、滋賀県草津市に心身障害者に関する各種相談に応じるとともに、心身障害者の教養の向上、健康の増進、社会との交流促進等のための便宜を総合的に供与し、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的として設立され、その管理業務として、指定管理者選定委員会により、滋賀県身体障害者福祉協会が選定されている（指定期間：平成 28 年 4 月～平成 33 年 3 月）。具体的な業務は、①障害者の生活、医療等に関する相談の実施②障害者に対する各種の講習会の実施③障害者に対するスポーツおよびレクリエーションの指導④障害者の社会参加に必要な援助を行うボランティアの養成⑤障害者の社会参加を促進するための活動の場の提供⑥福祉センターの施設等の維持管理に関する業務等である。

県は、指定管理者による管理業務の状況について、各種報告書の確認や、実地調査を行うとともに、指定管理者との意見交換を定期的実施することで、協定や事業計画書に基づく管理業務の適正な実施を検証する責任を有しており、実際に、「滋賀県指定管理者モニタリングマニュアル（平成 28 年 9 月）」には、指定管理者報告様式が定められている。当該指定管理者報告は、指定管理者が以下の項目を記載し、毎月または年度末に各施設所管課が遵守事項等に達している場合は、「了」と記載し、そうでない場合は、指示事項を記載することとなっている。

(県指定管理者モニタリングマニュアル)

① 安全の確保
② 法令等の遵守
③ 公平利用の確保

④ 適切な業務の遂行
⑤ 利用の拡大、サービスの向上その他の管理業務の効果の向上を図る取組
⑥ 適切な維持管理の実施
⑦ 経費の縮減等の取組
⑧ 管理の業務を適切に実施するための体制等
⑨ その他

しかしながら、当該指定管理者報告の所管課記載欄が白紙となっており、上記の項目について県が指定管理者による管理業務を適切に検証しているか否かを確認することができなかった。

県が指定管理者による管理業務を適切に検証したことを事後的にも確認することができるよう、当該指定管理者報告が導入された趣旨を鑑み、適切に運用すべきである。

④ 結論 (ii) 【E-9(指摘)】

補助金検査調書ではなく、業務委託検査調書を作成すべきである。

⑤ 理由 (ii)

当該業務は、委託業務であり、業務の終了時の検査の際には、業務委託検査調書を作成する必要があるが、業務委託検査調書ではなく、補助金検査調書が作成されていた。

実質的には、業務委託検査調書に記載すべき事項は、おおむね当該補助金検査調書に記載されていると考えられるが、県指定の業務委託検査調書に検査結果を記載すべきである。

(4) むれやま荘指定管理について

① 概要

担当部局	健康医療福祉部 障害福祉課		
委託契約名称	むれやま荘指定管理		
委託契約の概要	むれやま荘指定管理年度協定		
契約形態	指定管理者制度		
委託先名称	(福) グロー		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	89,304,000 円	89,304,000 円	87,060,000 円

② 結論 (i) 【E-10(意見)】

県は指定管理者と連携し、むれやま荘の利用規模に応じた職員配置やコスト構造自体の見直しを行い、計画に反映したうえで、継続的にモニタリングしていくべきである。

③ 理由 (i)

むれやま荘は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定される障害者支援施設として、中途身体障害の方や高次脳機能障害のある方等に、維持期における社会的にリハビリテーションや医学的リハビリテーション、職業的リハビリテーション等のサービスを継続的に提供し、自立および社会参加を支援することを目的に設立され、具体的な業務内容は、以下のとおりである。

(業務の内容)

施設の運営・事業の実施に関する業務
高次脳機能障害者を支援する業務
医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所の業務
むれやま荘の施設および設備の維持管理に関する業務
その他むれやま荘の設置の目的を達成するために必要な業務

上記の管理業務として、指定管理者選定委員会により、(福) グローが選定されており (指定期間：平成 28 年～平成 32 年)、過去 5 年間の利用率等の実績および平成 28 年度の目標は以下のとおりとなっている。



(利用率等の推移について)

	平成 24 年 度 (実績)	平成 25 年 度 (実績)	平成 26 年 度 (実績)	平成 27 年 度 (実績)	平成 28 年 度 (実績)	平成 28 年 度 (目標)
機能訓練 (定員：30名)	74.6%	66.3%	62.6%	42.5%	42.6%	86.7%
生活訓練 (定員：18名)	65.5%	72.2%	66.6%	64.6%	61.5%	94.4%
就労支援 (定員：12名)	43.3%	47.5%	44.2%	52.4%	39.4%	75.0%
入所支援 (定員：60名)	48.3%	49.3%	46.9%	51.8%	33.1%	60.0%
短期入所 (延べ人数)	549人	484人	470人	572人	820人	500人
職員配置数	35名	36名	40名	37名	34名	-
指定管理料(千 円)	87,683	87,683	89,304	89,304	87,060	-

上記からわかるとおり、短期入所を除き、平成 28 年度の目標を実績が大きく下回っている。指定管理者は当該状況を改善すべく、施設サービスの説明会や見学会の開催、勤務体制（早出・遅出出勤等の導入）の強化等を行っているが、機能訓練、生活訓練、就労支援、入所支援の実績は 5 年前と比較し減少しており、継続的に利用率が低い状況では、施設機能を十分に活かしているとは言い難い。

一方、利用率等の実績が目標を大幅に下回り、過去から実績が減少していく中、職員配置数や指定管理料についてはほぼ増減はない。これらは、完全に利用率等と相関関係があるわけではないが、施設の老朽化が進み、今後、さらに維持・修繕に関するコストが増加していくことが見込まれる現状においては、より一層、利用規模に応じた職員配置やコスト構造自体の見直しを行い、計画に反映したうえで、モニタリングしていくことが求められる。

県と指定管理者で協議・連携しながら、具体的な施策により、稼働率の著しい増加が見込めるか否かを検討し、見込めない場合は、利用規模に応じたあり方を検証すべきである。

#### ④ 結論 (ii) 【E-11(意見)】

県による実地調査により、管理料実績を含む収支の正確性を指定期間等で網羅的に検証すべきである。

⑤ 理由 (ii)

上記に記載したとおり、当該施設の管理業務は、指定管理者により実施され、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間の① (県が算出した) 管理料参考額および②実際の契約金額 (管理料総額) は以下のとおりである。

①管理料参考額	②実際の契約金額	②/①
403,090,000 円	403,090,000 円	100%

ここで、管理料参考額は、過去の管理料実績をもとに算定されており、管理料参考額と実際の契約金額が一致している現状では、過去の管理料実績の検証は、管理料の妥当性を検証する際、特に重要である。

実際にも、滋賀県立むれやま荘の管理運営に関する協定 (基本協定) 第 18 条には、県は必要があると認める場合には、その内容について、指定管理者に説明を求め、または、出納簿や支出証拠書類簿、その他県が必要と認めるものについて実地に調査することができることと定められており、県指定管理者モニタリングマニュアルおよび実地調査 (定例) チェックリストには、以下のとおり記載されている。

(県指定管理者モニタリングマニュアルより抜粋)

- 支出の内容 (例：指定管理業務に係る支出の費目別の月額等)  
支出が、事業計画や収入計画と整合しているかどうか、管理業務に必要ないものが含まれていないかどうかのモニタリングを行う。
- 収入の内容 (例：利用料金収入額等)  
収入が、事業計画や収支計画と整合しているかどうか、管理業務に由来する収入は全て計上されているかどうかのモニタリングを行う。
- 経理等の状況 (例：指定管理者の他の経理との区分の状況等)  
会計処理の適正化を図るため、協定において規定するとおり、指定管理者には区分経理を求めており、指定管理者が管理業務の経理を指定管理者の他の経理と区別しているかどうか、独立した口座で管理しているかどうかについて、モニタリングを行う。また、出納簿は支出証拠書類と整合しているかどうかのモニタリングを行う。

(実地調査 (定例) チェックリストより抜粋)

- 経費の縮減等の取組  
支出内容 (間接費を含む) は適正なものとなっているか、管理業務に必要ないものが含まれていないか (報告書と帳簿、帳簿と伝票との抽出突合)
- 管理業務を適切に実施するための体制等

出納簿は、支出の証拠書類と整合しているか(証拠書類の抽出突合等により確認)

しかしながら、実地調査の際、支出関係書類等との突合作業は実施しているとのことであるが、指定管理者が報告した収支報告書の収入や支出の正確性をどのように確認したのかについては記録が残されていなかった。

指定管理者からの報告だけではなく、県としても、実地調査による管理料実績を含む収支の正確性をどのように検証したかを明確にし、例えば指定期間で網羅的に正確性を確認すること等により、管理料の妥当性を確認したうえで、次の指定管理期間の管理料参考額を算定すべきである。

⑥ 結論 (iii) 【E-12(指摘)】

県は指定管理者に対し、再委託先を報告するよう指導すべきである。

⑦ 理由 (iii)

委託契約は、県と指定管理者との信頼関係を基礎にして締結されていることおよび指定管理者に限って職務上の秘密に関わる情報や個人情報を提供していることなどを前提として締結されている。したがって、県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託については、原則として禁止される。しかしながら、指定管理者が再委託を実施せざるを得ない場合には、指定管理者は県に再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法等を報告したうえで、県が当該委託業務を適切に遂行できると判断し、承諾した場合のみ許されると考えられる。実際にも、その旨は基本協定第 22 条に記載されているところである。また、当該再委託の承認手続は、県が原則禁止とされている再委託を承諾したことを客観的に示すため、書面にて実施する必要がある。

しかしながら、指定管理者から報告されている収支明細書には、委託費の支出が記載されているにもかかわらず、再委託の内容については、県に報告されていなかった。

県は、指定管理者に対し、再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法等を報告するよう指導すべきである。

⑧ 結論 (iv) 【E-13(指摘)】

県による指定管理者のモニタリング結果を適切に指定管理者報告書類に記載すべきである。

⑨ 理由 (iv)

県は、指定管理者による管理業務の状況について、各種報告書の確認や、実地調査を行うとともに、指定管理者との意見交換を定期的を実施することで、協定や事業計画書に基づく管理業務の適正な実施を検証する責任を有しており、実際に、「滋賀県指定管理者モニタリングマニュアル（平成28年9月）」には、指定管理者報告様式が定められている。当該指定管理者報告は、指定管理者が以下の項目を記載し、毎月または年度末に各施設所管課が遵守事項等に達している場合は、「了」と記載し、そうでない場合は、指示事項を記載することとなっている。

（県指定管理者モニタリングマニュアル）

①安全の確保
②法令等の遵守
③公平利用の確保
④適切な業務の遂行
⑤利用の拡大、サービスの向上その他の管理業務の効果の向上を図る取組
⑥適切な維持管理の実施
⑦経費の縮減等の取組
⑧管理の業務を適切に実施するための体制等
⑨その他

しかしながら、当該指定管理者報告の所管課記載欄が白紙となっており、上記の項目について県が指定管理者による管理業務を適切に検証しているか否かを確認することができなかった。

県が指定管理者による管理業務を適切に検証したことを事後的にも確認することができるよう、当該指定管理者報告が導入された趣旨を鑑み、適切に運用すべきである。

(5) 登録販売者試験業務委託について

① 概要

担当部局	健康医療福祉部 業務感染症対策課		
委託契約名称	登録販売者試験業務委託		
委託契約の概要	願書入力および採点		
契約形態	随意契約		
委託先名称	京都電子計算（株）		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	285,205 円	277,516 円

② 結論 (i) 【E-14(意見)】

随意契約理由を実態に沿ったものとすべきである。

③ 理由 (i)

本業務は登録販売者試験の受験願書および試験解答用紙（マークシート）にデータ入力を行い、入力データを滋賀県衛生関係施設管理システムに連携させる業務であり、委託金額が 100 万円以下であることおよび以下の理由で京都電子計算（株）と 1 者見積もりのうえ、随意契約を締結している。

(随意契約理由)

<ul style="list-style-type: none"><li>・委託する事業は、既に導入している「滋賀県衛生関係施設管理システム」に対応する入力作業および同システムで活用するデータ作成用務であり、同システムを構築した者に委託することが適当である。</li><li>・「滋賀県衛生関係施設管理システム」のデータベース作成用務であり、本委託業務は同システムの構築等を熟知したものしか行うことができない。</li></ul>
--

随意契約理由の詳細について担当者へヒアリングしたところ、同システムを利用しデータ入力を行える会社は他にも存在しているが、京都電子計算（株）は同システムを構築したものであり、著作権を県と共有していることから、入力データをシステムに連動させる業務は同社にしかできない旨の回答があった。

同社と随意契約を行っている一番の要因は、滋賀県衛生関係施設管理システムの著作権を県と共有していることであるにもかかわらず、その旨の記載が随意契約事前チェックリストに反映されていない。

したがって、随意契約理由を実態に沿ったものとすべきである。

④ 結論 (ii) 【E-15(意見)】

実績検証を適切に実施すべきである。

⑤ 理由 (ii)

本業務にかかる委託料は、登録販売者試験受験願書 1 枚当たり 86.4 円および解答用紙 1 枚当たり 43.2 円にそれぞれ入力枚数を乗じて得た金額に、諸経費 172,800 円を加えた金額として定められている。

ここで、受託者からの見積書の内訳は以下のとおりとなっている。

品名	数量	単価	金額
受験願書入力作業 (1 枚当たり単価)	627	86.4 円	54,172 円
解答用紙読み取り作業 (1 枚当たり単価)	1,254	43.2 円	54,172 円
諸経費	1	172,800 円	172,800 円
合計			281,144 円

契約金額の妥当性の検証方法を担当者にヒアリングしたところ、実績作業枚数については把握しているものの、諸経費の内訳の把握や単価の検証は実施していない旨の回答があった。

1 者見積の随意契約で競争性が働いていない以上、実績検証は契約金額の妥当性の検証や翌年度以降の適切な積算の観点から重要である。

したがって、実績検証を適切に検証すべきである。

## F. 商工観光労働部

本監査において、商工観光労働部で抽出された委託契約は以下のとおりである。

No.	委託契約名称	契約形態	委託金額（円）
1	「ココクール マザーレイク・セレクション」 ウェブサイト保守運用等業務委託	随意契約（1者見積）	700,000
2	ベトナム経済交流調整業務委託	随意契約（1者見積）	1,063,000
3	中小企業制度金融事務委託	随意契約（1者見積）	1,203,000
4	草津 SOHO ビジネスオフィス管理運營業務委託	指定管理者制度	4,418,000
5	陶芸の森指定管理者管理料	指定管理者制度	171,830,000
6	若年求職者技能習得支援事業	随意契約（1者見積）	152,351,320
7	滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクト管理運營業務委託	随意契約（1者見積）	29,320,977
8	コラボしが労働福祉セミナー室等管理運營業務委託	随意契約（1者見積）	184,800
9	みんなで取り組む！中小企業働き方改革推進事業 広報・啓発番組制作・放送業務委託	随意契約（1者見積）	20,520,000
10	職場適応訓練委託	随意契約（1者見積）	274,284
11	女性の多様な働き方普及事業	随意契約（1者見積）	2,397,600
12	ミシガン州立大学連合日本センター管理運營業務委託	随意契約（1者見積）	46,002,454
13	旅券作成交付業務委託	一般競争入札（その他）	17,107,200
14	小型船安全対策事業委託	随意契約（1者見積）	680,000
15	定住外国人の子供の就学促進事業委託	随意契約（1者見積）	4,020,455
16	「ちゃばら」滋賀県コーナー運營業務委託	随意契約（1者見積）	2,127,168

(1) ベトナム経済交流調整業務委託について

① 概要

担当部局	商工観光労働部 商工政策課		
委託契約名称	ベトナム経済交流調整業務委託		
委託契約の概要	ベトナム・ホーチミン市との経済交流の調整		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(株) 産業タイムズ社		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	2,484,000 円	997,040 円	1,063,000 円

② 結論【F-1(意見)】

競争性が確保できる契約形態への移行を検討すべきである。

③ 理由

本業務はベトナム・ホーチミン市との経済交流の調整を行う業務であり、具体的には、ホーチミン市代表団の県への受入支援、県内中小企業のホーチミン市における展示会等参加支援、ホーチミン市産業調査等を行うものである。

県とベトナム・ホーチミン市の関係は、平成 26 年度の同市との覚書締結により始まっている。これらの事前準備やフォローアップを実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により(株)産業タイムズ社と契約を締結しており、平成 27 年度以降も、県は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と随意契約を締結している。

随意契約理由として県は以下の根拠を挙げており、随意契約理由と同じ理由により代替性がないとして他社からの見積書を入手していない。

(随意契約理由)

(1) 覚書締結時の経過を知悉していること

当該業務は、平成 26 年度に締結した覚書に基づき実施することから、その経過を知悉していることが必要であり、受託事業者に業務を委託することにより一貫性・継続性を担保することができる。

(2) ホーチミン市人民委員会等現地関係機関とのネットワークを有していること

当業務では、社会主義国家特有の人的ネットワークを駆使した調整が必要であるが、受託事業者はホーチミン市人民委員会等現地関係機関との豊富なネットワークを有している。

(3) 県内経済を知悉し、県内企業とのネットワークを有していること



ホーチミン市との経済交流にあたっては、県内経済を知悉し、県内企業とのネットワークを有している必要があるが、受託事業者は、複数の業界紙を発行するほか、本県のお他部署（例：企業誘致推進室、食のブランド推進課）の業務を受託しており、本県経済に関する独自の情報源および県内企業とのネットワークを有している。

以上の3点全てを満たす企業は、受託事業者しかない。

たしかに上記の随意契約理由のとおり、覚書締結時の経過を知悉しているという点では一定の特殊性は認められ、本業務には専門性、企画力、ネットワークなど総合的な業務遂行能力が必要とされるが、「他に代替しうる者がいない」とまでは言えないと考えられる。

したがって、上記の随意契約理由は要件に該当するとは考えられず、公募型プロポーザルのような競争性が確保できる契約形態への移行を検討すべきである。

(2) 草津 SOHO ビジネスオフィス管理運営業務委託について

① 概要

担当部局	商工観光労働部 中小企業支援課		
委託契約名称	草津 SOHO ビジネスオフィス管理運営業務委託		
委託契約の概要	草津 SOHO ビジネスオフィスの管理運営		
契約形態	指定管理者制度		
委託先名称	(公財) 滋賀県産業支援プラザ		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	4,418,000 円	4,418,000 円	4,418,000 円

② 結論 (i) 【F-2(指摘)】

県による指定管理者のモニタリング結果を適切に指定管理者報告書類に記載すべきである。

③ 理由 (i)

草津 SOHO ビジネスオフィスは、起業して間もない SOHO 事業者の活動拠点として滋賀県が設置したビジネス・インキュベーション施設であり、その管理業務として、指定管理者選定委員会により、(公財) 滋賀県産業支援プラザが選定されている(指定期間：平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)。具体的な業務は、①スモールオフィス・ホームオフィスによる事業のための施設の提供に関する業務②ビジネスオフィスの施設(設備および備品を含む。)の維持管理に関する業務③ビジネスオフィス入居者の支援等に関する業務④その他ビジネスオフィスの設置の目的を達成するために必要な業務である。

県は、指定管理者による管理業務の状況について、各種報告書の確認や、実地調査を行うとともに、指定管理者との意見交換を定期的を実施することで、協定や事業計画書に基づく管理業務の適正な実施を検証する責任を有しており、実際に、「滋賀県指定管理者モニタリングマニュアル(平成 28 年 9 月)」には、指定管理者報告様式が定められている。当該指定管理者報告は、指定管理者が以下の項目を記載し、毎月または年度末に各施設所管課が遵守事項等に達している場合は、「了」と記載し、そうでない場合は、指示事項を記載することとなっている。

(県指定管理者モニタリングマニュアル)

①安全の確保
②法令等の遵守
③公平利用の確保
④適切な業務の遂行

⑤利用の拡大、サービスの向上その他の管理業務の効果の向上を図る取組
⑥適切な維持管理の実施
⑦経費の縮減等の取組
⑧管理の業務を適切に実施するための体制等
⑨その他

しかしながら、当該指定管理者報告の所管課記載欄が白紙となっており、上記の項目について県が指定管理者による管理業務を適切に検証しているか否かを確認することができなかった。

県が指定管理者による管理業務を適切に検証したことを事後的にも確認することができるよう、当該指定管理者報告が導入された趣旨を鑑み、適切に運用すべきである。

#### ④ 結論 (ii) 【F-3(意見)】

県は指定管理者に対し、再委託先も含めた履行体制について報告するよう指導すべきである。

#### ⑤ 理由 (ii)

委託契約は、県と受託者との信頼関係を基礎にして締結されていることおよび受託者に限って職務上の秘密に関わる情報や個人情報を提供していること等を前提として締結されている。したがって、県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託については、原則として禁止される。しかしながら、指定管理者が再委託を実施せざるを得ない場合には、指定管理者は県に再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法等を報告したうえで、県が当該委託業務を適切に遂行できると判断し、承諾した場合のみ許されると考えられる。実際にも、その旨は滋賀県立草津 SOHO ビジネスオフィスの管理運営に関する協定（基本協定）第 22 条に記載されているところである。また、当該再委託の承認手続は、県が原則禁止とされている再委託を承諾したことを客観的に示すため、書面にて実施する必要がある。

しかしながら、事業計画書には、以下のように記載されているものの、再委託先名は実績報告の段階においても県に報告されていなかった。

(事業計画書)

清掃業務 (予定金額 192 千円 委託先選定方法: 複数見積徴取の上、随意契約)
SOHO ホームページ管理 (予定金額 124 千円 委託先選定方法: 随意契約)
空調清掃業務 (予定金額 300 千円 委託先選定方法: 複数見積徴取、随意契約)

県は指定管理者に対し、再委託先も含めた履行体制について報告するよう指導すべきである。

⑥ 結論 (iii) 【F-4(意見)】

県は、指定管理者に対し、事業計画書に記載されている目標に対する詳細な実績報告を行うよう指導すべきである。

⑦ 理由 (iii)

県による指定管理者からの実績報告書の確認は、指定管理者が事業計画書や県との協定に沿って管理業務を実施していることを検証するため、非常に重要な手続である。実際にも、滋賀県立草津 SOHO ビジネスオフィスの管理運営に関する協定（基本協定）第 21 条には、受託者は事業報告書の提出をしなければならず、県は必要があると認めるときは、事業報告書の内容またはこれに関連する事項について、受託者に対して説明を求め、実地調査をすることができると定められている。

しかしながら、指定管理者から提出された事業計画書の中には、以下のように記載されていたが、実績報告書には当該内容について詳細に触れられていなかった。

(事業計画書)

入居者事業拡大目標	退去時点で入居者の半数以上を売上増または事業分野拡大とします。そのうえで、入居者が事業継続に確固たる自信を持てるように一定の事業基盤の確保とその構築に努めます。インキュベーション・マネージャーと入居者との話し合いにより、各入居者に数値目標を設定するよう促し、1年ごとに目標の達成度合について入居者ととも事業の見直しを行います。入居事業者を取り巻く課題を踏まえて的確な支援を行います。
-----------	---

県は、入居者事業拡大目標の実績について、月例報告や入居後 1 年後の入居者報告会において把握をしているとのことであるが、当初の事業計画書に記載された目標について、1 年間の実績を取りまとめたものを報告するよう指導すべきである。

⑧ 結論 (iv) 【F-5(意見)】

県による実地調査により、管理料実績の正確性や網羅性を検証すべきである。

⑨ 理由 (iv)

上記に記載したとおり、当該施設の管理業務は、指定管理者により実施され、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間の①（県が算出した）管理

料参考額および②実際の契約金額（管理料総額）は以下のとおりである。

①管理料参考額	②実際の契約金額	②/①
23,170,000 円	23,170,000 円	100%

ここで、管理料参考額は、過去の管理料実績をもとに算定されており、管理料参考額と実際の契約金額が一致している現状では、過去の管理料実績の検証は、管理料の妥当性を検証する際、特に重要である。

実際にも、基本協定第 19 条には、県は必要があると認める場合には、その内容について、指定管理者に説明を求め、または、出納簿や支出証拠書類簿、その他県が必要と認めるものについて実地に調査することができると定められており、県指定管理者モニタリングマニュアルおよび実地調査（定例）チェックリストには、以下のとおり記載されている。

（県指定管理者モニタリングマニュアルより抜粋）

<p>○支出の内容（例：指定管理業務に係る支出の費目別の月額等）</p> <p>支出が、事業計画や収支計画と整合しているかどうか、管理業務に必要なものが含まれていないかどうかのモニタリングを行う。</p> <p>○収入の内容（例：利用料金収入額等）</p> <p>収入が、事業計画や収支計画と整合しているかどうか、管理業務に由来する収入は全て計上されているかどうかのモニタリングを行う。</p> <p>○経理等の状況（例：指定管理者の他の経理との区分の状況等）</p> <p>会計処理の適正化を図るため、協定において規定するとおり、指定管理者には区分経理を求めており、指定管理者が、管理業務の経理を指定管理者の他の経理と区別しているかどうか、独立した口座で管理しているかどうかについて、モニタリングを行う。また、出納簿は支出証拠書類と整合しているかどうかのモニタリングを行う。</p>
--

（実地調査（定例）チェックリストより抜粋）

<p>○経費の縮減等の取組</p> <p>支出内容（間接費を含む）は適正なものとなっているか、管理業務に必要なものが含まれていないか（報告書と帳簿、帳簿と伝票との抽出突合）</p> <p>○管理業務を適切に実施するための体制等</p> <p>出納簿は、支出の証拠書類と整合しているか（証拠書類の抽出突合等により確認）</p>
--

平成 28 年度においても以下のように管理料の基礎となる予算額と実績額に差がみられるため、県は、その理由を実際の証拠書類等をもとに検証することが重要である。

科目	①平成 28 年度予算額 (円)	②実績額 (円)	差額 (①—②)
利用料	8,234,000	6,684,787	1,549,213
管理料	4,418,000	4,418,000	0
雑収入	0	131,715	▲131,715
<b>収入計</b>	<b>12,652,000</b>	<b>11,234,502</b>	<b>1,417,498</b>
人件費	7,977,117	8,231,901	▲254,784
謝金	140,000	121,000	19,000
旅費	286,700	79,080	207,620
事務費	2,738,116	2,151,475	586,641
賃借料	110,040	131,779	▲21,739
委託料	627,416	304,860	322,556
公租公課	100,000	510	99,490
消費税	638,169	584,099	54,070
保険料	35,000	31,560	3,440
<b>支出計</b>	<b>12,652,558</b>	<b>11,636,264</b>	<b>1,016,294</b>

しかしながら、指定管理者が報告した収支報告書の収入や支出の正確性や網羅性について、県による証拠書類との突合等は実施されていなかった。

管理料実績は翌年度以降の管理料参考額の基礎となるため、指定管理者からの報告だけではなく、県としても、実地調査による管理料実績の正確性や網羅性を検証すべきである。

### (3) 陶芸の森指定管理者管理料について

#### ① 概要

担当部局	商工観光労働部 モノづくり振興課		
委託契約名称	陶芸の森指定管理者管理料		
委託契約の概要	県立陶芸の森の管理運営		
契約形態	指定管理者制度		
委託先名称	(公財) 滋賀県陶芸の森		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	171,052,000 円	171,052,000 円	171,830,000 円

#### ② 結論 (i) 【F-6(意見)】

指定管理者の選定を公募により実施することを検討すべきである。

#### ③ 理由 (i)

滋賀県立陶芸の森は、やきものを素材に創造・研修・展示等多様な機能を持つ公園として、平成 2 年 6 月に竣工、開設され、当該業務は、①陶芸作品、陶芸に関する資料等の収集および保管②陶芸作品等の展示③陶芸作品の創作に関する研修の実施④陶芸文化に関する調査研究および普及活動⑤陶芸の森の施設および設備の維持管理⑥その他陶芸の森の設置の目的を達成するために必要な業務から構成されている。なお、陶芸の森の設置目的として、県の陶器産業の振興が挙げられているところである。指定管理者は、外部識者を中心として指定管理者選定委員により選定されているが、募集方法は非公募となっている。(指定期間：平成 28 年 4 月～平成 33 年 3 月 (5 年間))

ここで、担当者に非公募の理由を確認したところ、「開設以来 20 年間にわたる陶芸の森の管理運営を通じて培われたノウハウやネットワークといった全てが(公財) 滋賀県陶芸の森に蓄積されており、館長をはじめ、経験豊かな学芸員や指導員といった専門職員を擁する(公財) 滋賀県陶芸の森に引き続き県立陶芸の森の管理運営を行っていただくことが最適であり、他の団体では適正な管理運営を行うことができないと認められるため、指定管理者制度ガイドラインの特定の団体以外では施設の設置目的の達成や適正な運営の確保ができないことが明らかな場合に該当するため、非公募としている。」とのことである。

しかしながら、公募を原則とする指定管理者制度において、非公募による指定管理者制度は例外であり、その採用にあたっては、より強い説明責任が求められている。実際にも、上記の理由は、審査基準に反映したうえで、指定管理者を決定すれば足りると考えられ、指定管理者制度が原則公募としている趣旨を鑑み、門戸をせばめ、競争性を阻害すべきではない。実際にも他の都道府県については、募集方法

を公募としているところも見られる。

したがって、今後は、指定管理者の選定を公募により実施することを検討すべきである。

④ 結論 (ii) 【F-7(意見)】

県が指定管理者に対し、再委託先も含めた履行体制や再委託先の選定方法について報告するよう指導すべきである。

⑤ 理由 (ii)

委託契約は、県と指定管理者の信頼関係を基礎にして締結されていることおよび指定管理者に限って職務上の秘密に関わる情報や個人情報を提供していることなどを前提として締結されている。したがって、県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託については、原則として禁止される。しかしながら、受託者が再委託を実施せざるを得ない場合には、指定管理者は県に再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法等を報告したうえで、県が当該委託業務を適切に遂行できると判断し、承諾した場合のみ許され则认为される。実際にも、その旨は基本協定第 23 条に記載されているところである。また、当該再委託の承認手続は、県が原則禁止とされている再委託を承諾したことを客観的に示すため、書面にて実施する必要がある。

しかしながら、事業計画書には、以下の項目について再委託がなされる旨および予算金額が記載されているが、再委託先名や再委託先の選定方法は実績報告の段階においても県に報告されていなかった。

(事業計画書)

再委託業務	委託 (予算) 額 (円)
展示会開催関係	5,568,000
陶芸館監視警備業務委託	11,142,000
連携授業作品焼成	4,410,000
清掃管理委託	4,741,000
設備総合管理費	10,303,000
施設警備費	7,100,000
植栽管理費・草刈	4,400,000
その他 400 万円未満の再委託業務 ※	13,537,200
合計額	61,201,000

※実際の事業計画書には、業務名と委託額 (予算) が記載されているが、当報告書上は省略している。



県は指定管理者に対し、再委託先も含めた履行体制や再委託先の選定方法について報告するよう指導すべきである。

⑥ 結論 (iii) 【F-8(意見)】

事業報告書の日付について、実際に指定管理者が提出した日付とすべきである。

⑦ 理由 (iii)

基本協定第 22 条には、受託者は、毎年度終了後 30 日以内に事業報告書を県に提出しなければならないとされており、事業報告書の提出日は平成 29 年 4 月 30 日となっている。しかしながら、指定管理者からの事業報告書には、監事の監査報告書（平成 29 年 5 月 16 日付）が入っており、事業報告書提出日と整合していない。

担当者によると、その部分のみ後日追加提出を受けたとのことであるが、事後的にその事実を検証することは出来なかった。県が、適時・適切に管理業務が指定管理者によって適切に実施されていることを検証したことを事後的にも確認できるようにするため、事業報告書の日付を実際に提出した日付とするよう受託者に指導すべきである。

(4) 若年求職者技能習得支援事業について

① 概要

担当部局	商工観光労働部 労働雇用政策課		
委託契約名称	若年求職者技能習得支援事業		
委託契約の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業経験の少ない若年求職者に対する人材育成研修の実施</li> <li>・若年求職者と県内企業とのマッチングの促進</li> </ul>		
契約形態	随意契約		
委託先名称	オムロンパーソネル (株)		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	134,727,371 円	152,351,320 円

② 結論【F-9(意見)】

競争性の働く契約形態を検討すべきである。

③ 理由

本事業は、国の採択事業である「戦略産業雇用創造プロジェクト」の1事業として、製造業のうち「高度モノづくり・環境」分野および「食料品」分野の指定業種を対象として、平成27年度から平成29年度までの3年間の計画で取り組むものである。

委託先については、平成27年度はプロポーザル方式によりオムロンパーソネル(株)が選定されており、平成28年度は同社と1者見積りのうえ、随意契約を締結している。

随意契約を締結している理由は要約すると以下のとおりであるが、法で定める随意契約が認められる場合に該当しないと考えられる。

随意契約理由		随意契約が認められる場合に該当しない理由
①	27年度は初年度であるから準備期間を設け、1回の人材育成プログラムを実施。28年度は3回行う予定であり、準備期間を短縮しなければならない。この点、オムロンパーソネル(株)であれば前年度のノウハウを生かして早急に対応できる。	前年度のノウハウは認められるものの、他の業者では対応できないとは言い切れない。
②	業種が限定されているため、その方面への継続的なノウハウの蓄積・ネットワークの構築が必要である。	業種は限定されているものの、内容は一般的な産業が多く、前年度の委託先しか対応できないとは

随意契約理由		随意契約が認められる場合に 該当しない理由
		言い切れない。
③	オムロンパーソネル（株）は 27 年度の業務を誠実に履行し、33 人の若年求職者を就職に結びつけている（平成 28 年 3 月 1 日時点）。	業務の確実な履行は、他の業者では達成できないとは言い切れない。

また、平成 27 年度に公募提案により業者を決定した際には、オムロンパーソネル（株）と競った事業者があり、当該事業者も他の類似事業の経験がある。

したがって、当該委託契約は契約金額も大きく、プロポーザル方式等による競争性の働く契約形態を検討すべきである。

(5) コラボしが労働福祉セミナー室等管理運営委託について

① 概要

担当部局	商工観光労働部 労働雇用政策課		
委託契約名称	コラボしが労働福祉セミナー室等管理運営委託		
委託契約の概要	コラボしが労働福祉セミナー室等管理運営委託		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(一社) 滋賀県労働者福祉協議会		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	184,800 円	184,800 円	184,800 円

② 結論【F-10(指摘)】

複数の見積書を入手すべきである。

③ 理由

本業務は労働福祉セミナー室および展示コーナーの管理業務であり、(一社) 滋賀県労働者福祉協議会と 1 者見積のうえ、随意契約を締結している。随意契約理由として、コラボしが 21 内にある労働福祉セミナー室等に対して日常的な管理体制が必要であることから同フロアに入居していることが必要であり、同フロアに所在する他の団体は火・水曜日が定休日であることから同法人にしか管理できないことを挙げ、その特殊性から他社からの見積書を徴取していない。

業務自体はフロアの管理業務であり、委託先にしか実施できない業務ではなく、複数の見積書を入手することは十分に可能である。したがって、契約金額の妥当性を検証する意味でも、複数の見積書を入手すべきである。

(6) みんなで取り組む！中小企業働き方改革推進事業 広報・啓発番組制作・放送業務委託について

① 概要

担当部局	商工観光労働部 労働雇用政策課		
委託契約名称	みんなで取り組む！中小企業働き方改革推進事業 広報・啓発番組制作・放送業務委託		
委託契約の概要	番組制作・放送業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	びわ湖放送（株）		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	20,520,000 円

② 結論（i）【F-11(意見)】

電波料、制作料の金額の水準を県自ら検証すべきである。

③ 理由（i）

本業務は県内中小企業の働き方改革を推し進めるために、びわ湖放送（株）に広報・啓発番組の制作および放送を委託する業務であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と随意契約を締結している。

本業務では、県の予定価格・委託先会社の見積書価格・契約金額が同額となっていた。このため、契約金額の妥当性の検証状況を担当者にヒアリングしたところ、同種事業を実施した庁内他部局から情報収集を行い、その内容を基に積算している旨の回答があった。

なお、県の委託料積算根拠は以下のとおりである。

項目	単価（円）	数量	金額（円）
電波料	90,000	100 回	9,000,000
制作費			
構成・台本作成	20,000	50 回	1,000,000
ディレクター費	50,000	50 回	5,000,000
撮影編集費	50,000	50 回	2,500,000
ナレーター費	10,000	50 回	500,000
編集一式	20,000	50 回	1,000,000
計			19,000,000
消費税			1,520,000

項目	単価 (円)	数量	金額 (円)
合計			20,520,000

電波料および制作料については、放送の時間帯や放送時間、制作内容等によって異なり、金額の妥当性について検証が難しいことは事実である。また、他部局から情報収集を行っているとのことであるが、それらに加え、県自ら、できる限り、他の都道府県の情報収集等を行い、その比較を実施することによって、県自ら電波料、制作料の金額の水準を検証すべきである。

④ 結論 (ii) 【F-12(意見)】

委託の効果を検証すべきである。

⑤ 理由 (ii)

当該委託業務は、県内中小企業の働き方改革を推し進めるために、広報・啓発目的で実施されている。

したがって、事業目的に沿った効果を上げているか否かを検証し、その結果を踏まえ、効果的な事業実施方法を継続的に検討していくことが必要である。

有効な効果指標を設定し、その検証を行い、受託者と連携しながら、同様の事業実施方法を改善していくといった継続的な仕組みを構築すべきである。

(7) ミシガン州立大学連合日本センター管理運営委託について

① 概要

担当部局	商工観光労働部 観光交流局		
委託契約名称	ミシガン州立大学連合日本センター管理運営委託		
委託契約の概要	ミシガン州立大学連合日本センターの運営推進、施設の維持管理		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(公財) 滋賀県国際協会		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	45,331,875 円	40,784,805 円	46,002,454 円

② 結論 (i) 【F-13(意見)】

競争性が確保できる契約形態への移行を検討すべきである。

③ 理由 (i)

当該業務は、県とミシガン州との歴史、文化等の相互理解の促進を図り、県における国際交流の拠点づくりを推進することを目的としており、ミシガン州立大学連合日本センター運営推進業務、施設等の維持管理等を委託している。

県では、以下の理由で (公財) 滋賀県国際協会と 1 者見積りのうえ、随意契約を締結している。

(随意契約理由)

・ 県とミシガン州立大学連合、ミシガン州政府が共同運営する当センターの運営には、高い語学力や施設管理のノウハウだけでなく、ミシガン側との連絡調整・折衝が要求される。このことから、センター設立時からの経緯を知悉し、またミシガン側との人的つながりを有する団体でなければ、この作業を遂行することができない。

・ 委託先である (公財) 滋賀県国際協会は、本県の出資により設立された公共的団体であり、県内の国際交流における中核的団体として機能している。ミシガン州立大学連合日本センターの管理運営業務についても、センター設立以来、業務委託を請け負い、これを誠実に履行してきたほか、共同事業者であるミシガン州立大学連合からの強い信頼を得ている。上記条件を満たす団体は (公財) 滋賀県国際協会しか存在しない。

ここで、以下の委託料積算からわかるとおり、実質的な業務は当該施設の維持管理が中心の業務となっており、長寿命化対策を含めると委託料のうち、約 8 割を占めている。

(積算書)

項目	積算額 (円)	実績額 (円)
職員費 (職員 2 人分)	4,782,296	4,537,173
センター施設維持管理費	32,022,000	31,204,981
プログラム運営協力費	750,000	366,644
プログラム広報費 (県民向けプログラム広報等)	1,259,000	1,081,479
地域交流促進	221,000	175,002
職員活動費	854,000	770,302
その他経費	297,000	618,741
長寿命化対策費	12,000,000	6,196,932
消費税および地方消費税	939,327	1,051,200
合計	53,124,623	46,002,454
積算額	53,124,000	-

たしかに、ミシガン州立大学連合日本センター運営推進業務というソフト事業部分があり、実際の業務においては金額面に反映されない業務もある。

しかしながら、施設の管理運営も大きな部分を占め、長年随意契約により競争性が働いていない状況においては、学生達が安心して生活できる環境を担保する必要があるものの、より競争性が確保できる契約形態への移行を検討すべきである。

④ 結論 (ii) 【F-14(意見)】

県は、受託者に詳細な事業計画書の提出をもとめ、モニタリングを実施すべきである。

⑤ 理由 (ii)

受託者から県へ報告される実績報告書には、以下の項目について実績数値が記載されているが、詳細な事業計画書は存在しなかった。

英語プログラムの企画推進	JCMU 留学生と県民との交流の推進
公開講座の開催	広報啓発
週末ホームステイの実施	防火・防災対策
親子ハイキングの実施	

詳細な事業計画書がなければ、実績報告書に記載されている数値のモニタリングおよび計画との乖離の分析を行うことができず、次年度以降の取組に反映すること



ができない。したがって、県は、受託者に詳細な事業計画書の提出をもとめ、モニタリングを実施すべきである。

⑥ 結論 (iii) 【F-15(意見)】

県が受託者に対し、再委託先も含めた履行体制や再委託先の選定方法について報告するよう指導すべきである。

⑦ 理由 (iii)

委託契約は、県と受託者との信頼関係を基礎にして締結されていることおよび受託者に限って職務上の秘密に関わる情報や個人情報を提供していることなどを前提として締結されている。したがって、県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託については、原則として禁止される。しかしながら、受託者が再委託を実施せざるを得ない場合には、受託者は県に再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法等を報告したうえで、県が当該委託業務を適切に遂行できると判断し、承諾した場合のみ許されと考えられる。実際にも、その旨は委託契約書第10条に記載されているところである。また、当該再委託の承認手続は、県が原則禁止とされている再委託を承諾したことを客観的に示すため、書面にて実施する必要がある。

しかしながら、管理運営事業実施要領には、以下の項目について再委託がなされる旨が記載されており、実績報告書で再委託の実績金額が報告されているが、再委託先名や再委託先の選定方法は実績報告の段階においても県に報告されていなかった。

(再委託先)

再委託項目	実績金額 (円)
電気関係設備管理業務	299,376
清掃業務	1,647,475
警備業務	466,560
庭園・外構管理業務	2,158,920
施設設備管理業務	2,592,000
合計	7,164,331

県が受託者に対し、再委託先も含めた履行体制や再委託先の選定方法について報告するよう指導すべきである。

⑧ 結論 (iv) 【F-16(意見)】

事業報告書の日付について、実際に受託者が提出した日付とすべきである。

⑨ 理由 (iv)

委託契約書第6条には、受託者は、業務を完了したときは、速やかに実績報告書を県に提出しなければならないとされており、実績報告書の提出日は平成29年3月31日となっている。しかしながら、受託者からの実績報告書には、1年間の委託料経費の実績が記載されており、報告書作成の時間も考慮すると、当該日付で提出されたとは考えられない。この点について、担当者に確認したところ、従来より、実際に提出した日付ではなく、3月31日で日付を記入する運用としているとのことであり、実際の提出日は不明とのことであった。

県が、適時・適切に委託業務が受託者によって適切に実施されていることを検証したことを事後的にも確認できるようにするため、実績報告書の日付を実際に提出した日付とするよう受託者に指導すべきである。

⑩ 結論 (v) 【F-17(意見)】

県は、実地調査によって、委託料実績を検証したうえで、積算を実施すべきである。

⑪ 理由 (v)

当該委託業務は、委託契約書第7条によれば、実績精算となっており、県として受託者の支出金額を検証することが強く求められる。また、長年の間、随意契約で行われており、競争性が働いていない以上、翌年度の委託金額の妥当性を検証する観点からも、過去の支出金額を検証することは重要である。

実際にも、委託契約書第9条には、県は受託者に対し、必要な調査をすることができる」と記載されている。

しかしながら、県は、受託者から報告された実績金額の詳細な検証を実施していなかった。

県は、証拠書類との突合等の実地調査によって、委託料実績を適切に検証したうえで、精算を行うべきである。

(8) 小型船安全対策事業委託について

① 概要

担当部局	商工観光労働部 観光交流局		
委託契約名称	小型船安全対策事業委託		
委託契約の概要	湖上レジャーの安全確保のための指導・啓発		
契約形態	随意契約		
委託先名称	滋賀県小型船協会		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	680,000 円	680,000 円	680,000 円

② 結論【F-18(意見)】

実績検証を適切に実施すべきである。

③ 理由

本業務は湖上レジャーの安全確保のために湖上レジャー客に対し、陸上および湖上から啓発活動を行うとともに、小型船を取り扱う各関係者に対して安全に対する指導・啓発を行う業務である。

以下の理由で滋賀県小型船協会と随意契約を締結しており、その特殊性から他社からの見積書を入手していない。

(随意契約理由)

<ul style="list-style-type: none"><li>・本事業は、主に琵琶湖における湖上レジャーの安全と健全な発展を図ることを目的としており、専門的な知識と経験が必要である。</li><li>・滋賀県小型船協会は小型船に関する事務を行う県内で唯一の統括的公共団体である。</li></ul>
--

契約金額の妥当性の検証方法を担当者にヒアリングしたところ、業務の特殊性を勘案すると契約金額は妥当であると考えているものの、具体的な金額の検証や金額の見直しは実施していない旨の回答があった。

3年間金額が固定されており、随意契約で競争性が働いていない以上、実績検証は契約金額の妥当性の検証や次年度以降の同様の業務の適切な積算の観点から重要である。

したがって、実績検証を適切に実施すべきである。

(9) 「ちゃばら」滋賀県コーナー運營業務委託

① 概要

担当部局	商工観光労働部 観光交流局		
委託契約名称	「ちゃばら」滋賀県コーナー運營業務委託		
委託契約の概要	「ちゃばら」滋賀県コーナー運營業務委託		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(株) コンタン		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	4,994,409 円	2,127,168 円

② 結論 (i) 【F-19(意見)】

積算時に想定していなかった支出についてその根拠を明確にすべきである。

③ 理由 (i)

本業務は東京の商業施設「ちゃばら」において滋賀県のコーナーを設置し、商品の販売、プロモーションを実施する業務であり、(株) コンタンと随意契約を締結している。随意契約理由として、「ちゃばら」の商品陳列場所の提供等を(株) コンタンが行っていることから、同社以外に本業務を実施できないことを挙げ、その特殊性から他社からの見積もりを入手していない。

積算時の契約金額の内訳資料と委託先から受領する結果報告書の内訳金額を見ると、旅費の金額が積算時において1,257,792円計上されているのに対し、実績は829,316円と乖離している。また、積算時には計上されていないパッケージデザイン費528,892円が3月に計上されており、旅費の予算未消化分をパッケージデザイン費に用いることで予算消化を行っているように見える。

以下の表は旅費等およびパッケージデザイン費の月別の実績である。

	7月	8月	9月	10月	11月
旅費等	137,600円	106,600円	126,580円	104,760円	-
パッケージデザイン費	-	-	-	-	-
	12月	1月	2月	3月	合計
旅費等	54,574円	124,310円	124,892円	50,000円	829,316円
パッケージデザイン費	-	-	-	528,892円	528,892円

積算時点になかったパッケージデザイン費について担当者にヒアリングしたところ、当初の積算は旅費であったものの、パッケージデザインは業務計画書に記載されている販路開拓支援に関する業務として行われたものであり、委託の趣旨に沿

った妥当な使途であると判断している旨の回答があった。

しかしながら、委託金額の約4分の1が旅費からパッケージデザイン費に使用目的を変更している状況を勘案すると、その使途について慎重に判断する必要がある。また、随意契約で競争性が働いていない以上、特に積算時に想定していなかった支出は、予算消化を防止する観点からもその実施時期も含め必要性を慎重に検討し、根拠を明確にしておくべきである。

④ 結論 (ii) 【F-20(意見)】

実績報告書の日付について、実際に提出した日付とすべきである。

⑤ 理由 (ii)

本業務の契約書第27条において、委託先である(株)コンタンは毎月、業務報告書を作成し、翌月15日までに滋賀県に提出することが定められている。(株)コンタンは毎月業務報告書の提出を行っているが、業務報告書に記載される日付が全て1日となっていた。

委託先からの業務報告の状況を担当者へヒアリングしたところ、毎月15日以内に委託先から業務報告書の提出を受けているものの、実際には1日に報告書の提出は受けていないとのことであった。

県が、適時・適切に委託業務が委託先によって実施されていることを検証したことを事後的にも確認できるようにするため、実績報告書の日付を実際に提出した日付とするよう委託先に指導すべきである。

⑥ 結論 (iii) 【F-21(意見)】

県は、受託者に販売目標の設定を求め、モニタリングを実施すべきである。

⑦ 理由 (iii)

本業務は「ちゃばら」において滋賀県の商品を販売することにより滋賀県のプロモーションを行うことを目的の一つとしている。受託者から県へ報告される業務計画書に具体的な販売目標について記載されていなかった。

本業務の目的は、販路開拓の一環として、トライアンドエラーを通じて広く県の食の魅力をPRすることであり、営利を目的としたものではないとのことであるが、具体的な販売目標を設定することは、業務実績の数値のモニタリングおよび計画との乖離の分析を行い、次年度以降の取組に反映することができることから、より委託の目的を達成するうえで効果的である。したがって、県は、受託者に販売目標の提出をもとめ、モニタリングを実施すべきである。

## G. 農政水産部

本監査において、農政水産部で抽出された委託契約は以下のとおりである。

No.	委託契約名称	契約形態	委託金額（円）
1	優良種子生産対策事業委託	随意契約（1者見積）	230,000
2	滋賀の食材大都市PRイベント（東京）業務委託	随意契約（1者見積）	2,916,000
3	醒井養鱒場管理運営委託	指定管理者制度	22,500,000
4	平成28年度赤野井湾ニゴロブナ・ホンモロコ種苗放流事業委託	随意契約（1者見積）	3,500,000
5	平成28年度水産業の担い手育成事業	随意契約（1者見積）	740,000
6	外来魚駆除フォローアップ事業委託	随意契約（1者見積）	6,515,000
7	外来魚産卵期集中捕獲事業委託	随意契約（1者見積）	4,312,000
8	カワウ銃器捕獲請負業務委託	随意契約（1者見積）	6,942,672
9	定期整備	随意契約（1者見積）	1,468,740
10	平成28年度建設資材等価格調査業務委託	一般競争入札（その他）	5,076,000
11	平成28年度CAD操作研修会業務委託	随意契約（1者見積）	213,840
12	草津用水2期地区基本設計業務	一般競争入札（その他）	48,600,000
13	野洲川下流地区機能保全計画策定その2業務	一般競争入札（その他）	3,240,000
14	野洲川沿岸2期地区計画変更業務	一般競争入札（その他）	3,078,000
15	湖東平野1期地区幹線水路調査設計業務	一般競争入札（その他）	11,169,360
16	日野川地区機能保全計画策定業務	一般競争入札（その他）	15,508,800
17	日野川地区管網用揚水機場整備設計業務	一般競争入札（その他）	3,834,000
18	白鳥川中流2期地区浄化池実施設計業務	一般競争入札（その他）	9,288,000
19	安土地区機能保全計画策定業務	一般競争入札（その他）	12,655,440
20	高月地区機能保全計画策定業務	一般競争入札（その他）	12,204,000
21	不動産鑑定評価業務	随意契約（1者見積）	1,465,560
22	湖北地区機能保全計画策定その9業務	一般競争入札（その他）	17,928,000
23	天の川地区実施設計その2業務	一般競争入札（その他）	9,441,360
24	庁舎清掃業務委託	一般競争入札（その他）	1,539,000
25	種子低温貯蔵庫保守点検業務委託	随意契約（1者見積）	210,600
26	気象観測装置点検作業業務委託	随意契約（1者見積）	353,160
27	環境保全型複合温室自動制御設備点検業務委託	随意契約（1者見積）	108,000
28	機械警備業務委託	随意契約（1者見積）	1,415,880

(1) 醒井養鱒場管理運営委託について

① 概要

担当部局	農政水産部 水産課		
委託契約名称	醒井養鱒場管理運営委託		
委託契約の概要	醒井養鱒場の管理運営		
契約形態	指定管理者制度		
委託先名称	滋賀県漁業協同組合連合会		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	21,000,000 円	21,000,000 円	22,500,000 円

② 結論【G-1(意見)】

事業報告書の日付について、実際に指定管理者が提出した日付とすべきである。

③ 理由

醒井養鱒場は、滋賀県米原市にある日本でもっとも歴史のあるマス類の増養殖施設の一つであり、その管理業務として、指定管理者選定委員会により、滋賀県漁業協同組合連合会が選定されている（指定期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日）。具体的な業務は、①ます類の展示に関する業務②ます類の普及に関する業務③ます類の生産および譲渡に関する業務④養鱒場の施設および設備の維持管理に関する業務⑤その他の養鱒場の設置の目的を達成するために必要な業務である。

ここで、醒井養鱒場の管理運営に関する協定（基本協定）第 21 条には、指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に事業報告書を作成し、県に提出しなければならないと定められており、事業報告書の提出日は平成 29 年 3 月 31 日となっている。しかしながら、指定管理者からの報告書には、3 月 31 日時点までの活動実績や収支実績が記載されており、報告書作成の時間も考慮すると、当該日付で提出されたとは考えられない。この点について、担当者に確認したところ、従来より、実際に提出した日付ではなく、3 月 31 日で日付を記入する運用としているとのことであり、実際の提出日は平成 29 年 4 月 28 日であった。

委託者である県が、基本協定第 21 条に基づき、適時・適切に指定管理者の事業報告書を検証したことを事後的にも検証できるようにするため、事業報告書を実際に提出した日付とすべきである。なお、担当者によると平成 29 年度の事業報告書からは実際に提出した日付で提出するよう指定管理者に指示したとのことである。

(2) 平成 28 年度赤野井湾ニゴロブナ・ホンモロコ種苗放流事業委託について

① 概要

担当部局	農政水産部 水産課		
委託契約名称	平成 28 年度赤野井湾ニゴロブナ・ホンモロコ種苗放流事業委託		
委託契約の概要	赤野井湾へのニゴロブナ・ホンモロコ種苗放流事業委託		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(公財) 滋賀県水産振興協会		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	3,500,000 円	3,500,000 円	3,500,000 円

② 結論【G-2(意見)】

実績検証を適切に実施すべきである。

③ 理由

本業務は赤野井湾内および琵琶湖でのニゴロブナ・ホンモロコの資源造成効果を判定するために標識を施したニゴロブナ・ホンモロコのふ化仔魚(各 200 万尾)を赤野井湾へ通じる水田へ放流し、育成が適切に行われるように農業者へ指導する業務である。下記理由により(公財)滋賀県水産振興協会と随意契約を締結しており、その業務の特殊性から他社からの見積書を入手していない。

(随意契約理由)

・本業務の実施には、遺伝的に多様性に配慮した天然魚由来のニゴロブナやホンモロコの親魚生産および種苗生産に熟練した技術が必要である。効果判定のためには、標識を施す必要があり、標識作業に熟練した技術を要する。さらに、これらの魚種の放流に関しては、効率的に高密度で輸送することが必要なため熟練した技術を要する。また、ホンモロコは温水性魚類の中でも特に病気に弱い魚類であることから迅速かつ適切な防疫対策を実施できる卓越した防疫技術が必要である。

・(公財)滋賀県水産振興協会は、ニゴロブナやホンモロコといった温水性魚類資源の培養を目的として、昭和 58 年に設立された団体であり、これまで、ニゴロブナやホンモロコの種苗生産・放流業務を実施してきた経験がある。

・ニゴロブナ・ホンモロコの性質を熟知し、防疫対策など専門的知識と熟練した技術を有する。

餌代、燃料代、消耗品などの前年の実績を検証しているものの、その検証の記録は残されておらず、実績検証が十分になされているとは判断できなかった。なお、平成 29 年度より契約額の見直しや詳細な実績検証を行っているとのことである。



平成 28 年度時点において、3 年間委託金額が固定されており、随意契約で競争性が働いていない以上、実績検証は契約金額の妥当性の検証や次年度以降の同様の業務の適切な積算の観点から重要である。

したがって、実績検証を適切に実施すべきである。

(3) 平成 28 年度水産業の担い手育成事業について

① 概要

担当部局	農政水産部 水産課		
委託契約名称	平成 28 年度水産業の担い手育成事業		
委託契約の概要	若手水産業従事者の育成		
契約形態	随意契約		
委託先名称	水産後継者連絡協議会		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	740,000 円	740,000 円	740,000 円

② 結論 (i) 【G-3(意見)】

県は、委託の効果を検証すべきである。

③ 理由 (i)

本業務は滋賀県水産業の担い手となる若手の従事者について水産業全体の発展に資するスキルを向上させ、将来にわたり中核的に活躍できる人材の育成を図る目的として、若手の水産業従事者が一般の消費者に向けた滋賀県水産物の紹介パンフレットを作成するとともに、「びわこ水産まつり」等の催事を開催する業務である。

本業務の完了時に委託先である水産後継者連絡協議会より業務の実績報告書を入力しているが、実施した事業内容や支出経費額等について報告を受けているものの、本業務を実施したことによる事業の効果について報告を受けていない。

本業務はパンフレットの作成や催事の開催を通じて、水産業の若手従事者のスキル向上や人材の育成を図ることが目的であるため、本事業を実施したことによる事業の効果が最も重要な情報であると考えられる。

仮に現在の事業内容で十分な効果を得ることができない場合、事業内容の見直しを含めより効果的な方法を検討する必要があるため、県は事業報告において事業の効果を委託先に報告するよう指導し、その検証を実施すべきである。

④ 結論 (ii) 【G-4(意見)】

実績報告において実績の内訳を委託先に提出してもらうように努めたうえで、実績検証を行うべきである

⑤ 理由 (ii)

委託先から業務完了時に、実績報告により支出経費の実績額の報告を受領しているが、内訳が積算時の経費内訳と乖離している。また、実績報告では各費目の単価等の詳細な情報を委託先に提出させておらず、次年度以降の事業費算定の参考とす

ることができない状態である。

(積算書)

費目	項目	数量	金額
旅費	打ち合わせ	1,300円×10回	13,000円
需用費	事務用品費		7,000円
	レシピブック作成	55円×10,000部	550,000円
役務費	会場設営費		150,000円
	郵送料		20,000円
合計			740,000円

(実績報告書)

費目	項目	金額
旅費	役員・会員旅費(延べ58人) 事務局出張旅費(延べ18人)	391,880円
消耗品費	消耗品費(バック・箸・調味料)	111,622円
印刷製本費	お魚レシピブック	201,600円
役務費	法被クリーニング	10,020円
	会場借上料・郵送料等	24,878円
合計		740,000円

随意契約で競争性が働いていない以上、積算と実績を分析し、次回以降の積算に活用することは重要である。

したがって、実績報告において実績の内訳を委託先に提出してもらうように努めたうえで、実績検証を行うべきである。

(4) 外来魚駆除フォローアップ事業委託について

① 概要

担当部局	農政水産部 水産課		
委託契約名称	外来魚駆除フォローアップ事業委託		
委託契約の概要	琵琶湖における外来魚駆除業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	滋賀県漁業協同組合連合会		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	6,515,000 円

② 結論【G-5(意見)】

実績報告において実績の内訳を委託先に提出してもらうように努めたうえで、実績検証を行うべきである。

③ 理由

本業務は琵琶湖において滋賀県が指定する各種漁法や実施時期に基づいて外来魚駆除を行う業務である。以下の理由により滋賀県漁業協同組合連合会と随意契約を締結しており、その特殊性から他社からの見積書を入手していない。

(随意契約理由)

- ・滋賀県漁業協同組合連合会は、滋賀県内の沿湖漁業協同組合の連合会であり、各漁法に精通した漁業者を把握し、県内全域の漁業者を統括している。
- ・外来魚の捕獲を目的とした各種漁法を用いた駆除は、船舶および漁具を必要とし、外来魚の特性を熟知し、捕獲漁具の扱いに熟練している必要がある。

また、契約金額の妥当性の検討のために実績報告書において委託先から費用の実績額の報告を受けているものの、各費目の詳細な情報を委託先に提出させておらず、次年度以降の事業費算定の参考とすることができない状態である。

(実績報告書)

費目	項目	金額
旅費	連絡調整	3,620 円
需用費	事務用品費	6,814 円
役務費	切手・振込手数料ほか	23,816 円
使用料	通行料	1,750 円
	備船料(沖曳、刺網)	5,630,000 円

費目	項目	金額
諸経費	一般管理費(職員人件費他)	849,000 円
合計		6,515,000 円

随意契約で競争性が働いていない以上、積算と実績を分析し、次回以降の積算に活用することは重要である。

したがって、実績報告において実績の内訳を委託先に提出してもらうように努めたうえで、実績検証を行うべきである。

(5) 外来魚産卵期集中捕獲事業委託について

① 概要

担当部局	農政水産部 水産課		
委託契約名称	外来魚産卵期集中捕獲事業委託		
委託契約の概要	電気ショッカーボートによる外来魚の捕獲		
契約形態	随意契約		
委託先名称	滋賀県漁業協同組合連合会		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	7,430,000 円	4,312,000 円

② 結論【G-6(意見)】

実績報告において実績の内訳を委託先に提出してもらうように努めたうえで、実績検証を行うべきである。

③ 理由

本業務は外来魚の産卵期を中心に、琵琶湖および西の湖において電気ショッカーボートを用いた外来魚の駆除を行う業務であり、滋賀県漁業協同組合連合会と随意契約を締結している。随意契約理由として、同組合は県内全域の漁業者を統括していることから、電気ショッカーボートによる駆除時の漁業者への連絡等を含め周辺の安全管理を実施するうえで、同組合が最も効率的に業務を実施できることを挙げ、その特殊性から他社からの見積書を入手していない。

また、契約金額の妥当性の検討のために実績報告書において委託先から費用の実績額の報告を受けているものの、各費目の詳細な情報を委託先に提出させておらず、次年度以降の事業費算定の参考とすることができない状態である。

(実績報告書)

費目	項目	金額
人件費	電気ショッカー作業員	1,503,750 円
旅費	電気ショッカー作業員旅費	120,620 円
	連絡調整	242,420 円
需用費	回収容器	45,144 円
	燃料	132,191 円
	消耗品	348,542 円
	ボート整備費	439,516 円
役務費	通信費	89,043 円
	ショッカー作業保険料	118,878 円

費目	項目	金額
使用料	冷凍庫使用料	114,372 円
	ショッカー補助船傭船料	195,000 円
	リース料	399,024 円
	通行料	1,500 円
諸経費	一般管理費	562,000 円
合計		4,312,000 円

随意契約で競争性が働いていない以上、積算と実績を分析し、次回以降の積算に活用することは重要である。

したがって、実績報告において実績の内訳を委託先に提出してもらうように努めたうえで、実績検証を行うべきである。

(6) カワウ銃器捕獲請負業務委託について

① 概要

担当部局	農政水産部 水産課		
委託契約名称	カワウ銃器捕獲請負業務委託		
委託契約の概要	営巣地におけるカワウの銃器捕獲業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(株) イーグレット・オフィス		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	14,380,000 円	10,645,000 円	6,942,672 円

② 結論【G-7(意見)】

実績報告において実績の内訳を委託先に提出してもらうように努めたうえで、実績検証を行うべきである。

③ 理由

本業務はカワウの異常繁殖による漁業被害を軽減するために銃器によるカワウの捕獲を実施し、個体数の低減を図るための業務であり、(株) イーグレット・オフィスと随意契約を締結している。随意契約理由として、同社は鳥類の生態調査を専門とする日本で数少ない会社であり、カワウの個体数削減に効果的な方法が確立していない中、カワウシャープ・シューティングの手法を開発し平成 20 年から平成 27 年までに滋賀県下のカワウの生息数を効果的に減少させてきた実績を挙げ、県は他に代替しうる者がいないと判断している。

契約金額の妥当性の検討のために実績報告書において委託先から費用の実績額の報告を受けているものの、各費目の詳細な情報を委託先に提出させておらず、次年度以降の事業費算定の参考とすることができない状態である。

随意契約で競争性が働いていない以上、積算と実績を分析し、次回以降の積算に活用することは重要である。

したがって、実績報告において実績の内訳を委託先に提出してもらうように努めたうえで、実績検証を行うべきである。



(7) 種子低温貯蔵庫保守点検業務委託について

① 概要

担当部局	農政水産部 農業技術振興センター		
委託契約名称	種子低温貯蔵庫保守点検業務委託		
委託契約の概要	種子低温貯蔵庫の保守点検業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	コイト電工(株)		
委託金額の推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	210,600円	210,600円	210,600円

② 結論【G-8(意見)】

契約金額の妥当性を検証すべきである。

③ 理由

本業務は委託先会社であるコイト電工製の種子低温貯蔵庫の保守点検業務であり、同社と随意契約を締結している。随意契約理由として、使用している機器はその利用目的から厳格な温度・湿度管理を要求され、内部の保守・運用に関しては同社独自の技術が使用されているため、同社にしか保守・運用ができないことを挙げ、その特殊性から他社からの見積書を入手していない。

また、契約金額の妥当性の検証方法を担当者にヒアリングしたところ、機器や業務の特殊性から契約金額は妥当であると考えているものの、標準的な単価は設定していない旨、また、実績作業日数の把握はしているが、実績作業時間の検証までは実施していない旨の回答があった。

他社からの見積書が入手できない場合であっても、契約金額の妥当性を検証することは必要であると考えられるため、今後、標準単価や実績作業時間の検証も含め、契約金額の妥当性について検討していくべきである。

(8) 気象観測装置点検作業業務委託について

① 概要

担当部局	農政水産部 農業技術振興センター		
委託契約名称	気象観測装置点検作業業務委託		
委託契約の概要	気象観測装置の点検作業業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(株) ハイドロテック		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	353,160 円	353,160 円	353,160 円

② 結論【G-9(意見)】

実績検証を適切に実施すべきである。

③ 理由

本業務は滋賀県農業技術センター本場、花・果樹研究部および茶業指導所に設置している気象観測装置の点検作業業務であり、(株)ハイドロテックと随意契約を締結している。随意契約理由として、本業務が機器メーカーによる代理店証明を受けている業者しかできない点検を実施していることを挙げ、その特殊性から他社からの見積書を入手していない。

また、契約金額の妥当性の検証方法を担当者にヒアリングしたところ、業務の特殊性から契約金額は妥当であると考えているものの、標準的な単価は設定していない旨、また、実績作業日数の把握はしているが、実績作業時間の検証までは実施していない旨の回答があった。

3年間委託金額が固定されており、随意契約で競争性が働いていない以上、実績検証は契約金額の妥当性の検証や次年度以降の同様の業務の適切な積算の観点から重要である。

したがって、実績検証を適切に実施すべきである。

(9) 環境保全型複合温室自動制御設備点検業務委託について

① 概要

担当部局	農政水産部 農業技術振興センター		
委託契約名称	環境保全型複合温室自動制御設備点検業務委託		
委託契約の概要	環境保全型複合温室自動制御設備の点検業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	三基計装(株)		
委託金額の推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	108,000円	108,000円	108,000円

② 結論【G-10(意見)】

実績検証を適切に実施するとともに、ライフサイクル全体としての委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法についても検討すべきである。

③ 理由

本業務は滋賀県農業技術振興センターに設置されている環境保全型複合温室自動制御設備についての点検業務であり、三基計装(株)と随意契約を締結している。随意契約理由として、同社の特別な技術および部品を使用して構成された装置であり、導入から相当期間経過していることから消耗品等の劣化が目立つため、正確な制御を維持するための点検・整備および修繕は、同社の対応が必要である点を挙げ、その特殊性から他社からの見積書を入手していない。

また、契約金額の妥当性の検証方法を担当者にヒアリングしたところ、機器や業務の特殊性から契約金額は妥当であると考えているものの、標準的な単価は設定していない旨、実績作業日数の把握はしているが、実績作業時間の検証までは実施していない旨の回答があった。

随意契約で競争性が働いていない以上、実績検証は契約金額の妥当性の検証や次年度以降の同様の業務の適切な積算の観点から重要である。

したがって、実績検証を適切に実施すべきである。

また、導入後に保守点検が必要なものにかかる委託料総額を削減するためには、導入時のコストだけでなく、導入後の保守点検等も含めたライフサイクル全体において、競争性を十分に働かせる必要がある。

本業務にかかる設備は設置後20年以上経過しており、相当程度劣化していることから、現有設備の保守点検を継続する場合の費用と、新たな設備を導入した場合の導入費用および保守点検、修繕等のライフサイクルコスト全体を含めた費用との比較検討を実施すべきである。そして、新たな設備を導入する場合は、例えば総合評価方式の一般競争入札の検討を行うなど、ライフサイクルコストを勘案して契約

の相手方を選定する必要がある。一方、現有設備の保守点検を継続する場合であっても、長期的な委託料削減の観点から、例えば債務負担行為による一定期間の契約とすることなど、契約方法についても検討すべきである。

(10) 機械警備業務委託について

① 概要

担当部局	農政水産部 農業技術振興センター		
委託契約名称	機械警備業務委託		
委託契約の概要	農業技術振興センターの警備業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	セコム (株)		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	1,415,880 円	1,415,880 円	1,415,880 円

② 結論【G-11(意見)】

長期的な委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法について検討すべきである。

③ 理由

警備業務は毎年度、継続的に発生する業務であり、通常、警備機器を設置した業者がその後の警備業務を行うことになると考えられる。したがって、ある程度の期間、業務の提供をうけることを前提に委託契約を締結することが経済的であり合理的と考えられる。

導入段階では一般競争入札等により業者を決定していたとしても、導入後の警備業務について地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により業者と随意契約を結んでいる状況では、契約期間全体としては競争性が働かず、業者が当初の導入費用を抑える一方、導入後の警備業務で過度な利益を確保することも考えられ、全体として委託料が割高となってしまうおそれがある。

したがって、長期的な委託料削減の観点から、例えば総合評価方式の一般競争入札の検討を行うことや、長期継続契約、債務負担行為による一定期間の契約とすることで委託料削減に繋がらないかなど、契約期間全体を勘案して契約の相手方や契約方法を検討すべきである。

## H. 土木交通部

本監査において、土木交通部で抽出された委託契約は以下のとおりである。

No.	委託契約名称	契約形態	委託金額（円）
1	測量図面作成ソフト保守業務	随意契約（1者見積）	521,640
2	北陸新幹線敦賀以西開業を見据えたケーススタディ調査	随意契約（1者見積）	28,987,659
3	東海道本線米原構内米原跨線橋外5橋りょう点検業務委託	随意契約（1者見積）	106,669,000
4	東海道本線草津・南草津間草津跨線橋外4橋りょう点検委託	随意契約（1者見積）	132,750,704
5	近江八幡守山線補助道路整備設計委託	一般競争入札（その他）	51,420,960
6	大津能登川長浜線単独道路改築設計委託	一般競争入札（その他）	52,684,560
7	土砂災害警戒区域等設定業務委託	一般競争入札（その他）	55,426,680
8	土砂災害警戒区域等設定業務委託	一般競争入札（その他）	61,560,000
9	土砂災害警戒区域等設定業務委託	一般競争入札（その他）	66,818,520
10	土砂災害警戒区域等設定業務委託	一般競争入札（その他）	40,849,920
11	土砂災害警戒区域等設定業務委託	一般競争入札（その他）	75,213,360
12	土砂災害警戒区域等設定業務委託	一般競争入札（その他）	90,720,000
13	土砂災害警戒区域等設定業務委託	一般競争入札（その他）	65,232,000
14	土砂災害警戒区域等設定調査業務委託	一般競争入札（その他）	68,815,440
15	土砂災害警戒区域等設定業務委託	一般競争入札（その他）	96,348,960
16	平成28年度 第290-1号（仮称）彦根総合運動公園実施設計等業務委託	一般競争入札（その他）	82,286,280
17	菓業技術振興センター新築その他設計委託	一般競争入札（その他）	9,147,600
18	平成28年度 第5010-6号	一般競争入札（その他）	61,560,000
19	平成28年度 第5010-5号	一般競争入札（その他）	66,818,520
20	甲賀土木テレメータ他保守点検整備業務委託	一般競争入札	7,331,040
21	平成28年度 第301-4号 甲賀圏域水害に強い地域づくり計画検討業務委託	随意契約（1者見積）	2,700,000
22	平成28年度 第33-6号 草津伊賀線他 道路植栽管理委託	一般競争入札（その他）	6,538,320
23	平成28年度 第33-5号 国道307号他道路植栽管理委託	一般競争入札（その他）	2,806,920
24	道路除雪等作業委託	随意契約（1者見積）	187,537,890

No.	委託契約名称	契約形態	委託金額 (円)
25	日野川広域河川改修事業橋梁改築設計委託	随意契約 (1 者見積)	255, 893
26	犬猫等動物死骸撤去処分委託 (竜王町)	随意契約 (1 者見積)	595, 620
27	犬猫等動物死骸撤去処分委託 (東近江市)	随意契約 (1 者見積)	5, 295, 780
28	犬猫等動物死骸撤去処分委託 (竜王町)	随意契約 (1 者見積)	500, 580
29	犬猫等動物死骸撤去処分委託 (東近江市)	随意契約 (1 者見積)	4, 541, 400
30	道路除雪作業等委託	随意契約 (1 者見積)	264, 501, 338
31	伐竹木処分業務委託 (単価契約)	随意契約 (2 者以上から徴取)	22, 987, 533
32	東川 河川愛護活動事業 (川ざらえ) 委託	随意契約 (1 者見積)	915, 000
33	東川 河川愛護活動事業 (川ざらえ) 委託	随意契約 (1 者見積)	915, 000
34	姉川ダム 公園等維持管理業務委託	随意契約 (1 者見積)	4, 158, 000
35	湖北合同庁舎本庁舎等警備業務委託	随意契約 (1 者見積)	879, 072
36	道路不法占用物件 撤去処分委託	随意契約 (1 者見積)	1, 297, 080
37	国道 365 号他 消雪制御システム等維持管理業務委託	随意契約 (1 者見積)	2, 754, 000
38	道路不法占用物件撤去処分委託	随意契約 (1 者見積)	1, 192, 320
39	木之本高月線単独道路改築設計業務委託	一般競争入札 (その他)	3, 990, 600
40	国道 365 号他消雪施設維持管理委託	一般競争入札 (その他)	10, 836, 720
41	杉本余呉線道路愛護活動事業委託	随意契約 (1 者見積)	194, 400
42	杉本余呉線道路愛護活動事業委託	随意契約 (1 者見積)	165, 240
43	杉本余呉線他消雪施設維持管理委託	随意契約 (1 者見積)	4, 783, 320
44	平成 28 年度道路除雪作業委託 (単価契約)	随意契約 (1 者見積)	265, 238, 397
45	平成 28 年度 第 83-201 号 小荒路牧野沢線 他 消雪施設維持管理委託	一般競争入札 (その他)	14, 205, 240
46	自家用電気工作物点検業務	随意契約 (公募型見積合わせ (オープンカウンタ))	108, 864
47	自家用電気工作物点検業務	随意契約 (公募型見積合わせ (オープンカウンタ))	145, 152
48	駐車場除雪作業委託	随意契約 (1 者見積)	94, 392
49	庁舎警備業務	随意契約 (1 者見積)	596, 160

(1) 東海道本線米原構内米原跨線橋外 5 橋りょう点検業務委託について

① 概要

担当部局	土木交通部 道路課		
委託契約名称	東海道本線米原構内米原跨線橋外 5 橋りょう点検業務委託		
委託契約の概要	西日本旅客鉄道（株）所管の鉄道を跨ぐ道路橋（東海道本線米原構内米原跨線橋外 5 橋りょう）の点検業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	西日本旅客鉄道（株）		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	106,669,000 円

② 結論【H-1(意見)】

より一層の契約金額の妥当性検証を行うべきである。

③ 理由

本業務は西日本旅客鉄道（株）所管の鉄道を跨ぐ道路橋の点検を同社に委託する業務であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と随意契約を締結している。随意契約理由として県は以下の根拠を挙げており、法令上の要請に基づくものであるとしている。

(随意契約理由)

「道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱」第 11 条により、鉄道側の運転保安上または施設の維持管理上において、JR による点検業務の実施が必要と考えられる。

また、県は、道路と鉄道との交差等に要する点検業務は、同要綱に基づき実施するものであり、同要綱第 10 条第 2 項により、本工事にかかる費用は道路側と鉄道側とが協議して定めるため、県財務規則第 219 条の 2 第 2 項第 6 号により予定価格書の作成を省略し、県財務規則第 221 条第 1 項第 3 号により見積書の徴取を省略している。

しかしながら、本業務は随意契約によっていることから、競争性が働かず契約金額が高額となってしまう可能性がある。そこで、契約金額の妥当性の検証状況を担当者にヒアリングしたところ、以下の回答があった。



(契約金額の妥当性検証状況に関する県の回答)

鉄道事業者へ委託して実施する工事や点検については、会計検査院からの平成17年度決算検査報告における指摘事項を踏まえ、国土交通省および鉄道事業者は、「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」(平成20年12月25日)を行い、国土交通省所管事業は、「申し合わせ」を参考とした運用を行うべく、国から地方自治体に平成21年3月3日付けで通知があり、周知されている。

また、「申し合わせ」に基づき、実務上の取組および課題に関する連絡調整や情報交換を図ることを目的とした「地方連絡会議」を設置しており、平成16年度から毎年会議を開催している。平成28年度には委託費に関する議題もあり、費用の内訳について道路管理者が必要とする場合は、鉄道事業者は資料の提示・説明することを確認している。

本件についても「申し合わせ」を参考とした協定書を締結し、必要資料の提出を求めている。

必要資料の中には、JRが請負契約を締結している受託者との請書・注文書等があり、不明な点があれば説明を求め内容を把握し、確認を行っている。

上記回答のとおり、一定の対応は図られているものの、契約金額についての妥当性検証や、その結果を翌年度以降の同様の契約に活かすための取組については、より一層の対応が求められる。

契約方法が随意契約である場合には、実績工数の把握等により予定価格の積算工数と比較・分析を行うことや、民間鉄道会社の点検費等も参考にすることなどを行い、その結果を翌年度以降の予定価格に反映させていくことで、競争性が働かないことによるリスクを低減させることが可能であるため、県としてより一層の契約金額の妥当性検証を行うべきである。

(2) 東海道本線草津・南草津間草津跨線橋外4橋りょう点検委託について

① 概要

担当部局	土木交通部 道路課		
委託契約名称	東海道本線草津・南草津間草津跨線橋外4橋りょう点検委託		
委託契約の概要	西日本旅客鉄道(株)所管の鉄道を跨ぐ道路橋(東海道本線草津・南草津間草津跨線橋外4橋りょう)の点検業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	西日本旅客鉄道(株)		
委託金額の推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	-	-	132,750,704円

② 結論【H-2(意見)】

より一層の契約金額の妥当性検証を行うべきである。

③ 理由

本業務は西日本旅客鉄道(株)所管の鉄道を跨ぐ道路橋の点検を同社に委託する業務であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と随意契約を締結している。随意契約理由として県は以下の根拠を挙げており、法令上の要請に基づくものであるとしている。

(随意契約理由)

「道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱」第11条により、鉄道側の運転保安上または施設の維持管理上において、JRによる点検業務の実施が必要と考えられる。

また、県は、道路と鉄道との交差等に要する点検業務は、同要綱に基づき実施するものであり、同要綱第10条第2項により、本工事にかかる費用は道路側と鉄道側とが協議して定めるため、県財務規則第219条の2第2項第6号により予定価格書の作成を省略し、県財務規則第221条第1項第3号により見積書の徴取を省略している。

しかしながら、本業務は随意契約によっていることから、競争性が働かず契約金額が高額となってしまう可能性がある。そこで、契約金額の妥当性の検証状況を担当者ヒアリングしたところ、以下の回答があった。

(契約金額の妥当性検証状況に関する県の回答)

鉄道事業者へ委託して実施する工事や点検については、会計検査院からの平成17年度決算検査報告における指摘事項を踏まえ、国土交通省および鉄道事業者は、「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」(平成20年12月25日)を行い、国土交通省所管事業は、「申し合わせ」を参考とした運用を行うべく、国から地方自治体に平成21年3月3日付けで通知があり、周知されている。

また、「申し合わせ」に基づき、実務上の取組および課題に関する連絡調整や情報交換を図ることを目的とした「地方連絡会議」を設置しており、平成16年度から毎年会議を開催している。平成28年度には委託費に関する議題もあり、費用の内訳について道路管理者が必要とする場合は、鉄道事業者は資料の提示・説明することを確認している。

本件についても「申し合わせ」を参考とした協定書を締結し、必要資料の提出を求めている。

必要資料の中には、JRが請負契約を締結している受託者との請書・注文書等があり、不明な点があれば説明を求め内容を把握し、確認を行っている。

上記回答のとおり、一定の対応は図られているものの、契約金額についての妥当性検証や、その結果を翌年度以降の同様の契約に活かすための取組については、より一層の対応が求められる。

契約方法が随意契約である場合には、実績工数の把握等により予定価格の積算工数と比較・分析を行うことや、民間鉄道会社の点検費等も参考にすることなどを行い、その結果を翌年度以降の予定価格に反映させていくことで、競争性が働かないことによるリスクを低減させることが可能であるため、県としてより一層の契約金額の妥当性検証を行うべきである。

(3) 平成 28 年度 第 290-1 号 (仮称) 彦根総合運動公園実施設計等業務委託について

① 概要

担当部局	土木交通部 都市計画課		
委託契約名称	平成 28 年度 第 290-1 号 (仮称) 彦根総合運動公園実施設計等業務委託		
委託契約の概要	公園実施設計一式		
契約形態	一般競争入札		
委託先名称	パシフィックコンサルタンツ (株) 滋賀事務所		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	82,286,280 円

② 結論【H-3(意見)】

県は、今後委託先が実施する再委託について業務内容のみならず、再委託金額もあわせて把握したうえで、総合的に再委託の妥当性を検証すべきである。

③ 理由

本業務は彦根総合運動公園の建設コンサルタント業務である。本業務にかかる再委託について、委託先との契約書第 6 条に「受注者は、前 2 項に規定する部分を除き、業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない」と規定されている。

パシフィックコンサルタンツは本業務の遂行にあたって、3 社に対して再委託を行い、事前に県に対して再委託先業者、再委託業務内容を書面にて報告し承諾を得ているが、再委託金額について報告がなされていなかった。

再委託内容の把握状況について担当者にヒアリングしたところ、書面による事前の報告を受けているものの、再委託金額については把握していない旨の回答があった。

再委託金額は再委託の業務量を定量的に把握するための一つの指標となるものであり、再委託の妥当性を検証するうえで重要なものであると考えられるため、今後、委託先が実施する再委託について業務内容のみならず、再委託金額もあわせて把握したうえで、総合的に再委託の妥当性を検証すべきである。

(4) 平成 28 年度 第 301-4 号 甲賀圏域水害に強い地域づくり計画検討業務委託  
について

① 概要

担当部局	土木交通部 甲賀土木事務所		
委託契約名称	平成 28 年度 第 301-4 号 甲賀圏域水害に強い地域づくり計画 検討業務委託		
委託契約の概要	平成 25 年度における水害の整理および遊水地効果の精度向上		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(株) ニュージェック 滋賀事務所		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	7,806,240 円	2,700,000 円

② 結論【H-4(意見)】

実績検証を適切に行えるようにすべきである。

③ 理由

本業務は委託先会社である(株)ニュージェック滋賀事務所に対して、甲賀圏域の水害に関する前年度の調査データの精度を向上するためのスモーキング処理等を委託する業務であり、既往成果の 50m メッシュの計算結果およびスモーキング処理の実績を有するという理由により、(株)ニュージェックと随意契約を締結している。

ここで、県は委託金額に関し、単価および工数から積算を実施したうえで委託契約を締結しているが、実績を検証する際、実績金額の根拠となる実績単価および工数等を入手しておらず、予定単価および工数との比較検討がなされていなかった。

随意契約で競争性が働いていない以上、実績検証は契約金額の妥当性を検証するためにも重要である。そのため、実績金額の根拠となる実績単価や工数等を把握する仕組みを検討し、県として実績検証を適切に行えるようにすべきである。

(5) 湖北合同庁舎本庁舎等警備業務委託について

① 概要

担当部局	土木交通部 長浜土木事務所		
委託契約名称	湖北合同庁舎本庁舎等警備業務委託		
委託契約の概要	湖北合同庁舎本庁舎等の警備業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	セコム（株）		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	879,072 円	879,072 円	879,072 円

② 結論【H-5(意見)】

長期的な委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法について検討すべきである。

③ 理由

警備業務は毎年度、継続的に発生する業務であり、通常、警備機器を設置した業者がその後の警備業務を行うことになると考えられる。したがって、ある程度の期間、業務の提供をうけることを前提に委託契約を締結することが経済的であり合理的と考えられる。

しかしながら、導入段階では一般競争入札等により業者を決定していたとしても、導入後の警備業務について地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により業者と随意契約を結んでいる状況では、契約期間全体としては競争性が働かず、業者が当初の導入費用を抑える一方、導入後の警備業務で過度な利益を確保することも考えられ、全体として委託料が割高となってしまうおそれがある。

したがって、長期的な委託料削減の観点から、例えば総合評価方式の一般競争入札の検討を行うことや、現在の規則で定められた期間を超えた長期継続契約や債務負担行為による一定期間の契約とすることで委託料削減に繋がらないかなど、契約期間全体を勘案して契約の相手方や契約方法を検討すべきである。

(6) 国道 365 号他消雪制御システム等維持管理業務委託について

① 概要

担当部局	土木交通部長浜土木事務所		
委託契約名称	国道 365 号他消雪制御システム等維持管理業務委託		
委託契約の概要	消雪設備遠隔監視制御システム維持管理業務 凍結防止施設自動運転システム維持管理業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(株) 柿本商会		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	2,871,720 円	2,754,000 円	2,754,000 円

② 結論【H-6(意見)】

実績検証を適切に実施すべきである。

③ 理由

国道 365 号他消雪制御システム等維持管理業務は、消雪設備を遠隔監視制御するためのシステムおよび凍結防止施設の自動運転システムの円滑な運用を行うためのシステム設備点検等の維持管理業務を行うものであり、(株) 柿本商会と随意契約を締結している。随意契約理由として、当該システムを長浜土木事務所用として独自に開発・設置し、内容を熟知している同社でなければ適正・的確な点検、監視制御全項目の対向試験、緊急時の処置等ができないことを挙げている。

また、県は業者からの実績報告として業務日報を入手しているが、電話による作業終了確認を実施しているのみであり、当該日報について、具体的な作業内容の確認や実績工数等を検証することまでは実施していないとのことであった。

随意契約で競争性が働いていない以上、実績検証は契約金額の妥当性の検証や次年度以降の同様の業務の適切な積算の観点から重要である。

したがって、実績検証を適切に実施すべきである。

(7) 杉本余呉線他消雪施設維持管理委託について

① 概要

担当部局	土木交通部 長浜土木事務所 木之本支所		
委託契約名称	杉本余呉線消雪施設維持管理委託		
委託契約の概要	杉本余呉線消雪施設の維持管理業務。定期的なポンプ施設点検、巡回、緊急出動等を行う。		
契約形態	随意契約		
委託先名称	滋賀工業（株）		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	4,122,360 円	3,946,320 円	4,783,320 円

② 結論【H-7(意見)】

実績検証を適切に実施し、次年度以降の委託金額を実態に沿ったものにすべきである。

③ 理由

本業務は消雪施設の点検業務であり、施設で使用されている部品を取り扱っている契約代理店はほかに県内ではないことにより、1者見積りのうえ、随意契約を締結している。

当該点検業務に携わる整備士の人数については、毎回3人ないし4人来訪するものとして委託金額が計算されているが、実績報告書を確認したところ、実際には1人から3人程度しか整備に来ていなかった。

この点につき、担当者にヒアリングしたところ、点検する特殊な機械を熟知している熟練担当者が現場に従事しているため、日報により従事した人数が見積り人数より少ないとしても業務を適正に実施できることから不適當ではない旨の回答があった。

確かに、整備士の能力によっては、標準的な工数や人数以下で業務を遂行できることも考えられるため、業務の適正性に問題があるとは一概にはいえない。しかし、委託金額の適切性という観点からみると、従来から継続して1人から3人しか整備に携わっていない実態を鑑みれば、委託金額が適切に算定されているとは言い難く、より実態に即した委託金額の算定について検討する余地があると考えられる。

随意契約で競争性が働いていない以上、実績検証を適切に実施し、次年度以降の委託金額を実態に沿ったものにすべきである。



## I. 会計管理局

本監査において、会計管理局で抽出された委託契約は以下のとおりである。

No.	委託契約名称	契約形態	委託金額（円）
1	歳入金 OCR 読取・データ変換等委託	随意契約（1 者見積）	1,155,600
2	グリーン購入実践プラン滋賀登録制度推進事業委託料	随意契約（1 者見積）	4,990,000
3	滋賀県財務会計システム地方公会計標準ソフトウェア対応改修業務委託	随意契約（1 者見積）	27,993,600

(1) グリーン購入実践プラン滋賀登録制度推進事業委託料について

① 概要

担当部局	会計管理局 管理課		
委託契約名称	グリーン購入実践プラン滋賀登録制度推進事業委託料		
委託契約の概要	グリーン購入実践プラン滋賀登録制度の実施		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(一社) 滋賀グリーン購入ネットワーク		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	4,990,000 円	4,990,000 円	4,990,000 円

② 結論【I-1(意見)】

実績検証を適切に実施すべきである。

③ 理由

本業務は委託先法人である(一社) 滋賀グリーン購入ネットワークに対して、グリーン入札制度への参加資格であるグリーン購入実践プラン滋賀登録制度への事業者の登録、当該制度の運営、広報、研修会の実施および事業者の登録状況を県へ報告することを委託する業務であり、(一社) 滋賀グリーン購入ネットワークと随意契約を締結している。随意契約理由として、(一社) 滋賀グリーン購入ネットワークが滋賀県内のグリーン購入の取組を促進することを目的として設立されたこと、および県内のグリーン購入情報の全てが集約されている唯一の団体であることの2点を挙げている。

本契約の実績金額について、県は委託先業者より経費実績書を入手しているが、当該実績の検証に関して担当者にヒアリングしたところ、平成28年度では、経費実績書の合計金額が正しいかどうかを確認する以外に精緻な検証は実施していないとのことであった。

委託契約書第11条第2項において、委託業務の実施に要した経費の実支出額が委託料の額を下回った場合には、委託額の確定額は実支出額とする旨の記載がなされており、実地調査等で支出額の妥当性を検証すべきである。さらに、実績を検証することで当初の積算の妥当性が検証でき、次年度以降の契約金額の根拠とすることもできる。

なお、契約金額が500万円以上の随意契約については、議会への報告および個別案件一覧表としてインターネットでの開示が必要となる。本契約の契約金額は毎年度499万円となっており、広く第三者による検証がなされないため、県は実績検証を適切に実施し、契約金額の妥当性を担保する必要がある。

(2) 滋賀県財務会計システム地方公会計標準ソフトウェア対応改修業務委託について

① 概要

担当部局	会計管理局 管理課		
委託契約名称	滋賀県財務会計システム地方公会計標準ソフトウェア対応改修業務委託		
委託契約の概要	財務会計システムの地方公会計標準ソフトウェアへの対応改修業務委託		
契約形態	随意契約		
委託先名称	日本電気（株）滋賀支店		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	27,993,600 円

② 結論【I-2(意見)】

実績検証を適切に実施すべきである。

③ 理由

本業務は滋賀県における財務会計システムを地方公会計標準ソフトウェアに対応させるための改修業務である。また、当該システムの開発業者が著作権を有するパッケージソフトに改変を伴うものであり、かつ、システムを熟知している者でないと本業務に対応できないという理由により日本電気（株）と随意契約を締結している。

ここで、県は委託金額に関し、単価および工数から積算を実施したうえで委託契約を締結しているが、実績を検証する際、工数と結び付けられていないスケジュール表における進捗状況を把握するのみで、実際にかかった工数は確認しておらず、予定単価および工数との比較検討がなされていなかった。

随意契約で競争性が働いていない以上、実績検証は契約金額の妥当性の検証や次年度以降の同様の業務の適切な積算の観点から重要である。

したがって、実績検証を適切に実施すべきである。

## J. 議会事務局

本監査において、議会事務局で抽出された委託契約は以下のとおりである。

No.	委託契約名称	契約形態	委託金額（円）
1	議会バス運行管理委託	一般競争入札（その他）	1,550,556
2	委員会録音データ反訳業務委託	一般競争入札（その他）	1,668,465
3	議会広報放送委託	随意契約（1者見積）	33,998,400
4	議会広報放送委託	随意契約（1者見積）	1,944,000

(1) 議会バス運行管理委託について

① 概要

担当部局	議会事務局 総務課		
委託契約名称	議会バス運行管理委託		
委託契約の概要	議会バス運行管理委託		
契約形態	一般競争入札		
委託先名称	(有) レークリパティ		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	1,408,370 円	1,554,863 円	1,550,556 円

② 結論【J-1(意見)】

基本運行日数について実態に合うよう見直しを検討すべきである。

③ 理由

本業務は委員会の行政調査等に用いられる議会バスの運行および管理を行う業務であり、その契約においては、基本運行日数および基本走行距離を基準とし、この額に管理料等を含めた金額を、契約金額としている。

そして、契約上、基本運行日数または基本走行距離を超過してバスが運行された場合、それぞれの超過分に単価を乗じた金額を委託先に支払うこととなっている。

一方、実際の運行が基本運行日数および基本走行距離を下回った場合、走行距離の不足分については単価を乗じた金額が委託料から控除することが定められているが、運行日数については、運転手を基本運行日数である 40 日確保する必要があることから、控除しないこととなっている。

こうした中、議会バスの運行状況については、平成 28 年度の実績は 26 日であり、平成 27 年度および平成 26 年度においても 40 日を下回る状況が続いている。

このため、今後、基本運行日数について実態に合うよう見直しを検討すべきである。

(2) 議会広報放送委託について

① 概要

担当部局	議会事務局 政策調査課		
委託契約名称	議会広報放送委託		
委託契約の概要	本会議広報放送（県議会ダイジェスト）		
契約形態	随意契約		
委託先名称	びわ湖放送（株）		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	29,786,400 円	33,998,400 円	33,998,400 円

② 結論（i）【J-2(意見)】

電波料、制作料の金額の水準を県自ら検証すべきである。

③ 理由（i）

当該業務は、県議会テレビ広報番組制作放送業務（県議会ダイジェスト）であり、びわ湖放送（株）は、県内全域を放送エリアとする唯一の民間テレビ放送局であるとともに、県政広報番組制作放映において良好な実績を有しており、県議会の活動を熟知していることなどから、確実な内容の成果物を制作することができるとし、びわ湖放送（株）と随意契約を締結している。

当該委託料は電波料、制作料から構成されており、平成 26 年度は、知事選等の影響により、放送日が少なかったため、平成 27 年度と平成 28 年度より少なくなっているが、当該影響を除けば、基本的に従来より増減はなかった。

また、今回の包括外部監査でサンプルとして抽出された下記のびわ湖放送（株）との委託契約についても、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて委託金額に増減はなかった。

(平成 28 年度委託料の電波料・制作料について)

項目	議会広報放送委託 (県議会ダイジェスト)	議会広報放送委託 (県議会レポート)	手話タイム・プラスワン
電波料	(1 本当たり) 1. 代表質問および一般質問 @720,000 円 2. 定例会議最終日 @420,000 円	(1 本当たり) @420,000 円	(1 本当たり) @120,000 円
制作料	(1 本当たり) 1. 代表質問および一般質問	(1 本当たり) @1,380,000 円	(1 本当たり) @265,000 円

	@580,000 円 2. 定例会議最終日 @530,000 円		
備考	1. 代表質問および一般質問 55 分番組 2. 定例会議最終日 30 分番組	30 分番組	9 分番組

電波料および制作料については、放送の時間帯や放送時間、制作内容等によって異なり、金額の妥当性について検証が難しいことは事実であるが、県自ら、部局横断的にその内訳を検証することや、できる限り、他の都道府県の情報収集等を行い、その比較を実施することによって、県自ら電波料、制作料の金額の水準を検証すべきである。

(3) 議会広報放送委託について

① 概要

担当部局	議会事務局 政策調査課		
委託契約名称	議会広報放送委託		
委託契約の概要	本会議広報放送（県議会レポート）		
契約形態	随意契約		
委託先名称	びわ湖放送（株）		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	1,944,000 円	1,944,000 円	1,944,000 円

② 結論（ii）【J-3(意見)】

電波料、制作料の金額の水準を県自ら検証すべきである。

③ 理由（ii）

当該業務は、県議会テレビ広報番組制作放送業務（県議会レポート）であり、びわ湖放送（株）は、県内全域を放送エリアとする唯一の民間テレビ放送局であるとともに、県政広報番組制作放映において良好な実績を有しており、県議会の活動を熟知していることなどから、確実な内容の成果物を制作することができるとし、びわ湖放送（株）と随意契約を締結している。

当該委託料は電波料、制作料から構成されており、平成 26 年度から平成 28 年度まで、委託金額に増減はなかった。また、今回の包括外部監査でサンプルとして抽出された下記のびわ湖放送（株）との委託契約についても、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて、特殊要因を除けば、実質的に委託金額に増減はなかった。

(平成 28 年度委託料の電波料・制作料について)

項目	議会広報放送委託 (県議会ダイジェスト)	議会広報放送委託 (県議会レポート)	手話タイム・プラスワン
電波料	(1 本当たり) 1. 代表質問および一般質問 @720,000 円 2. 定例会議最終日 @420,000 円	(1 本当たり) @420,000 円	(1 本当たり) @120,000 円
制作料	(1 本当たり) 1. 代表質問および一般質問 @580,000 円 2. 定例会議最終日	(1 本当たり) @1,380,000 円	(1 本当たり) @265,000 円



	@530,000 円		
備考	1. 代表質問および一般質問 55 分番組 2. 定例会議最終日 30 分番組	30 分番組	9 分番組

電波料および制作料については、放送の時間帯や放送時間、制作内容等によって異なり、金額の妥当性について検証が難しいことは事実であるが、県自ら、部局横断的にその内訳を検証することや、できる限り、他の都道府県の情報収集等を行い、その比較を実施することによって、県自ら電波料、制作料の金額の水準を検証すべきである。

## K. 教育委員会事務局

本監査において、教育委員会事務局で抽出された委託契約は以下のとおりである。

No.	委託契約名称	契約形態	委託金額 (円)
1	滋賀県立学校に係る校務情報ネットワーク構築・運用管理業務	一般競争入札 (特定調達)	765,869,904
2	県立学校機械警備業務委託	随意契約 (1者見積)	14,179,536
3	県立学校機械警備業務委託	随意契約 (1者見積)	1,286,484
4	滋賀県立高等学校総合学科設置校学事システム提供業務委託	随意契約 (プロポーサル方式)	18,941,526
5	スクールバス運行管理業務委託	一般競争入札	50,760,000
6	スクールバス運行管理業務委託	一般競争入札 (その他)	17,199,648
7	スクールバス運行管理業務委託	一般競争入札 (その他)	61,689,600
8	スクールバス運行管理業務委託	一般競争入札 (その他)	64,530,000
9	平成 28 年度医療的ケア児童生徒保護者支援研究事業委託	随意契約 (1者見積)	188,000
10	平成 28 年度医療的ケア児童生徒保護者支援研究事業委託	随意契約 (1者見積)	137,000
11	平成 28 年度医療的ケア児童生徒保護者支援研究事業委託	随意契約 (1者見積)	137,000
12	平成 28 年度医療的ケア児童生徒保護者支援研究事業委託	随意契約 (1者見積)	137,000
13	平成 28 年度医療的ケア児童生徒保護者支援研究事業委託	随意契約 (1者見積)	137,000
14	スクールバス運行管理業務委託	一般競争入札 (その他)	37,869,120
15	スクールバス運行管理業務委託	一般競争入札 (その他)	38,413,440
16	県立学校児童生徒定期健康診断業務委託	一般競争入札 (その他)	3,722,004
17	県立学校児童生徒定期健康診断業務委託	一般競争入札 (その他)	2,779,920
18	県立学校児童生徒定期健康診断業務委託	一般競争入札 (その他)	3,626,532
19	県立学校児童生徒定期健康診断業務委託	一般競争入札 (その他)	1,305,720
20	安土城考古博物館指定管理料	指定管理者制度	132,794,000
21	平成 28 年度 第 1 号 史跡近江国庁跡等管理業務委託	一般競争入札 (その他)	2,511,000
22	埋蔵文化財整理調査委託 (塩津港遺跡)	随意契約 (1者見積)	19,492,920

No.	委託契約名称	契約形態	委託金額 (円)
23	埋蔵文化財整理調査委託 (塩津港遺跡)	随意契約 (1 者見積)	18,854,640
24	埋蔵文化財整理調査委託 (金森西遺跡)	随意契約 (1 者見積)	1,626,480
25	埋蔵文化財整理調査委託 (金森西遺跡)	随意契約 (1 者見積)	922,320
26	運行管理委託	随意契約 (1 者見積)	147,743,573
27	給食業務委託	随意契約 (1 者見積)	45,056,844
28	電算書誌データ作成業務委託	一般競争入札 (その他)	864,000
29	キャットウォーク保守点検業務委託	随意契約 (1 者見積)	169,560
30	警備業務委託	随意契約 (1 者見積)	907,200
31	清掃業務委託	一般競争入札 (その他)	6,433,797

(1) 県立学校機械警備業務委託について

① 概要

担当部局	教育委員会 教育総務課		
委託契約名称	県立学校機械警備業務委託		
委託契約の概要	警備業務委託		
契約形態	随意契約		
委託先名称	セコム (株)		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	14,490,576 円	14,335,056 円	14,179,536 円

② 結論(i) 【K-1(意見)】

長期的な委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法について検討すべきである。

③ 理由(i)

警備業務は毎年度、継続的に発生する業務であり、通常、警備機器を設置した業者がその後の警備業務を行うことになると考えられる。したがって、ある程度の期間、業務の提供をうけることを前提に委託契約を締結することが経済的であり合理的と考えられる。

導入段階では一般競争入札等により業者を決定していたとしても、導入後の警備業務について地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により業者と随意契約を結んでいる状況では、契約期間全体としては競争性が働かず、業者が当初の導入費用を抑える一方、導入後の警備業務で過度な利益を確保することも考えられ、全体として委託料が割高となってしまうおそれがある。

したがって、長期的な委託料削減の観点から、例えば総合評価方式の一般競争入札の検討を行うことや、長期継続契約、債務負担行為による一定期間の契約とすることで委託料削減に繋がらないかなど、契約期間全体を勘案して契約の相手方や契約方法を検討すべきである。

④ 結論(ii) 【K-2(意見)】

見積書の内訳明細を入手するとともに、実績検証を適切に実施し、次年度以降の積算に反映させるべきである。

⑤ 理由(ii)

見積書について、県の様式で入手をしているが、学校ごとに総額が記載されるのみであり、内訳を把握していなかった。

随意契約で競争性が働いていない以上、見積書の計算過程や業務ごとの単価や時間・人数等の情報を含んだ見積書を入手し、実績検証をしなければ契約金額の妥当性を判断することができない。

今後はそれぞれの内訳明細を入手するとともに、実績検証を適切に実施し、次年度以降の積算に反映させるべきである。

(2) 県立学校機械警備業務委託について

① 概要

担当部局	教育委員会 教育総務課		
委託契約名称	県立学校機械警備業務委託		
委託契約の概要	警備業務委託		
契約形態	随意契約		
委託先名称	総合警備保障(株) 滋賀支社		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	1,294,260 円	1,286,484 円	1,286,484 円

② 結論 (i) 【K-3(意見)】

長期的な委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法について検討すべきである。

③ 理由 (i)

【K-1(意見)】を参照されたい。

④ 結論(ii) 【K-4(意見)】

見積書の内訳明細を入手するとともに、実績検証を適切に実施し、次年度以降の積算に反映させるべきである。

⑤ 理由(ii)

【K-2(意見)】を参照されたい。

(3) スクールバス運行管理業務委託について

① 概要

担当部局	教育委員会 特別支援教育課		
委託契約名称	スクールバス運行管理業務委託		
委託契約の概要	県立特別支援学校 1 校 6 台のスクールバスの運行管理業務委託		
契約形態	一般競争入札		
委託先名称	近江鉄道 (株)		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	48,537,360 円	48,600,000 円	50,760,000 円

② 結論【K-5(意見)】

業務に関する報告については、点呼・点検の時間も含めた形で受領し、業務実施状況を正確に把握すべきである。

③ 理由

本業務は県立特別支援学校のスクールバスの運行管理業務であり、学校ごとに一般競争入札により業者を選定している。

日々の業務に関する報告については、運行日誌として運行時間や点検結果等の情報を受領している。ここでいう運行時間とは、バスの出庫から帰庫までの時間であり、運行の前後に実施する点呼・点検に要した時間については、項目がないため記載されていない。

点呼・点検の時間は、予定価格の算定要素にも含まれている項目であることから、正確な時間を把握することは必要である。当日の不具合の有無等により、実施時間に一定程度ばらつきが生じていることが想定されることから、不具合等の内容を把握すること等により、適正な点検・点呼がなされているかをモニタリングする際の一助になると考えられる。したがって、点呼・点検の実施時間を把握することは、実施状況の正確な把握ならびに、安全管理の観点からも重要である。

以上より、業務に関する報告については、点呼・点検の時間も含めた形で受領すべきであり、業務実施の状況は正確に把握すべきである。

(4) スクールバス運行管理業務委託について

① 概要

担当部局	教育委員会 特別支援教育課		
委託契約名称	スクールバス運行管理業務委託		
委託契約の概要	県立特別支援学校 1 校 2 台のスクールバスの運行管理業務委託		
契約形態	一般競争入札		
委託先名称	江若交通 (株)		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	16,783,200 円	16,632,000 円	17,199,648 円

② 結論【K-6(意見)】

業務に関する報告については、点呼・点検の時間も含めた形で受領し、業務実施状況を正確に把握すべきである。

③ 理由

【K-5(意見)】を参照されたい。



(5) スクールバス運行管理業務委託について

① 概要

担当部局	教育委員会 特別支援教育課		
委託契約名称	スクールバス運行管理業務委託		
委託契約の概要	県立特別支援学校1校10台のスクールバスの運行管理業務委託		
契約形態	一般競争入札		
委託先名称	(株) ジャパン・リリーフ滋賀支店		
委託金額の推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	60,186,240円	60,471,360円	61,689,600円

② 結論【K-7(意見)】

業務に関する報告については、点呼・点検の時間も含めた形で受領し、業務実施状況を正確に把握すべきである。

③ 理由

【K-5(意見)】を参照されたい。

(6) スクールバス運行管理業務委託について

① 概要

担当部局	教育委員会 特別支援教育課		
委託契約名称	スクールバス運行管理業務委託		
委託契約の概要	県立特別支援学校 1 校 10 台のスクールバスの運行管理業務委託		
契約形態	一般競争入札		
委託先名称	(株) ジャパン・リリーフ滋賀支店		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	67,651,200 円	60,724,080 円	64,530,000 円

② 結論【K-8(意見)】

業務に関する報告については、点呼・点検の時間も含めた形で受領し、業務実施状況を正確に把握すべきである。

③ 理由

【K-5(意見)】を参照されたい。

(7) スクールバス運行管理業務委託について

① 概要

担当部局	教育委員会 特別支援教育課		
委託契約名称	スクールバス運行管理業務委託		
委託契約の概要	県立特別支援学校1校6台のスクールバスの運行管理業務委託		
契約形態	一般競争入札		
委託先名称	(有) レークリバティ		
委託金額の推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	44,815,680円	44,097,696円	37,869,120円

② 結論【K-9(意見)】

業務に関する報告については、点呼・点検の時間も含めた形で受領し、業務実施状況を正確に把握すべきである。

③ 理由

【K-5(意見)】を参照されたい。

(8) スクールバス運行管理業務委託について

① 概要

担当部局	教育委員会 特別支援教育課		
委託契約名称	スクールバス運行管理業務委託		
委託契約の概要	県立特別支援学校1校6台のスクールバスの運行管理業務委託		
契約形態	一般競争入札		
委託先名称	(有) レークリバティ		
委託金額の推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	40,279,680円	38,646,720円	38,413,440円

② 結論【K-10(意見)】

業務に関する報告については、点呼・点検の時間も含めた形で受領し、業務実施状況を正確に把握すべきである。

③ 理由

【K-5(意見)】を参照されたい。

(9) 県立学校児童生徒定期健康診断業務委託について

① 概要

担当部局	教育委員会 保健体育課		
委託契約名称	県立学校児童生徒定期健康診断業務委託		
委託契約の概要	心臓の疾病および異常の有無（心電図 12 誘導）Bブロック（単価契約）		
契約形態	一般競争入札		
委託先名称	名古屋公衆医学研究所		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	3,362,850 円	3,434,184 円	3,722,004 円

② 結論【K-11(意見)】

県と業者がそれぞれ把握している受診人数の差異の調整結果について、証跡を明確にしておくべきである。

③ 理由

本業務は、県立学校の児童および生徒の定期健康診断業務であり、県内をエリアごとにブロック分けし、それぞれのブロックで業者を選定している。検査ごとに、受診者 1 人あたりの単価が設定される契約となっているため、検査項目ごとの受診者数より精算金額が異なることになる。受診者数等については、事前の計画により振分けられているが、検査当日における欠席者や場所の変更などにより、計画と実際の受診状況に差異が生じることがある。

したがって、正確な委託金額を算定するためには、実際受診人数の把握および請求書との整合性の確認が重要になる。

これらの確認方法について担当者にヒアリングしたところ、実際受診人数は検査当日に担当者が記録し、後日業者から送付されてくる実績報告書に記載されている人数と突合しており、差異がある場合はその内容を確認し、調整を行ったうえで支払いを行っているとの回答を得た。

これらの作業が適切に行われているか関連資料を閲覧したところ、たしかに記録および突合作業を行っていることが確認できたものの、いくつかの学校の検査については、人数に差異が生じている場合の調整について、作業の証跡が残されていない、または確認作業の完了が不明瞭となっているものが見受けられた。

差異がある場合には、その調整結果を明確にしておくことで、支払金額の妥当性を事後的にもモニタリングすることができ、また、正確な受診実績の把握の観点でも有用である。

したがって、今後は、県と業者がそれぞれ把握している受診人数の差異の調整結

果について、証跡を明確にしておくべきである。

(10) 県立学校児童生徒定期健康診断業務委託について

① 概要

担当部局	教育委員会 保健体育課		
委託契約名称	県立学校児童生徒定期健康診断業務委託		
委託契約の概要	心臓の疾病および異常の有無（心電図 12 誘導）Cブロック（単価契約）		
契約形態	一般競争入札		
委託先名称	滋賀保健研究センター		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	3,269,916 円	3,373,812 円	2,779,920 円

② 結論【K-12(意見)】

県と業者がそれぞれ把握している受診人数の差異の調整結果について、証跡を明確にしておくべきである。

③ 理由

【K-11(意見)】を参照されたい。

(1 1) 県立学校児童生徒定期健康診断業務委託について

① 概要

担当部局	教育委員会 保健体育課		
委託契約名称	県立学校児童生徒定期健康診断業務委託		
委託契約の概要	心臓の疾病および異常の有無（心電図 12 誘導）Dブロック（単価契約）		
契約形態	一般競争入札		
委託先名称	滋賀保健研究センター		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	2,818,800 円	2,949,804 円	3,626,532 円

② 結論【K-13(意見)】

県と業者がそれぞれ把握している受診人数の差異の調整結果について、証跡を明確にしておくべきである。

③ 理由

【K-11(意見)】を参照されたい。



(12) 県立学校児童生徒定期健康診断業務委託について

① 概要

担当部局	教育委員会 保健体育課		
委託契約名称	県立学校児童生徒定期健康診断業務委託		
委託契約の概要	心臓の疾病および異常の有無（心電図 12 誘導）Eブロック（単価契約）		
契約形態	一般競争入札		
委託先名称	滋賀保健研究センター		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	2,018,952 円	1,979,640 円	1,305,720 円

② 結論【K-14(意見)】

県と業者がそれぞれ把握している受診人数の差異の調整結果について、証跡を明確にしておくべきである。

③ 理由

【K-11(意見)】を参照されたい。

(13) 安土城考古博物館指定管理料について

① 概要

担当部局	教育委員会 文化財保護課		
委託契約名称	安土城考古博物館指定管理料		
委託契約の概要	安土城考古博物館の管理運営業務		
契約形態	指定管理者制度		
委託先名称	(公財) 滋賀県文化財保護協会		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	132, 233, 000 円	132, 233, 000 円	132, 794, 000 円

② 結論【K-15(意見)】

選定委員会の開催にあたっては、全ての選定委員が出席できるような運営に一層注力すべきであり、仮に全員出席できない場合は、定足数のみならず、関連する委員の出席率も十分に考慮すべきである。

③ 理由

本業務は指定管理者制度により事業者を決定している。事業者については選定委員会の審査により決定され、本業務の選定委員会は、当時のスポーツ健康課所管の7施設とあわせ計8施設を3日に分けて開催された。

ここで、選定委員は以下の7名である。

(選定委員の構成内容)

(1) 学識経験を有する者
・京都大学総合博物館教授
・びわこ成蹊スポーツ大学副学長
(2) その他教育委員会が適当と認める者
・公認会計士
・しが中小企業女性中央会会長
・県スポーツ推進委員協議会理事
・県文化財保護連盟会長
(3) 県の職員
・県教育次長

ところが、本業務の事業者の審査日において、出席した委員は上記7名のうち「びわこ成蹊スポーツ大学の副学長」「しが中小企業女性中央会会長」「県スポーツ推進委員協議会理事」「県文化財保護連盟会長」の4人だけであった。このことについて

て担当者に質問したところ、各委員の都合を聴取し、出席委員の多い日を選定したが、当日に委員の出席が難しくなり4名となったとのことであった（当初の出席予定は5名）。

滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会規則第4条3項では、選定委員会は委員の2分の1以上の出席で開催できるとされているため、形式上の要件は満たしていることになる。しかしながら、審査委員会の重要性および、各委員の選定趣旨に照らしても、全員出席が予定されている状態で委員会に臨むことが望ましいのであって、結果的に4名しか出席していない当該状況では、様々な観点からの十分な審議が行われたとは言い難い。

定足数は満たしているものの、今後、選定委員会の開催にあたっては、全ての選定委員が出席できるような運営に、より一層注力すべきである。

また、今回の選定委員会は本業務のほかにも当時のスポーツ健康課の7施設の管理について審査を実施している。上記の選定委員の構成と業務の関連性を考察すると、本業務と特に関連性を有すると考えられる委員は「京都大学総合博物館教授」「県文化財保護連盟会長」であり、他の施設の管理業務と特に関連性を有すると考えられる委員は「びわこ成蹊スポーツ大学副学長」「県スポーツ推進委員協議会理事」である。残りの委員については共通して関連性のある委員であると考えられる。

ここで、改めて本業務と関連のある委員とその出席状況を整理すると、以下のようになる。

（選定委員の構成内容と本業務との関連性）

	関連性	出席
(1) 学識経験を有する者		
・京都大学総合博物館教授	○	×
・びわこ成蹊スポーツ大学副学長	×	○
(2) その他教育委員会が適当と認める者		
・公認会計士	○	×
・しが中小企業女性中央会会長	○	○
・県スポーツ推進委員協議会理事	×	○
・県文化財保護連盟会長	○	○
(3) 県の職員		
・県教育次長	○	×

本業務の関連性という観点、すなわち、関連のある委員ベースで考えると出席率は半数を下回ってしまう。このような状態では、たとえ半数以上の委員が出席し委員会が成立したとしても、当初期待されていた専門的な知見等に基づく深度ある討

論が実施されない恐れがある。

選定委員会の開催にあたっては、全ての選定委員が出席できるような運営に、一層注力すべきであり、仮に全員出席できない場合は、定足数のみならず、関連する委員の出席率も十分に考慮すべきである。

(14) 運航管理委託について

① 概要

担当部局	教育委員会 びわ湖フローティングスクール		
委託契約名称	運航管理委託		
委託契約の概要	学習船「うみのこ」の運航管理業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	琵琶湖汽船(株)		
委託金額の推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	148,004,318円	147,849,122円	147,743,573円

② 結論(i)【K-16(指摘)】

受託者からの業務経過報告書を遅滞なく提出するよう県は指導すべきである。

③ 理由(i)

当該業務は、学習教育の一環として、県内小学5年生を対象に、琵琶湖において、学習船「うみのこ」を使用して宿泊体験型の教育を展開するため、当該うみのこの運航管理業務を委託するものであり、以下の理由により、琵琶湖汽船(株)と随意契約を締結し、他に代替性がないものとして、1者見積を実施している。

(随意契約理由)

<ul style="list-style-type: none"><li>・児童学習航海は北湖および南湖の琵琶湖一円において学習船「うみのこ」(928トン)を利用して1泊2日の航海を行う。</li><li>・児童の乗下船や寄港地活動のため琵琶湖一円の棧橋を使用し、係船作業が必要である。</li><li>・荒天時や緊急時に迅速かつ緊密な連絡・連携をとる必要がある。</li><li>・当該会社は、琵琶湖一円において大型船の運航実績を有する唯一の会社である。</li><li>・当該会社は、児童が乗下船および寄港地活動に使用する棧橋(今津港、長命寺港、琵琶湖大橋港)を所有・管理している。</li><li>・当該会社は、本社を浜大津におき、「うみのこ」の母港である大津港および当所の事務所と近接している。よって、荒天時や緊急時に迅速かつ緊密な連絡・連携をとることができる。</li><li>・当該会社は、緊急避難港であり湖北における準母港的拠点である長浜港において「うみのこ」が使用できる給排水・給油設備を所有している。</li><li>・当該会社は、昭和58年の就航以来「うみのこ」の安全な運航管理業務の実績を有し、事業の目的、船舶の構造、操船の実際を熟知している。</li></ul>
--

ここで、「うみのこ」の安全な運航管理について、県として適時・適切に確認および検証する必要があり、平成 28 年度びわ湖フローティングスクール「うみのこ」にかかる船舶運航管理委託契約書第 22 条には、受託業者は各四半期ごとに業務経過報告書を委託業務完了後は業務完了報告書を各々遅滞なく県に提出しなければならないとされている。

しかしながら、第 1 四半期（平成 28 年 4 月～6 月）の業務経過報告書の提出は、平成 28 年 11 月 14 日となっており、第 2 四半期（平成 28 年 7 月～9 月）は、平成 28 年 12 月 28 日、第 3 四半期（平成 28 年 10 月～12 月）は、平成 29 年 2 月 17 日となっていた。

一般的な県の委託契約には、事業終了後 30 日以内に事業報告書を受領する旨が記載されている点を考慮すると、業務経過報告書の提出が遅滞なくなされているとは認められない。業務経過報告書の提出の遅延について、担当者に確認したところ、平成 28 年度は、委託料の支払方法が変更されたことおよび提出された報告書の内容が不十分なものであったため、修正を指示した結果、遅延したと聴取しているが、受託者に遅滞なく提出するよう指導すべきである。

#### ④ 結論（ii）【K-17(意見)】

県は受託者に対し、再委託先の報告を漏れなく行うよう指導すべきである。

#### ⑤ 理由（ii）

委託契約は、県と受託者との信頼関係を基礎にして締結されていることおよび受託者に限って職務上の秘密に関わる情報や個人情報を提供していることなどを前提として締結されている。したがって、県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託については、原則として禁止される。しかしながら、受託者が再委託を実施せざるを得ない場合には、受託者は県に再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法等を報告したうえで、県が当該委託業務を適切に遂行できると判断し、承諾した場合のみ許されると考えられる。実際にも、その旨は委託契約書第 21 条に記載されているところである。また、当該再委託の承認手続は、県が原則禁止とされている再委託を承諾したことを客観的に示すため、書面にて実施する必要がある。

ここで、大型の修繕に関しては、紙面により県に再委託申請書が提出され、承諾されているが、その他再委託を行っている船内消毒や水質管理等については、当該申請書が提出されていなかった。担当者に聴取したところ、当該業務が再委託の範囲に含まれると考えていなかったとのことであるが、船内消毒や水質管理等は、仕様書にも業務として明示されており、かつ、安心・安全に関わる根幹をなす一部で

あるため、当然に当該業務がどの再委託先によってなされているかは県に報告すべきであり、県としても適切に管理・監督すべきである。

県は、受託者に対し、漏れなく再委託先を報告するよう指導すべきである。

(15) 給食業務委託について

① 概要

担当部局	教育委員会 びわ湖フローティングスクール		
委託契約名称	給食業務委託		
委託契約の概要	学習船「うみのこ」船内での給食提供業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	琵琶湖汽船(株)		
委託金額の推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	44,983,620円	45,160,848円	45,056,844円

② 結論(i)【K-18(意見)】

一般競争入札への移行を検討すべきである。

③ 理由(i)

当該業務は、学習船「うみのこ」内での給食業務であり、以下の理由により、学習船「うみのこ」の運航管理業務と同様の受託者と1者見積りのうえ、随意契約を締結している。

(随意契約理由)

- ・「うみのこ」船内での食事提供は1泊2日で4食、年間94航海の食事を提供するという特殊なものであり、一般の食堂やレストラン等とは業務内容が異なる。
- ・給食に必要な諸物資、器具等の搬入搬出、および食堂から生じた衛生管理上速やかな処理が必要な残飯やごみ等の処分について、大津港への入港時に行うことが求められる。
- ・船舶という「限られた空間」では、乗船者相互の関連が不可欠であり、船長を中心とした危機管理体制を十分に理解しておく必要がある。  
そのためには、船舶に関する知識が必要であり、経験が求められる。
- ・運航の受託先(琵琶湖汽船(株))と同じ会社であり、船内事情にも熟知しており、年間を通じ船内宿泊勤務が可能な体制を持っている。
- ・施設が「うみのこ」の母港である大津港に近いので、物資の搬入搬出、残飯やごみ処理が迅速に行え、衛生の確保や食中毒の予防がはかれる。
- ・「うみのこ」の母港である大津港に本社を有し、荒天時や緊急時に迅速かつ緊密な連絡・連携が可能である。

たしかに上記に記載しているとおり、1泊2日で実施しなければならない点や安心・安全という観点から、「うみのこ」の運航者と緊密に連携を取らなければなら



ないことなどに一定の特殊性は認められるが、基本的には給食調理業務であり、他に代替しうる者がいないと判断するまでには至らないと考えられる。

また、学習船「うみのこ」の運航管理業務の委託契約書第 19 条および給食業務委託契約特記仕様書第 7. (3) には、以下のように記載されており、運航管理業務の受託者は当該業務の受託者と必要な調整を図ることが求められており、運航管理者と給食業務提供者は同一の受託者に一定程度の優位性はたしかに認められるものの、こちらについても運航管理者の指揮・監督のもと必要な調整を図れば足りることから、他に代替しうる者がいないと判断するまでには至らない。

(委託契約書)

(第 19 条 (給食業務受託者との調整))

乙は、甲が別途委託契約を締結する「うみのこ」内の給食業務の受託者との連携を密にし、紛争が発生することのないよう、必要な調整を図らなければならない。

(給食業務委託契約特記仕様書第 7. (3))

給食提供に関して対応を要する問題・危機が発生した場合、受託者は委託者が作成する『「湖の子」安全管理』に従い行動する。特に受託者、船長への報告・連絡・相談は最重要事項とする。

したがって、随意契約の理由に該当するとは考えられないため、一般競争入札への移行を検討すべきである。なお、県の担当者によると平成 30 年度より一般競争入札へ移行する予定とのことである。

#### ④ 結論 (ii) 【K-19(意見)】

県は、詳細な委託料実績の報告を受託者へ求めるとともに、委託料実績を適切に検証したうえで、翌年度以降の委託料の積算を実施すべきである。

#### ⑤ 理由 (ii)

当該業務の見積もりの内訳は以下のとおりとなっている。

項目	金額 (円)	備考
人件費	29,066,900	社員 4 名 + 準社員 2 名
付帯人件費	2,972,900	-
雑費	890,100	-
車両経費	1,372,600	-

項目	金額 (円)	備考
陸上施設費	834,600	年間原価額に対する光熱費の割合を12%としおよび加工率を22%とする。
一般管理費	2,108,200	上記人件費から陸上施設費迄の合計に対する6%
諸経費	4,474,000	上記人件費から一般管理費迄の合計と算出基礎原価額を加算した金額に対する6.65%
消費税および地方消費税	3,337,544	-
合計	45,056,844	-

上記からわかるとおり、陸上施設費、一般管理費、諸経費については、簡便的に係数を乗じて見積もられている。ここで、実績の支出報告を確認したところ、各項目の支出金額は見積金額と同額であり、陸上施設費、一般管理費、諸経費についても見積段階と同じ係数を乗じて報告されているのみであった。当該報告のみでは、委託料の実績の検証は行えない。

当該委託業務は、長年の間、随意契約で行われており、競争性が働かないことおよび運航者と同一先に委託しているものの、別の委託契約となっているため、給食業務と運航管理業務の委託料の中に光熱費等重複の支出が計上されていないことを確認するためにも、実際の支出金額についての報告を受託者に求めたうえで、委託料実績を適切に検証し、翌年度以降の委託料金額の積算を実施すべきである。

#### ⑥ 結論 (iii) 【K-20(意見)】

人件費にかかる委託金額の妥当性の検証を県として実施すべきである。

#### ⑦ 理由 (iii)

当該業務の委託料総額の約70%を占める人件費等の内訳は以下のとおりである。

項目	金額 (円)	備考
基準給	17,799,960	社員4名+準社員2名
賞与	5,069,500	支給月数は前年度と同様
残業手当	4,942,900	年間航海数を基に算出
宿直手当	465,000	同上
退職引当金	789,600	社員4名分
付帯人件費	2,972,900	基準給+賞与の13%
合計	32,039,860	

担当者によれば、当該委託料の見積りは、受託者の給与規程等に沿ってなされているとのことであるが、当該規程に沿っていることが適切な委託料の根拠となるわけではない。給食調理業務の人件費単価については、他の同業他社と比較・検証することができないとは言えず、財規第 220 条①の「契約書の徴取を一者とする事が出来る場合 イ. 契約の目的物が代替性のないものであるとき」が想定している状況と異なると考えられる。

この点につき、担当者に確認したところ、一般的な標準単価と比較したとのことであるが、どのように比較したかを事後的に検証することはできなかった。

したがって、長年継続している業務であり、競争性が働いていない以上、特に委託料の妥当性については、同業他社の単価実績等を比較・検討した結果を明確にしたうえで、委託金額の妥当性を判断すべきである。

(16) キャットウォーク保守点検業務委託について

① 概要

担当部局	教育委員会 図書館		
委託契約名称	キャットウォーク保守点検業務委託		
委託契約の概要	県立図書館内のキャットウォーク保守点検業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	三精テクノロジーズ(株)		
委託金額の推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	169,560円	169,560円	169,560円

② 結論 (i) 【K-21(意見)】

随意契約理由の妥当性を厳格にチェックするとともに、2者以上から見積徴取することを検討していくべきである。

③ 理由 (i)

本業務は委託先会社である三精テクノロジーズ(株)が設置した県立図書館内のキャットウォークの保守点検を年2回実施する業務であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と随意契約を締結している。また、県財務規則第220条第1項ただし書き第2号により1者見積としている。

県は随意契約理由として、当該設備は建設時に同社が設置したものであり、設備構造を熟知している者は他にいないことを挙げており、また、随意契約理由と同じ理由により、代替性がないとして他社からの見積書を入手していない。

この点、県が県内電気設備業者および総合建築業者に確認したところ、いずれも「図書館に設置されているキャットウォークについてはロビー床面から約15m高の高さの屋根部分にほぼ中空の状態を設置してある特殊な設備であり、製造業者に保守点検を任せるのが安全上においても一般的な方法である。」との回答を得たとのことである。また、県が委託先である製造業者に確認したところ、「当社の製品ラインアップ上においても特殊な製品であり、知りうる限り、他者では保守点検は不可能と思われる。」との回答を得たとのことである。

しかしながら、キャットウォークは他の業者も取り扱っており、委託先会社以外には本業務を行うことが不可能であると、2者以上からの見積徴取は他に代替する者がいないことから不可能である、とまでは言い切れないと考えられる。

運用を誤ると公正さを欠くことにもなる随意契約においては、随意契約理由のチェックは厳格に行う必要がある。また、随意契約であっても競争性を確保するため、2者以上から見積徴取すべきであり、1者見積とする場合にはその理由について厳格にチェックする必要がある。なお、平成30年度に県立図書館の大屋根改修工事

を予定しており、キャットウォークについてもあわせて改修を行うとのことであるから、改修を機に2者以上からの見積徴取を行うよう検討されたい。

④ 結論 (ii) 【K-22(意見)】

今後は、契約金額の妥当性を検証し、ライフサイクル全体としての委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法についても検討していくべきである。

⑤ 理由 (ii)

本業務について、契約金額の妥当性の検証状況を担当者にヒアリングしたところ、具体的な検証は実施していない旨の回答があった。

ここで、県の予定価格の積算書を確認すると、直接人件費を算出するにあたって用いた工数は4人日となっていた。これに対し、委託先会社からの保守点検報告書に記載されている年2回の作業時間は、それぞれ45分(1回目)と1時間(2回目)であり、作業者はいずれも1名であったとのことである。このような状況を鑑みると、契約金額が妥当でない可能性も十分に考えられる。

他社からの見積書が入手できない場合であっても、契約金額の妥当性を検証することは必要である。また、長年継続している業務であり、競争性が働いていない以上、今後、標準単価や実績作業時間の検証も含め、契約金額の妥当性について検討すべきである。

また、導入後に保守点検が必要なものにかかる委託料総額を削減するためには、導入時のコストだけでなく、導入後の保守点検等も含めたライフサイクル全体において、競争性を十分に働かせる必要がある。新たな設備を導入する場合は、例えば総合評価方式の一般競争入札の検討を行うなど、ライフサイクルコストを勘案して契約の相手方を選定する必要がある。

平成30年度の改修を機に、契約金額の妥当性を検証し、ライフサイクル全体としての委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法についても検討していくべきである。

(17) 警備業務委託について

① 概要

担当部局	教育委員会 図書館		
委託契約名称	警備業務委託		
委託契約の概要	県立図書館の警備業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	総合警備保障(株)		
委託金額の推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	907,200円	904,760円	907,200円

② 結論【K-23(意見)】

長期的な委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法について検討すべきである。

③ 理由

本業務は県立図書館の警備業務であり、県立図書館開設時(昭和55年)から総合警備保障(株)に委託している業務である。

警備業務は毎年度、継続的に発生する業務であり、通常、警備機器を設置した業者がその後の警備業務を行うことになると考えられる。したがって、ある程度の期間、業務の提供を受けることを前提に委託契約を締結することが経済的であり合理的と考えられる。

この点、県の随意契約事前チェックリストにおいても、随意契約によることとした理由として、以下の記載がある。

(随意契約理由)

建設時に当該業者が設置したものであり、他の業者に代替はできない。 代替の場合は機器の変更が必要であり、別途経費が必要となる。
---

導入段階では一般競争入札等により業者を決定していたとしても、導入後の警備業務について地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により業者と随意契約を結んでいる状況では、契約期間全体としては競争性が働かず、業者が当初の導入費用を抑える一方、導入後の警備業務で過度な利益を確保することも考えられ、全体として委託料が割高となってしまうおそれがある。

したがって、長期的な委託料削減の観点から、例えば総合評価方式の一般競争入札の検討を行うことや、長期継続契約、債務負担行為による一定期間の契約とすることで委託料削減に繋がらないかなど、契約期間全体を勘案して契約の相手方や契

約方法を検討すべきである。

## L. 警察本部

本監査において、警察本部で抽出された委託契約は以下のとおりである。

No.	委託契約名称	契約形態	委託金額 (円)
1	運転免許証関係事務委託	一般競争入札 (その他)	53,892,000
2	平成 28 年度および平成 29 年度警察本部庁舎建設設備運転監視業務等委託	一般競争入札 (その他)	71,876,106
3	自動車保管場所証明調査委託	一般競争入札 (その他)	51,470,784
4	システム改修委託	随意契約 (1 者見積)	193,798,656
5	高齢者講習委託	随意契約 (1 者見積)	163,445,261
6	平成 28 年度交通管制システム保守点検業務委託	一般競争入札 (その他)	20,282,400
7	健康診断委託	一般競争入札 (その他)	31,183,907
8	原付講習委託	一般競争入札 (その他)	4,439,822
9	機器保守委託	一般競争入札 (その他)	1,683,859
10	平成 28 年度パーキングチケット発給設備の運用管理および発給手数料徴収等に関する事務委託	一般競争入札 (その他)	42,461
11	放置駐車違反確認事務委託 (大津警察署)	一般競争入札 (その他)	21,373,200
12	機器保守委託	随意契約 (1 者見積)	475,200
13	機器保守委託	随意契約 (1 者見積)	299,160
14	採用業務委託	随意契約 (1 者見積)	879,072
15	システム管理委託	随意契約 (1 者見積)	1,296,000
16	機器保守委託	随意契約 (1 者見積)	3,240,000
17	システム改修委託	随意契約 (1 者見積)	14,469,516



(1) 平成 28 年度および平成 29 年度警察本部庁舎建設設備運転監視業務等委託について

① 概要

担当部局	警察本部 会計課		
委託契約名称	平成 28 年度および平成 29 年度警察本部庁舎建設設備運転監視業務等委託		
委託契約の概要	平成 28 年度および平成 29 年度警察本部庁舎建設設備運転監視業務等委託一式		
契約形態	一般競争入札		
委託先名称	イオンディライト (株)		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	94,454,514 円	61,711,286 円	71,876,106 円

② 結論【L-1(意見)】

委託範囲の妥当性について見直しを検討すべきである。

③ 理由

本業務は委託先会社であるイオンディライト (株) に対して、警察本部庁舎の電気設備、空調設備、昇降機、給排水設備、消防設備等の設備点検を一括して委託する業務であり、一般競争入札の結果、イオンディライト (株) と委託契約を締結している。

ここで、委託先会社であるイオンディライト (株) は、受託した業務の約半数を再委託していることから、各業務を広範囲に一括して委託している理由について担当者にヒアリングしたところ、庁舎管理を一括して委託した方が危機管理上有用であるとのことであった。

入札に参加した 3 業者の受託業務技術審査申請書の業務ごとの金額を比較すると、以下のとおりである。

受託業務技術審査申請書

入札業務名：警察本部庁舎建築設備運転監視委託業務

(単位：円)

業務名	イオンディライト（株） (落札業者)		A社		B社	
吸収式冷温水機点検	C社	5,000,000	自社		C社	4,980,000
ガスヒートポンプユニット点検	D社	1,500,000	E社	2,000,000	D社	1,500,000
昇降機（エレベータ）点検	F社	5,040,000	G社	3,840,000	G社	3,000,000
立体式駐車装置点検	H社	1,800,000	H社	3,500,000	I社	1,600,000
簡易リフト点検	F社	720,000	G社	4,000,000	G社	600,000
段差解消機点検	F社	720,000	G社	1,000,000	G社	900,000
自動扉保守点検	J社	420,000	K社	200,000	J社	100,000
空調自動制御設備点検	L社	20,000,000	L社	27,000,000	L社	24,000,000
自家発電設備点検	M社	5,700,000	N社	6,000,000	M社	5,000,000
自家用電気工作物点検 (交流無停電電源装置)	O社	6,000,000	O社	7,000,000	P社	7,000,000
自動排気システム点検	Q社	1,200,000	Q社	1,500,000	R社	850,000
井水処理装置点検	S社	2,800,000	S社	3,800,000	S社	2,400,000
コ・ジェネレーション点検	E社	11,500,000	E社	30,000,000	E社	12,000,000

業務名	イオンディライト（株） （落札業者）		A 社		B 社	
電気通風窓 点検	T 社	420,000	T 社	800,000	Q 社	1,300,000
自家用電気 工作物点検 （受変電設 備）	U 社	5,200,000	自社		U 社	4,000,000
ゴンドラ定 期点検	V 社	128,000	V 社	1,300,000	V 社	1,200,000
飲料水水質 調査	W 社	92,000	X 社	500,000	Y 社	600,000
貯水槽等清 掃点検	自社		自社		自社	
エネルギー 管理業務	自社		自社		自社	
汚水槽・雑 排水槽清掃	-		-		Z 社	800,000
煤煙測定	-		-		Y 社	700,000
再委託金額 合計		68,240,000		92,440,000		72,530,000
入札金額		125,526,000		210,000,000		145,000,000
再委託割合		54.4%		44.0%		50.0%

注1 「受託業務技術審査申請書」より加工

注2 平成28年度において、当委託について平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間の契約を締結しており、2年間の契約金額は135,568,080円（平成28年度執行金額71,876,106円、平成29年度執行金額63,691,974円、税込）である。

上表からわかるとおり、落札業者であるイオンディライト（株）より他社の委託金額の方が低くなっている業務が、9件存在しており、再委託割合も再委託金額合計および入札金額から計算すると、約54.4%であった。

たしかに庁舎管理を一括して委託した方が危機管理上有用である点はあるが、当該現状を鑑みると、委託契約を一定程度、細分化することでさらに競争性が確保でき、コスト面で有利になる可能性も否定できないため、再度、最も効率的となる業務範囲の見直しの検討をすべきである。

(2) システム改修委託について

① 概要

担当部局	警察本部 会計課		
委託契約名称	システム改修委託		
委託契約の概要	総合運転者管理システム改修委託		
契約形態	随意契約		
委託先名称	日本電気（株）滋賀支店		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	193,798,656 円

② 結論【L-2(意見)】

契約金額の妥当性の検証や次年度以降の適切な積算の観点から、実績検証の実施を検討すべきである。

③ 理由

本業務は平成 29 年 3 月施行の道路交通法等の改正に伴い、運転免許証の管理システムである総合運転者管理システムのプログラム改修等を委託する業務であり、同システムを開発・運用している日本電気（株）しか本業務を行えないとして、同社滋賀支店と随意契約を締結している。

ここで、県は委託金額に関し、市場価格情報誌等を参考に算出した単価および工数を基に積算し、予定価格を決定したうえで委託契約を締結している。しかし、実績検証に関しては、作業室等への入退室状況および職員立会による作業確認等を行うことで作業実績を把握しているのみで、実績金額の根拠となる実績単価および工数等の情報を入手していない状態であった。その結果、実質的に予定単価および工数との比較検討がなされていなかった。

随意契約で競争性が働いていない以上、実績検証は契約金額の妥当性の検証や次年度以降の同様の業務の適切な積算の観点から重要である。

したがって、実績検証の実施を検討すべきである。

(3) 平成28年度交通管制システム保守点検業務委託について

① 概要

担当部局	警察本部 会計課		
委託契約名称	平成28年度交通管制システム保守点検業務委託		
委託契約の概要	平成28年度交通管制システム保守点検業務委託一式		
契約形態	一般競争入札		
委託先名称	パナソニックシステムネットワークス(株) システムソリューションズジャパンカンパニー関西社		
委託金額の推移	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	19,828,800円	20,282,400円	20,282,400円

② 結論【L-3(意見)】

長期的な委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法について検討すべきである。

③ 理由

本業務は、信号制御装置および交通状況表示板等からなる交通管制システムの保守点検を行う業務である。当該委託業務は、一般競争入札により委託先業者が決定されているが、応札はパナソニックシステムネットワークス(株)1社のみという状況が継続している。本委託業務のようなシステム保守点検業務は、通常、システム導入時における導入業者がその後の保守点検業務を行うことになると考えられる。

導入後に保守点検が必要なものにかかる委託料総額を削減するためには、導入時のコストだけでなく、導入後の保守点検等も含めたライフサイクル全体において、競争性を十分に働かせる必要がある。

したがって、例えば総合評価方式の一般競争入札の検討を行うなど、ライフサイクルコストを勘案して契約の相手方を選定する必要がある。

(4) 原付講習委託について

① 概要

担当部局	警察本部 会計課		
委託契約名称	原付講習委託		
委託契約の概要	原付免許取得時における講習業務		
契約形態	一般競争入札		
委託先名称	(公財) 滋賀県交通安全協会		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	5,071,207 円	4,651,740 円	4,439,822 円

② 結論【L-4(意見)】

過去の実績を反映した積算を実施すべきである。

③ 理由

本業務は道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する「原付免許を受けさせようとする者に対する原動機付自転車の運転に関する講習」を原付免許の講習対象者に対して実施することを委託する業務であり、一般競争入札の結果、(公財) 滋賀県交通安全協会と契約を締結している。

当該契約は単価契約であり、積算は、想定される受講者数やそれに伴い必要となる指導員数を基に行われる。ここで、指導員数や受講者数に関して、平成 26 年度以降の積算および実績の人数は下記のとおりである。

(原付講習指導員数、受講者数推移)

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度
	(積算)	(実績)	(積算)	(実績)	(積算)	(実績)	(積算)
指導員数 (延人数)	728	320	792	336	485	345	505
受講者数(人)	1,800	1,247	2,000	1,290	1,500	1,139	1,500
指導員 1 人あたりの受講者数 (人)	2.47	3.90	2.52	3.84	3.09	3.30	2.97

注 1 「原付講習委託料積算書」および県からの回答を基に抜粋、加工

注 2 1 日に必要とする平均指導員数 (5 人) を乗じて計算されている。

上記の表を見ると、平成 26 年度以降、積算書上の指導員数および受講者数に対し、同年度における実績人数は少なく、乖離している状態となっている。

したがって、過去の実績を反映した受講者数および指導員数を基により精緻な積算を実施すべきである。

なお、県は、積算時の指導員数および受講者数については、実績値に近くなるよう今後の入札時に見直しを行う予定とのことである。

(5) 機器保守委託について

① 概要

担当部局	警察本部 会計課		
委託契約名称	機器保守委託		
委託契約の概要	視覚検査装置保守委託（警察署）		
契約形態	随意契約		
委託先名称	興和テクニカルサービス（株）		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	475,200 円	475,200 円

② 結論【L-5(意見)】

ライフサイクル全体としての委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法についても検討すべきである。

③ 理由

本業務は滋賀県内の警察署に設置されている運転免許試験および免許の更新業務に使用される視覚検査装置についての点検業務であり、興和テクニカルサービス（株）と随意契約を締結している。随意契約理由として、同社の特別な技術および部品を使用して構成された装置であり、製造元である同社以外では適切な機能を維持するための点検および修理の際の部品等の入手ができないという点を挙げている。

当該業務は、毎年継続的に発生する業務であり、通常、視覚検査装置を設置した業者がその後の点検業務を行うことになると考えられる。したがって、ある程度の期間、業務の提供をうけることを前提に委託契約を締結することが、経済的であり合理的と考えられる。

たしかに、予算要求の段階において、現有装置の保守点検を継続する場合の費用と、新たな装置を導入した場合の費用との比較検討は行われているが、導入後に保守点検が必要なものにかかる委託料総額を削減するためには、導入時のコストだけでなく、導入後の保守点検も含めたライフサイクル全体において、競争性を十分に働かせる必要がある。

新たな装置を導入する場合は、例えば総合評価方式の一般競争入札の検討を行うなど、ライフサイクルコストを勘案して契約の相手方や契約方法についても検討すべきである。一方、現有装置の保守点検を継続する場合には、現状では装置の保守委託契約は「滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に定める契約の範囲外ではあるが、長期的な委託料削減の観点から、県として長期継続契約の範囲に当該保守委託契約を含めることも検討すべきである。



(6) 機器保守委託について

① 概要

担当部局	警察本部 会計課		
委託契約名称	機器保守委託		
委託契約の概要	視覚検査装置保守委託 (試験場)		
契約形態	随意契約		
委託先名称	興和テクニカルサービス (株)		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	299,160 円	299,160 円	299,160 円

② 結論【L-6(意見)】

ライフサイクル全体としての委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法についても検討すべきである。

③ 理由

【L-5(意見)】を参照されたい。

(7) 採用業務委託について

① 概要

担当部局	警察本部 会計課		
委託契約名称	採用業務委託		
委託契約の概要	警察官募集にかかる業務		
契約形態	随意契約		
委託先名称	(株) マイナビ		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	879,072 円	879,072 円	879,072 円

② 結論【L-7(意見)】

見積書を 2 者以上から入手することを検討すべきである。

③ 理由

警察官募集にかかる本業務は、(株) マイナビと 1 者見積のうえ、随意契約を締結している。県は、当該契約形態の理由として、警察官募集を一人でも多くの学生の目に触れるようにするため、京都・滋賀エリアの学生会員数が第 1 位である(株) マイナビ以外には、「他に代替しうる者がいない」と判断しているとのことである。

ここで、他の都道府県は別の会社に委託していたため、追加的に担当者に確認したところ、警察庁において、各都道府県の基本的な採用情報を他の会社に掲載していることから、(株) マイナビに委託することが効果的と判断しているとのことである。

本業務は滋賀県財務規則第 219 条第 1 項第 6 号に定められる 100 万円を超えない契約であることから、随意契約によることは認められるものの、他の都道府県の状況や固定化されている委託金額の妥当性を検証する観点で、再度、複数の見積りを徴取する必要性を検討すべきである。

(8) システム改修業務委託について

① 概要

担当部局	警察本部 会計課		
委託契約名称	システム改修委託		
委託契約の概要	IC 免許証作成機器システム改修		
契約形態	随意契約		
委託先名称	富士フイルムイメージングシステムズ (株)		
委託金額の推移	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	-	-	14,469,516 円

② 結論【L-8(意見)】

契約金額の妥当性の検証や次年度以降の適切な積算の観点から、実績検証の実施を検討すべきである。

③ 理由

本業務は平成 29 年 3 月施行の道路交通法の改正に伴い、IC 免許証作成機器のシステムを改修する業務であり、当該システムの改修作業が、開発・運用業者である富士フイルムイメージングシステムズ (株) しか取扱いができないことを理由として、当該委託業者と随意契約を締結している。

ここで、県は委託金額に関し、市場価格情報誌等を参考に算出した単価および工数を基に積算し、予定価格を決定したうえで委託契約を締結している。しかし、実績検証に関しては、作業室等への入退室状況および職員立会による作業確認等を行うことで作業実績を把握しているのみで、実績金額の根拠となる実績単価および工数等の情報を入手していない状態であった。また、入手している請求書上は「仕様調整費 1 式」等となっていた。その結果、実質的に予定単価および工数との比較検討がなされていなかった。

随意契約で競争性が働いていない以上、実績検証は契約金額の妥当性の検証や次年度以降の同様の業務の適切な積算の観点から重要である。

したがって、実績検証の実施を検討すべきである。

#### M. 人事委員会事務局

本監査において、人事委員会事務局で抽出された委託契約は以下のとおりである。

No.	委託契約名称	契約形態	委託金額（円）
1	採用案内パンフレット作成委託	随意契約（プロポーサル方式）	1,289,520

なお、指摘および意見として記載すべき事項は見当たらなかった。

#### N. 監査委員事務局

本監査において、監査委員事務局で抽出された委託契約は以下のとおりである。

No.	委託契約名称	契約形態	委託金額（円）
1	公用車運転業務委託	随意契約（1者見積）	710,167

なお、指摘および意見として記載すべき事項は見当たらなかった。

## 第6章 所感

滋賀県における今後の財政収支見通しは、社会保障関係費の増加や国体等の大規模事業の財政需要拡大に伴い、厳しい状況が今後続くと見込まれている。

このような状況の中、今後の厳しい財政収支見通しへの対応の一つとして、歳出面では効率的な予算執行の徹底が挙げられている。県では効率的な予算執行の手段として、例えば、積極的なアウトソーシングや委託契約事務の適正化についての取組を行っている。これらの取組は、効率的な予算執行にとって有用な取組である。

しかしながら、今回の監査の結果、委託契約事務の適正化への取組については部局によってかなりの温度差が感じられた。部局の担当者の方々も、どこまでやればよいかということについて、他部局での状況を把握できていない中で、試行錯誤して悩みながら実施しており、結果的に部局によって取組の程度に差が出る結果となっている。

その結果、委託契約の相手先選定における競争性確保についての検討が不十分と考えられるケース、委託業務の事後的な検証を実施することによって翌年度の委託費用削減の余地があると考えられるケースが見られた。また、業務委託先が再委託をする場合に、発注元である県が再委託の状況を把握する程度も県のルールが明確でないことから部局によってまちまちであった。さらに、アウトソーシングの導入についても、より一層積極的に取り組む必要があると思われる業務が見られた。

これらの課題については、県全体として各部局に横串を通して委託契約の検証をすることによって、各部局間での情報共有やレベル感の統一を進めて、より望ましい委託契約事務の適正化を進めることができ、ひいては、さらに効率的な予算執行を実施することが期待される。

最後になりますが、一年間にわたり包括外部監査にご協力いただいた各部局に、感謝申し上げます。